

美しい故郷を未来の世代に引き継ぐために

環境意識の高い市民が集う快適環境都市「るもい」

第2期留萌市環境基本計画



留 萌 市

は じ め に

留萌市は、海と山の豊かな自然環境に囲まれ、このかけがえのない環境を将来の世代に引き継ぐために、市民一人ひとりが日常生活や事業活動により深く関わっていくことが重要な責務と考えております。

今日、世界的には、地球温暖化を始めとした様々な環境問題が深刻化し、日本におきましても、温室効果ガス排出量の抑制や循環型社会の構築などにより、持続可能な社会の実現に取り組んでおります。

留萌市では、平成15年3月に「現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境の確保」を目的に「留萌市環境基本条例」を制定し、また、平成18年3月には「留萌市環境基本計画」を策定し、「市民、事業者、市」が環境保全を推進するための指針として取り組んできました。

第2期留萌市環境基本計画は、前計画を引き継ぎ、国が掲げた温室効果ガスの削減目標やこれからの環境問題に対してより一層の取り組みを推進するため、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、この計画の策定にあたりまして、ご審議を賜りました留萌市環境審議会委員の皆様や貴重なご意見をいただきました市民の方々に心から感謝申し上げます。

平成29年3月

留萌市長 高 橋 定 敏

《 目 次 》

第 1 章 環境基本計画策定の考え方

1	計画策定の背景	1
2	計画の目的	1
3	計画の位置付け	2
4	環境の範囲	3
5	計画の対象地域	3
6	計画の期間	3

第 2 章 環境の現状と課題

1	地域の概況	4
	(1) 位置、(2) 地 勢、(3) 沿 革、(4) 人 口、 (5) 気 象、(6) 土地利用、(7) 産 業	
2	自然環境	15
	(1) 森 林、(2) 緑 地、(3) 河 川、(4) 植 物、 (5) 動 物	
3	生活環境	20
	(1) 大 気、(2) 水 質、(3) 土 壌、(4) 騒音、振動、 (5) 悪 臭	
4	都市環境	34
	(1) 生活排水、(2) 畜 犬、(3) 住 宅、(4) 道 路、 (5) 街並み、景観、(6) 公 園、(7) 文化財	
5	廃棄物・エネルギー	42
	(1) 廃 棄 物、(2) 電 気、(3) 水 道	
6	地球環境	51
	(1) 地球温暖化、(2) オゾン層の破壊、(3) 酸性雨（雪）、 (4) 野生生物種の減少、(5) 海洋汚染、(6) 有害廃棄物の越境移動、 (7) 熱帯林の減少、(8) 砂漠化、(9) 発展途上国の公害問題、 (10) PM2.5、(11) 原子力発電	
7	第1期環境基本計画の総括	55

第 3 章 望ましい環境像と基本目標

1	計画の視点	58
2	望ましい環境像	59
3	基本目標	60
4	個別目標	61

第4章	基本目標ごとの施策と行動
------------	---------------------

1	環境目標	6 2
2	取組み・施策	6 2
3	施策分類	6 3
4	行動目標と行動例	6 5
○	安心して暮らせる住み心地のよい街	
1	澄んだ空気と水環境の保全	6 5
2	生活環境の汚染の監視と防止	7 0
○	豊かな自然と共生する街	
1	多様な自然環境の適切な保全と創造	7 2
2	人が自然とふれあう環境の創造	7 5
3	環境保全型農業・漁業の推進	7 8
○	潤いと安らぎを感じられる街	
1	緑豊かな街の創造	8 1
2	美しい街並みの形成	8 4
3	歴史と文化の継承	8 6
○	循環型社会を構築する街	
1	ごみの減量化、再利用、再生利用の推進	8 8
2	生活様式（ライフスタイル）の見直し	9 2
3	クリーンエネルギーの開発と利用の推進	9 6
○	市民の環境意識が高い街	
1	環境教育・学習の推進	9 7
2	環境情報の収集と提供	1 0 1
3	地球温暖化対策の自覚と実践	1 0 2
4	快適な冬の暮らしの創造	1 0 5
5	パートナーシップの形成	1 0 6
5	みんなでめざす環境目標	1 0 8

第5章	計画の推進体制と進行管理
------------	---------------------

1	推進体制	1 0 9
2	進行管理	1 1 1

資料編	
------------	--

1	留萌市環境基本条例	1 1 2
2	計画策定の経過	1 1 7
3	国の地球温暖化対策計画（抜粋）	1 1 9
4	留萌市環境審議会	1 2 2
5	留萌市環境施策推進委員会	1 2 3
6	留萌市環境基本計画庁内検討委員会	1 2 5



第1章

環境基本計画策定の考え方

1 計画策定の背景

本市では、平成15年3月に、良好な環境の将来の世代への継承及び持続的に発展する社会の構築等を基本理念とした「留萌市環境基本条例」を制定するとともに、その基本理念の着実な実現に向けて環境の保全及び創造に関する施策を総合的・計画的に推進することを目的として、平成18年3月に、21世紀半ばを見据え、目標年次を平成27年度までの10年間とする「留萌市環境基本計画」を策定し、この計画に基づき、市民、事業者、及び市のすべての者が公平な立場から協力し、各分野における環境保全のための取組みを進めてきました。

この間、国においては、平成24年4月に「第四次環境基本計画」を策定し、環境行政の究極の目標である持続可能な社会を「低炭素」「循環」「自然共生」の各分野を統合的に達成し「安全」が基盤として確保される社会であることを位置づけています。

また、地球温暖化の問題については、平成27年11月に国際的な地球温暖化対策について話し合う気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がパリで開催され、新たな温暖化対策として「パリ協定」が採択され、発展途上国を含む全ての国が強調して温室効果ガスの削減に取り組む初めての枠組みとして、国際的な地球温暖化対策の伸展が期待されています。

国が示した地球温暖化対策としては、2030年度までに2013年度比で26%の温室効果ガスの削減目標を決定し、経済界、自治体、NPO等と連携し、地球温暖化対策に対する理解と自発的取組みの機運醸成を通じて、低炭素型の製品への買換、サービスの利用、ライフスタイルなどを促す「COOL CHOICE」（賢い選択）を推進することとしています。

こうした中、本市における環境基本計画の進捗状況については、「留萌市の環境」の中で毎年公表していますが、大気や水質などの環境基準は、概ね目標を達成している一方で、市民アンケート調査の結果では、市民の環境に対する関心度や満足度は十分ではない状況となっています。

国が掲げた温室効果ガスの削減目標の実現に向け、これからの環境問題を取り巻く社会情勢の変化や、本市の現行計画の目標達成状況などを踏まえ、より一層の取組みを推進し、環境基本条例における基本理念を実現するため、第2期留萌市環境基本計画を策定するものです。

2 計画の目的

本計画は、留萌市環境基本条例第3条の基本理念の着実な実現に向け、市民、事業者及び市のすべての者が責務を明らかにし、環境に関する広範な施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画として策定するものです。

「留萌市環境基本条例」抜粋

(基本理念)

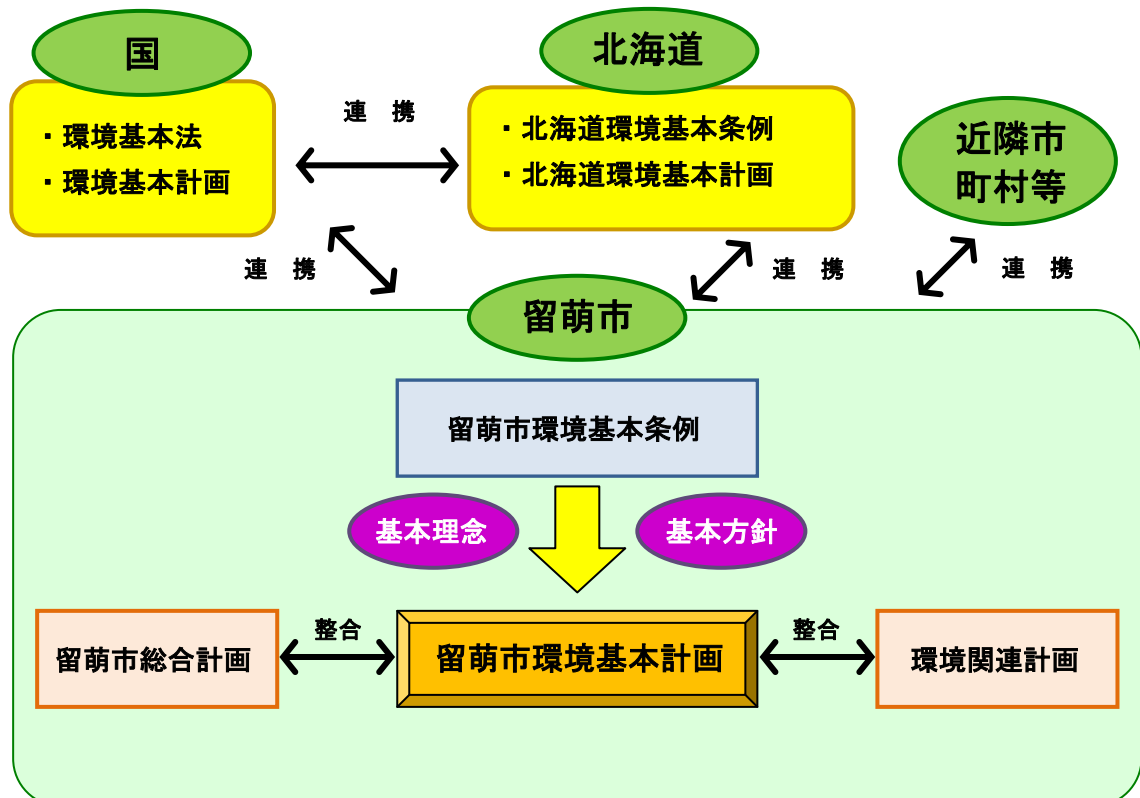
- 第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、市民、事業者及び市のすべての者がそれぞれの責任を認識し、公平な役割分担の下に自主的かつ相互に連携・協力して推進されなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、人と自然との共生を基本とし、循環を基調とした環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が実現されるように行わなければならない。
- 4 地球環境保全は、人類共通の課題としてとらえ、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で重要であることから、すべての者が自らの課題であることを認識し、日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

3 計画の位置付け

本計画は、「留萌市環境基本条例」第8条の規定に基づき策定するものであり、留萌市総合計画や環境関連計画に基づく街づくりと整合性を図り、環境面から実現していく役割を担います。

また、本計画は、各環境分野における基本的な目標や具体的な施策の方向性などを明らかにし、各種計画及び施策の環境に関連する分野を立案・実施するために基本となるものです。

○「留萌市環境基本計画」の位置付け



4 環境の範囲

本計画では、環境の範囲を自然環境、生活環境、都市環境、廃棄物・エネルギー、地球環境の5項目とします。

項 目	内 容
自 然 環 境	多様な自然環境、生物の多様性、自然とのふれあい、農業、漁業
生 活 環 境	大気、水質、騒音、振動、悪臭、有害化学物質
都 市 環 境	緑、公園、緑化、水辺、景観、歴史、文化、都市美化
廃棄物・エネルギー	廃棄物、資源、エネルギー
地 球 環 境	環境情報、環境教育・学習、パートナーシップ、地球温暖化対策、冬（雪）対策

5 計画の対象地域

本計画の対象地域は、本市全域とします。

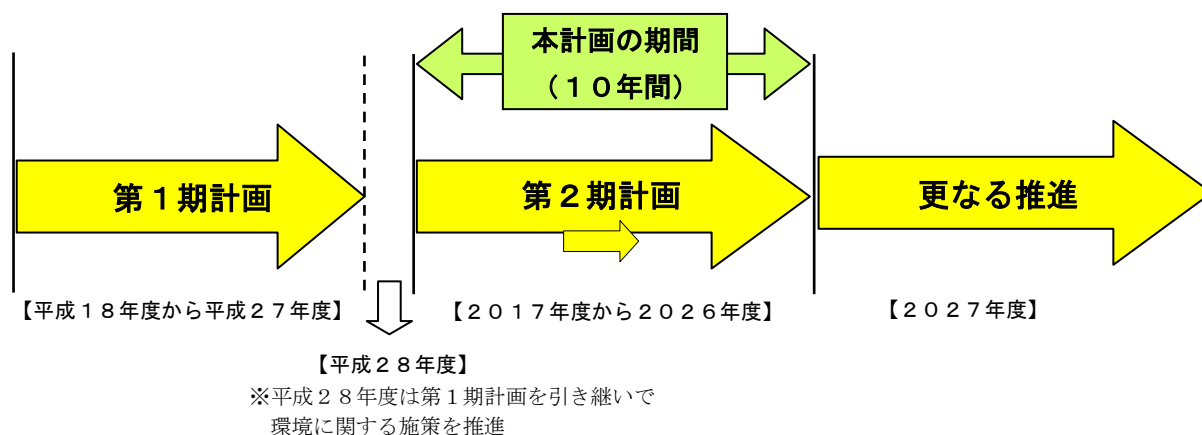


6 計画の期間

本計画は、本市の環境像の実現に向けて環境に関する施策を総合的・計画的に推進することを目的としており、施策の着実な進展を図るため、計画期間を2017年度から2026年度までの10年間とします。

また、本計画について、的確な進行管理を行うとともに計画の達成状況や社会情勢の変化などを勘案して必要に応じて見直しを行います。

○「留萌市環境基本計画」の期間及び目標年度





第2章

環境の現状と課題

1 地域の概況

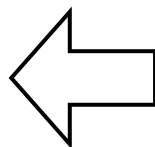
(1) 位置

本市は、北海道の西北部に位置し、東西23.6km、南北12.6km、総面積297.83km²を有し、全道の約0.4%を占めています。

市域の西側は日本海に面し、南側は増毛町、北側は小平町、東側は沼田町、北竜町に隣接し、ポロシリ山地を水源とする留萌川は、市内の北部を東西に流れ日本海に注いでいます。

○留萌市の位置

面積		297.83km ²
位置	経度 (東経)	東端 141°54'17"
		西端 141°36'42"
	緯度 (北緯)	南端 43°45'14"
		北端 43°59'29"
広さ	東西	23.6km
	南北	12.6km



(2) 地 勢

地勢は、東西に走る留萌川を中心に、両翼には平原と丘陵が続き、北部と南部はやや異なった性状となっています。

北部は軟質な地層を主とし、高さはほとんど250m以下の丘陵地となっています。

南部は硬い地質が分布し、標高350m以下で北部に比べやや高峻を示しています。

豊かな自然に恵まれた本市は、西には日本海、南北には暑寒別天売焼尻国定公園が連なり、暑寒別山系をはじめ夢の浮島といわれる天売、焼尻が望めます。

特に晴れた日には、遠く利尻、礼文の島影が夕日の輝く日本海に浮かぶ姿が見られ、風光明媚な街となっています。



留萌市全景

(3) 沿 革

本市は、北海道の中でも古い歴史を有しており、慶長年間（1596年～1614年）には、松前藩によるアイヌの人たちと交易する場所として「ルルモッペ場所」が開設されたのが始まりといわれています。

明治2年には、エゾ地が北海道となり、ルルモッペは「留萌（るもえ）」に改められ、同35年には2級町村制が施行され地方自治体の姿を確立しました。

明治41年には町制が施行され、昭和22年に道内12番目の市として誕生しました。

なお、留萌の名を馳せたニシン漁は、昭和20年頃をピークとして好不漁を繰り返し、同30年を境に不漁が続きました。

留萌港は、明治43年に留萌港築港工事に着手し昭和8年に完成をみています。

この間、留萌川の切り替え、副港など港を中心とし、鉄道の敷設とともに、産業、経済、交通などの進展がみられました。

その後、昭和11年に国際貿易港に指定され、更に同27年には国の重要港湾の指定を受けています。

道北地方の物流基地としての役割が確立し、基幹産業である漁業・水産加工業、産炭地として発展してきました。

ニシン街道として、北海道遺産に選定されたように「鯨の千石場所」として栄え、水産加工都市として、重要港湾である留萌港を中心に道北の門戸として発展している街です。



黄金岬からの夕陽

(4) 人 口

平成27年12月末現在の住民基本台帳による本市の人口は、22,508人、世帯数は11,827世帯となっています。

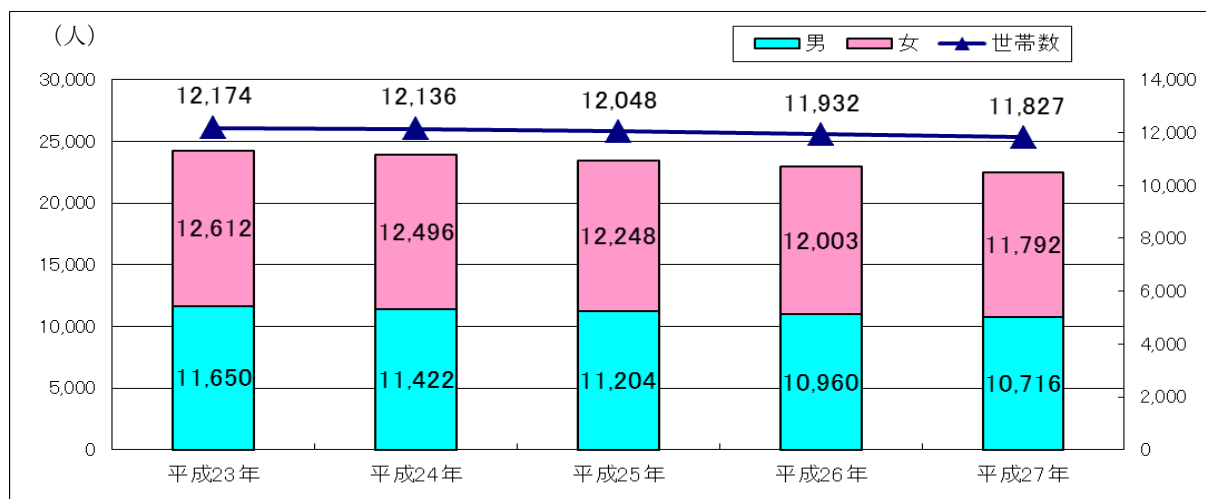
昭和42年の42,469人をピークに、同45年頃から漁業不振により、漁業従事者を中心とした転出が増加し、昭和50年から同60年にかけては、基幹産業である漁業、水産加工業の衰退と相まって、国鉄羽幌線の廃止と国鉄民営化の人員整理などが、人口減少に拍車をかけました。

その後も人口は減少し、平成9年で3万人、平成22年には2万5千人を割り、平成27年12月の人口を5年前と比較すると、約1千7百人（約7.2%）の減少となっており、世帯数では、347世帯（約2.8%）の減少となっています。

また、平成27年12月の1世帯当たりの人数は、約1.9人となり、2.0を割り込んでいる状況で、人口減少と高齢化が進んでいます。

人口減少の主な要因は、若年層の都会志向や若者の就労を確保する企業が少ないこと、少子高齢化に伴う社会情勢の変化等によるものと考えられます。

○人口及び世帯数の推移



資料：市民課

○65歳以上の人口割合

(平成27年12月末現在)

区 分	合 計	男	女
人口全体	22,508人	10,716人	11,792人
65歳以上	7,503人	3,077人	4,426人
割 合	33.3%	28.7%	37.5%

資料：市民課



(5) 気 象

気候は、日本海側気候区に属しており、対馬暖流の影響を受けて気温は温暖であるものの積雪量が多く、風が強いことが特徴となっています。

風の特徴としては、年間を通して北西からの風が多く、冬季になると北西及び西の風が多くなる傾向となっています。

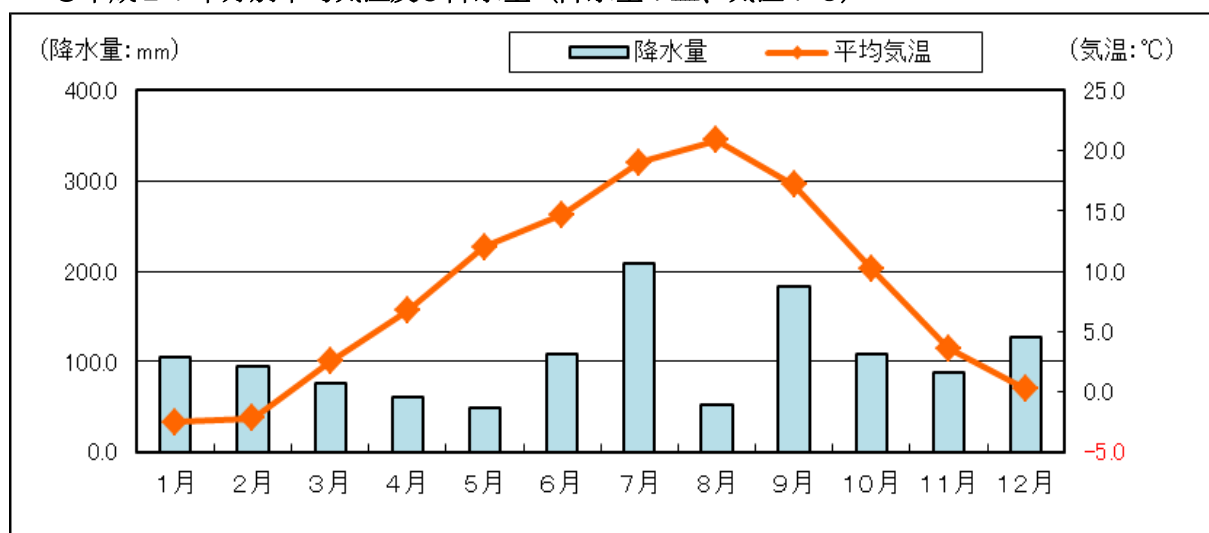
平成27年の気象状況について、過去5年間の平均値と比較すると、平均気温で0.4℃高い状況でしたが、最高気温では1.5℃低く、最低気温は約1.5℃低く、降水量では、34mm少ない状況となり、最深積雪では、14cm多い結果となっています。

平均風速では、5.3%となっており、平均的な数値で推移しています。

○気象概況

年 次	平均気温(℃)	最高気温(℃)	最低気温(℃)	降水量(mm)	最深積雪(cm)	平均風速(m/s)
平成23年	7.9	30.3	-13.9	1,394.0	122	5.3
平成24年	8.0	33.1	-17.7	1,270.0	146	5.2
平成25年	8.0	30.5	-15.5	1,347.0	154	5.5
平成26年	7.9	32.0	-18.1	1,193.0	95	5.3
平成27年	8.5	29.6	-18.2	1,258.5	147	5.3
5年間の平均	8.06	31.1	-16.7	1,292.5	133	5.32

○平成27年月別平均気温及び降水量（降水量：mm、気温：℃）



資料：旭川气象台

○平成27年の風の状況

平成27年の平均風速と日最大風速に関する数値を右記に記載していますが、日最大風速を記録する風向きは、北西のことが多い傾向となっており、10月に25.2%を記録しています。

年間の傾向として、冬期間に強い風が吹いており、最大瞬間風速では10月に34.9%を記録しています。

月	平均風速 (m/s)	日最大風速 (m/s)	風向	最大瞬間 風速(m/s)
1月	6.3	18.6	北西	27.9
2月	5.6	19.9	西	26.7
3月	5.4	15.9	西	26.4
4月	5.1	15.1	北西	20.2
5月	5.2	19.5	西南西	27.8
6月	3.9	12.7	北西	17.2
7月	3.6	13.8	西南西	21.6
8月	3.8	10.8	東南東	15.9
9月	4.6	16.4	西北西	22.0
10月	7.8	25.2	北西	34.9
11月	4.9	15.9	北西	21.5
12月	7.3	17.5	北西	23.2
平均	5.3	16.8		23.8

(6) 土地利用

地目別土地利用の状況を見ると、平成27年の割合は、宅地面積はこれまでとほぼ変わらない状態となっており市内面積の1.6%を占めています。

また、田畑はやや減少する傾向にあり、市内面積の4.3%となっており、最も構成比が高い山林は約59%前後で推移しています。

○地目別土地利用の状況

区 分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	
					面積 (km ²)	構成比 (%)
総面積 (km ²)	297.51	297.51	297.51	297.51	297.83	100
宅 地	4.18	4.15	4.14	4.61	4.67	1.6
田 畑	12.87	12.82	12.79	12.77	12.76	4.3
山 林	174.73	174.73	175.11	175.09	175.22	58.7
原野・雑種地	28.44	28.49	28.15	27.87	27.88	9.4
その他	77.32	77.31	77.31	77.17	77.30	26.0

※その他には、池沼、牧場、墓地、境内地、保安林、公衆用道路、河川敷地、公園等が含まれます。

資料：税務課

(7) 産 業

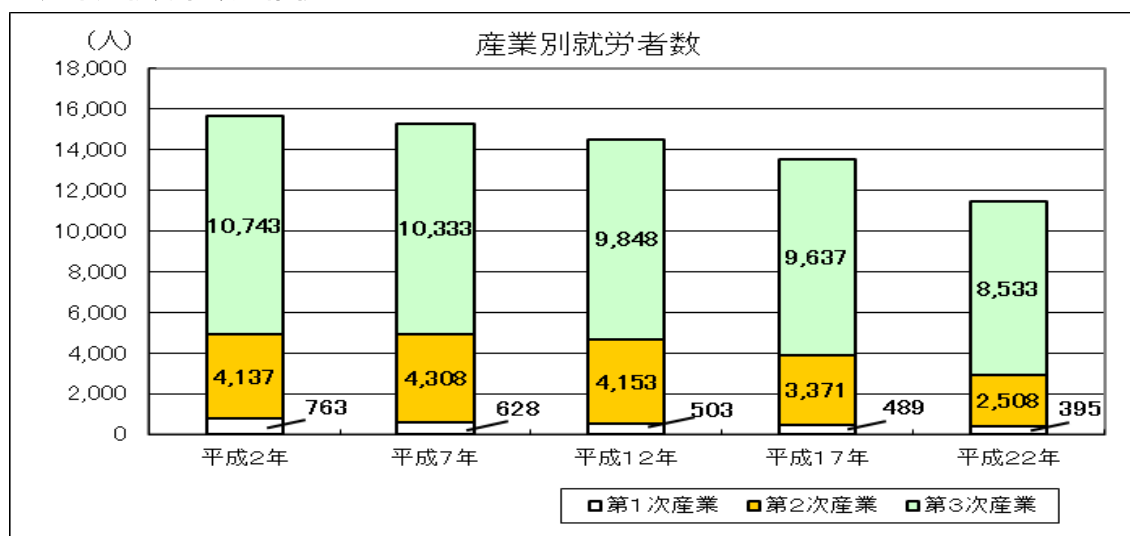
産業別就業者数の推移では、平成22年の国勢調査によると、第1次産業が3.5%、第2次産業が21.9%、第3次産業が74.6%となっています。

平成2年から比較すると第1次産業では368人減少し、第2次産業では1,629人の減少となり、第3次産業では2,210人の減少となっています。

北海道においては、第1次産業7.2%（留萌管内16.7%）、第2次産業17.1%（同19.0%）、第3次産業では70.2%（同63.9%）であり、本市においても同様に、第1次産業の就業人口比率が低く、第3次産業の割合が高くなっています。

なお、就業人口については、平成12年の14,515人から平成22年には11,532人となりおよそ2割の減少となっています。

○産業別就労者数の推移



※分類不明は除いています。

資料：国勢調査



①農 業

本市の農業は稲作が主体であり、道内における良食味米の産地として全国的に高い評価を受けていますが、農家戸数の推移は平成23年の92戸から平成27年には82戸に減少し、従事者の高齢化と後継者不足が進んでいます。

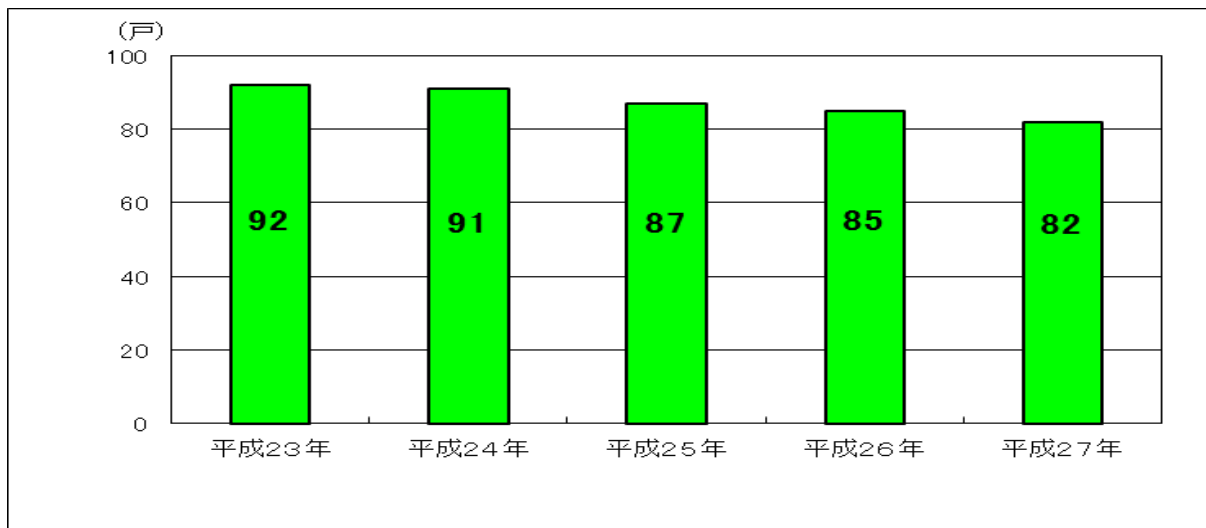
耕地面積では、平成23年の978haから平成27年には930haに減少しています。

農業者人口の減少と、併せて荒廃農地の増大が懸念されるため、経営規模の拡大や効率化が図られていますが、畑作6次産業化等の経営の複合化が課題となっています。



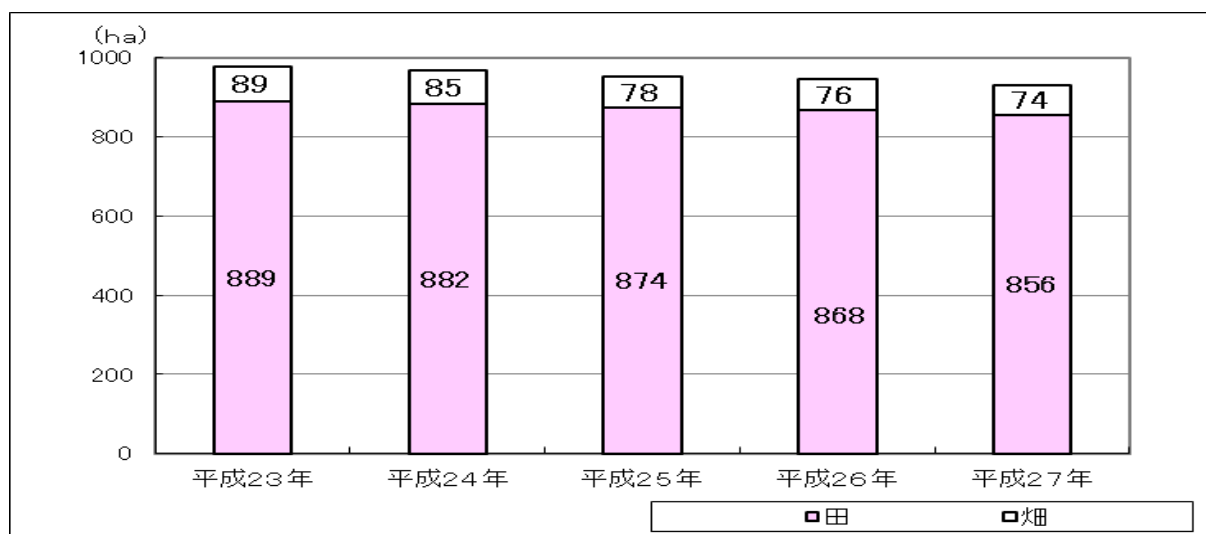
田 園 風 景

○農家戸数の推移



資料：留萌市農業委員会調べ（各年1月1日現在）

○耕地面積の推移



資料：留萌市農業委員会調べ（各年3月31日現在）

②漁業

漁業は、エビ、カレイ類を主体とする沖合漁業と、タコ、ナマコ、ウニ、アワビを主体とした沿岸漁業が中心であり、資源と漁場の維持保全や栽培漁業への取組みを積極的に推進しています。

漁獲高は、平成12年に沖合底曳網漁船3隻全てが廃業したことから、平成13年度に大きく減少した経緯があり、近年では過去5年間で4億円後半から平成26年で5億円台に回復しましたが、平成27年では4億円台に減少しており、漁業資源の確保が急務となっています。



サケ定置網漁業

沿岸漁業については、沿岸線延長約18kmですが、その中央に重要港湾「留萌港」が位置し、沿岸漁業として利用できる範囲が少ないうえ、冬期間における北部日本海の厳しい自然条件のため出漁が制限されることから、静穏域または陸上での資源管理型漁業及び養殖の試験研究が行われています。

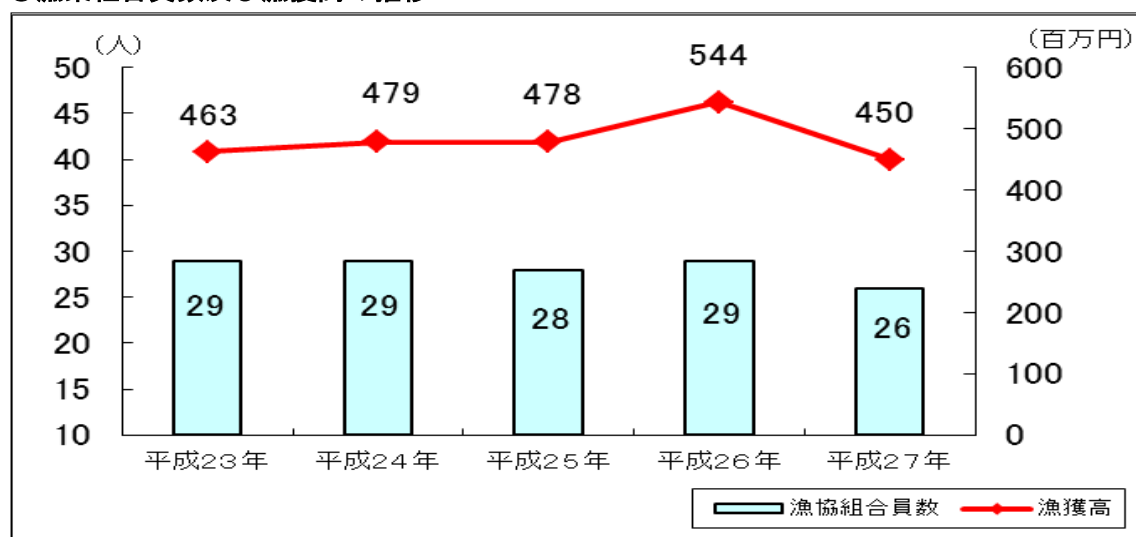
一方、本市には漁業生産基盤として第Ⅰ種礼受漁港、三泊漁港の2港を有し、整備・拡充が図られています。

また、水産物の消費流通施設として留萌地方卸売市場が整備されていますが、施設の老朽化に対し更新が求められているところです。

なお、平成27年12月末現在の漁協組合員数は26名となり、僅かに減少傾向にあります。

平均年齢では52歳となっており、着実に世代交代が進んでいる状況ですが、一方では高齢な組合員が後継することなく廃業したという現実もあります。

○漁業組合員数及び漁獲高の推移



資料：農林水産課

③林 業

林業は、地域住民の生活に密着した里山から、林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林帯、更には、大径木の林立する天然性の樹林帯まで多様な林分構成となっています。

林業における近年の状況は、森林所有者や林業労働者の高齢化と担い手不足、不在村化が急速に進展しており、木材市況の低迷と相まって、森林整備の意欲の低下が顕著となっています。

本市の森林面積は、約25,000haで、民有林面積は8,400haで、一般民有林6,700ha（約80%）、道有林1,700ha（約20%）となっています。

そのうち人工林面積は、約3,000haで、人工林率は、約36%となっておりカラマツ、トドマツが中心となっています。

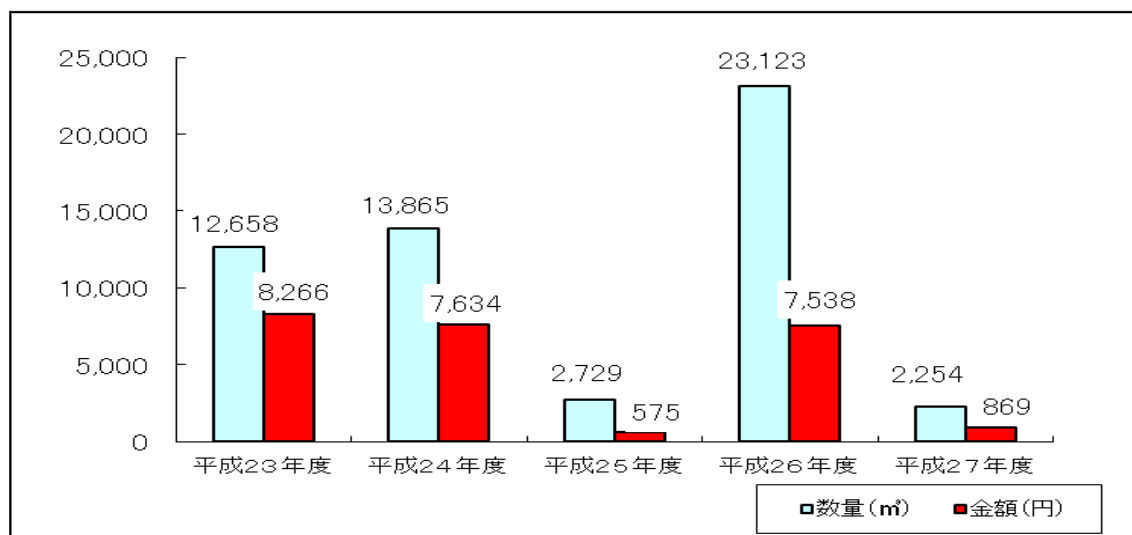
齢級構成では、7齢級以下の若齢林分が人工林の大半を占めており、間伐遅れ林分や霜被害等による育成不良林分も多くあり、今後、間伐等の保育施業を適正に実施していくことが必要となっています。

民有林の所有形態では、森林所有者443名のうち、333名が個人所有者であり、そのうち農家所有者が59%で全面積の21%を占めています。また、私有林面積の53%が不在村者となっており、今後は森林組合が中心となり施業の共同化が求められます。

本市では現在約6割の人工林を含む988haの森林を有しており、人工林については森林組合に保育、間伐等の事業を委託し、森林整備を行うこととしています。

また、森林に対する住民の意識・価値観が多様化し、求められる森林の機能が增大していることから、適切な森林整備を図るとともに、礼受・マサリベツ地区では、住民の憩いの場としての遊歩道、東屋等を整備し森林散策等で多くの市民に利用されているため、景観の維持にも努めていく必要があります。

○林産額の推移



資料：留萌市統計書

④商 業

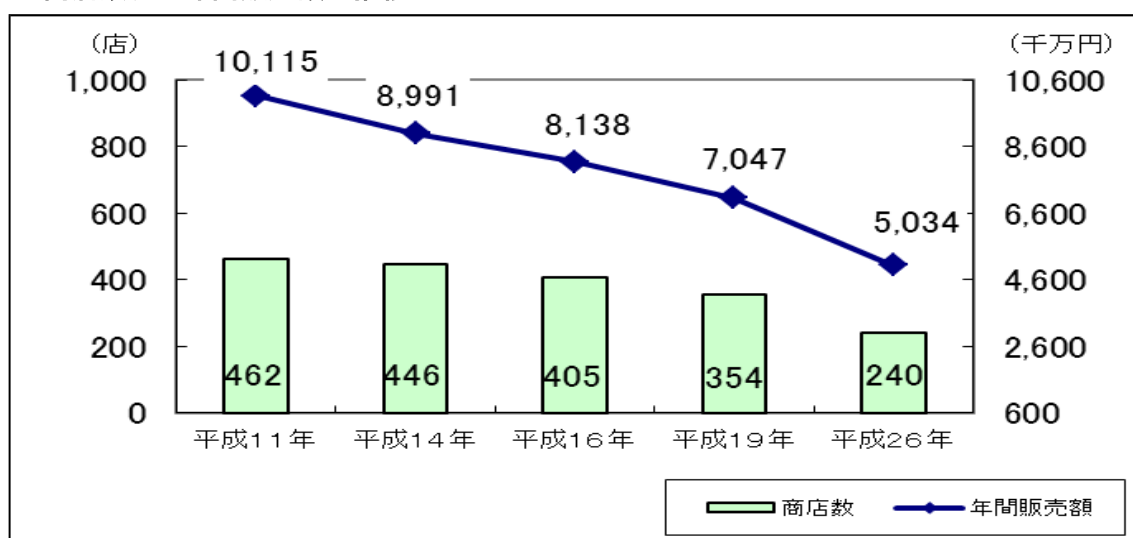
商業は、過疎化や少子高齢化による購買力の低下や消費者ニーズの変化、車社会の進展による郊外型店舗や他都市への購買力の流出、コンビニエンスストアの増加による集客力低下により厳しい経営環境となっています。

商店数では、飲食店を除いて平成11年には462店舗ありましたが、平成26年においては240店舗に半減しています。

また、従業員数は平成11年の2,877人から平成26年には1,411人となり、年間販売額は平成11年の1,011億円から平成26年は503億円となり、いずれも半減しています。

個々の商店では、店舗の構成や商品の品揃え、サービスの充実などの個性化を図るとともに、商工会議所が主体となって経営の近代化や体質改善を進め、更に、商店街組織では新たなリーダーの育成や組織強化に積極的に取り組み競争力を高めることが課題となっています。

○商店数及び年間販売額の推移



資料：留萌市統計書



中心市街地

⑤工 業

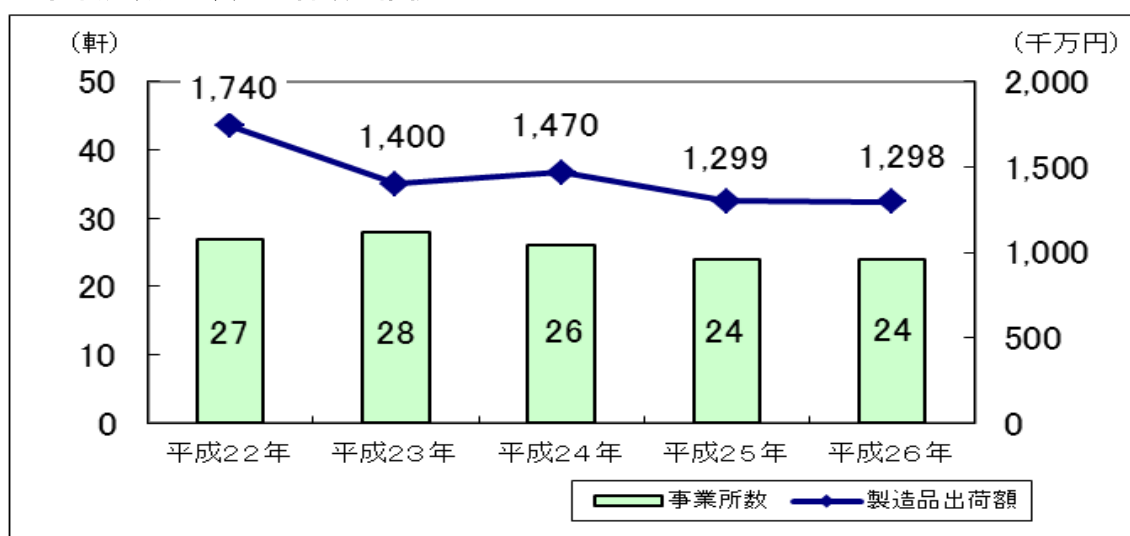
工業の事業所数は、平成22年には27事業所、従業員数1,044人でしたが、平成26年には24事業所、従業員数695人に減少しました。

出荷額では、平成22年には約174億円でしたが、平成26年には約130億円と約25％に減少しています。

製造業では、水産加工業を中心とした食料品製造が平成26年に約113億円で全体の約87％の出荷額で、このうち数の子製造は約64％、約72億円を占めています。

製造出荷額の業種別構成比では、水産加工業を含めた食料品製造業がほとんどを占めていますが、事業所数、従業員数、製造品出荷額とも年々減少する傾向にあります。

○事業所数及び製造出荷額の推移



(※4人以上の事業所を掲載)

資料：留萌市統計書



数の子加工風景

2 自然環境

(1) 森林

本市の総土地面積は約30,000haで、そのうち森林面積は約25,000haとなっており、総土地面積の約83%を占めています。

森林面積のうち民有林面積は、約8,400haで、このうち道有林は約1,700ha（約20%）、市有林は約1,000ha（約12%）、私有林は約5,700ha（約68%）となっており、人口林面積は、約3,000haで、人口林率約36%となっています。

中心樹種はカラマツ、トドマツ、アカエゾマツなどとなっています。

齢級構成では、7齢級以下の若齢林分が人口林の大半を占めており、間伐遅れとなることが懸念される林分や風雪、霜被害などによる育成不良林分も多く、保育、間伐等の適正実施が必要となっています。

千望台のるるもっぺ憩いの森、マサリベツ望洋の森、峠下の森林浴コースは公有林を整備して公園化したものです。

森林資源の効用は木材生産にとどまらず、※水源のかん養、洪水調整、山地崩壊防止など国土の保全、多様な生物の生息地、二酸化炭素の吸収、保健休養など多面的な機能を有しており、これらの役割を保っていくことが必要です。



るるもっぺ憩いの森
ネイチャースクールの様子
(平成27年10月)

○所有者別森林面積（平成27年4月1日現在）

所 有 区 分		面 積		う ち 保 安 林	
国有林	森林管理局	16, 129ha	16, 202ha	4, 698ha	4, 752ha
	その他の国有林	73ha		54ha	
道 有 林		1, 678ha		1, 675ha	
市 有 林		988ha		583ha	
その他民有林		5, 705ha		241ha	
合 計		24, 573ha		7, 233ha	

資料：農林水産課

【用語解説】

※「水源のかん養」とは

森林のやわらかい土が、雨水を吸収し貯蔵しながら浄化し、少しずつ川に流れていく機能をいいます。

○留萌市開基百年記念保護樹木（市指定）

明治10年の留萌市開基の年から留萌市大町3丁目にあり、風雪に耐えながら留萌の発展を見守ってきました。

昭和52年10月1日、留萌市開基百年を記念し保護樹木に指定され、今日に至っています。

樹高は10m以上、幹の直径は1mを超え、現在の樹齢は約140年になります。



留萌市開基百年記念保護樹木

（２）緑 地

留萌市内には、優れた自然環境を形成し、その保全を図るため、「北海道自然環境等保全条例」に基づく地域として環境緑地保護地区、自然景観保護地区があります。

また、「森林法」、「海岸法」などの現行法制度に基づく緑地などが指定されています。

その他、都市施設では、市立図書館や北海道留萌合同庁舎において緑地空間が確保されていますが、全体的には比較的少ない状況にあります。



環境緑地保護地区「留萌神社」

○環境緑地保護地区（平成27年4月1日現在）

区 分	指定年月日	面 積	指 定 の 目 的
千 望 台	S 49.3.30	245.69ha	広葉樹の天然林が主としキツネ、ユキウサギなどの哺乳類や野鳥の生息地となっており、眺望にも優れている。
留萌神社	S 49.3.30	0.92 ha	神社の境内林が市街地の緑地として貴重な所。野鳥も多く見られ市民の憩いの場所。
幌糠神社	S 49.3.30	2.52 ha	針葉樹が主とした小高い丘陵地で、野鳥も生息している市街地周辺の緑地である。

○自然景観保護地区（平成27年4月1日現在）

区 分	指定年月日	面 積	指 定 の 目 的
峠 下	S 49.3.30	46.84ha	国道 232 号沿に広がる自然景観地で広葉樹とエゾマツの造林木が主体で哺乳類や野鳥の生息地となっている。

【用語解説】

※「環境緑地保護地区」とは

昭和48年12月に制定された「北海道自然環境等保全条例」により指定された地区で、市町村の市街地及びその周辺地のうち、環境緑地として維持又は造成することが必要な地区となっています。

建築物や工作物の新・増改築、土地の形質の変更、樹木の伐採などの行為が制限されています。

※「自然景観保護地区」とは

昭和48年12月に制定された「北海道自然環境等保全条例」により指定された地区で、森林、草生地、山岳、丘陵、溪谷、湖沼、河川、海岸等の所在する地域のうち、良好な自然景観地として保護することが必要な地区となっています。

建築物や工作物の新・増改築、土地の形質の変更、樹木の伐採などの行為が制限されています。

(3) 河 川

留萌川は、天塩山地の南端を源とし、タルマップ川、チバベリ川等の支川を合わせ西北に流れ、留萌港北側から日本海に注いでいます。

本流の長さは約44kmで^{*}流域面積は約270km²の^{*}一級河川（昭和47年度指定）です。流域すべてが留萌市となっており、流域面積の約86%は山地で占められています。

上中流部は森林に囲まれ、蛇行しながら流れ、山林や水田などに隣接した区間が多くあります。このように、地域の自然環境の基盤となり生物の貴重な生息空間が保たれています。

豊かな自然を守るためには、市民一人ひとりが河川愛護に対する意識の高揚を図る必要があります。

○留萌市の河川（平成27年4月1日現在）

国管理河川	留萌川他 3河川 延長44.0km (留萌川 延長31.3km)
道管理河川	マサリベツ川他 9河川 延長27.35km (留萌川 延長3.7km、マサリベツ川 延長1.3km)
市管理河川	
普通河川	アップシラリ川他44河川 延長168.10km
準用河川	高砂川、カモイワ川 延長 1.18km

資料：都市整備課



一級河川「留萌川」

【用語解説】

※「流域」とは

降雨や降雪が流出し河川に集まる地域で一般的には山嶺を結ぶ線（地形的分水界）をもって流域の境界とされています。

※「一級河川」とは

一級水系（国土保全上または国民経済上特に重要な水系）に属する河川で国土交通大臣が指定したものです。

(4) 植 物

日本の植物区系は、中国大陸、朝鮮半島、ロシアの一部を含めた「日華区系」に含まれ、北海道では、南樺太北海道区と日本温帯南部区に分かれ、本市は、この植物区系の境界になる位置にあります。

本市における野草、樹木の自生種類数は609種ですが、ほとんどが温帯性植物です。

絶滅が危惧されている植物のうち、※^{*} 危惧Ⅱ類に指定される「ノダイオウ」、貴重な植物とされる「オクミチャナギ」、「エゾオオヤマハコベ」などが確認されており、将来にわたって適正な保護管理を進める必要があります。

なお、昭和52年10月本市の開基100年、市制施行30年を記念して、市の木として「アカシア」、市の花として「ツツジ」が制定されています。



市の木「アカシア」

アカシア

マメ科に属する外来種で原産はアメリカ。
高さ10～15m。
枝にとげがある。ハリエンジュの俗称。



市の花「ツツジ」

ツツジ

ツツジ科のツツジ属のうちヤマツツジ・ミツバツツジ・レンゲツツジの類の総称。
亜高山帯に産する低木または小高木。

【用語解説】

※「危惧Ⅱ類」とは

環境省のレッドデータブックで絶滅の危機に瀕している種をリストにしており、その中のカテゴリーのひとつで絶滅の危機が増大している種とされています。

(5) 動 物

哺乳類のヒグマは、近年でも藤山桜庭の沢、チバベリの沢、鷺田の沢、東幌糠などで、足跡や糞が見つかるなど、それぞれの場所に数回出没しており、暑寒別連峰に生息していた熊が数頭出てきたものと考えられています。

エゾシカは、峠下、幌糠、藤山の山地の他、礼受、三泊の海岸や市街地などにも出没しており、農作物の被害や交通事故の危険性が高まっています。

また、近年では、特定外来生物であるアライグマによる農作物の被害も報告されています。

その他の動物として、エゾタヌキ、エゾユキウサギ、イタチ類、リス類、ネズミ類、アザラシ、トドなどが確認されています。

鳥類は、季節的に移動せず年間を通して一定の地域に住む代表的なものとして、キセキレイ、シジュウカラ、ツグミ、ムクドリ、キジバト、キビタキ、ヒバリ、ウグイス、カッコウなどが生息しています。

渡り鳥の夏鳥として、春にはムクドリ、ハクセキレイ、アオザギなどが飛来し、冬鳥では、クロカモ、シノリガモ、ウミアイサは越冬のため飛来し、留萌港や塩見海岸などで見られます。

また、国の[※]天然記念物のクマゲラや絶滅が心配されるオオタカなどが確認されています。

大和田国道横の丘陵の林や、潮静小学校の裏の林に、アオサギのコロニーが確認されています。

両生類のエゾサンショウウオは、「[※]緑の国勢調査」における「優れた自然の調査」対象種及び「日本の重要な両生類・は虫類」の指定種に選定されており、日本では北海道にだけ生息しています。

魚類では、ウグイ、フナ、ドジョウ、ワカサギ、アシシロハゼなど多様な種が生息しています。

昆虫類でも、多数の種が生息し、蝶ではヒメギフチョウがチバベリ右沢で見られ、この蝶は天然記念物になっています。

峠下では、[※]レッドデータブック希少種のケマダラカミキリの生息が確認されたこともあります。

このような状況の中で、生物の多様性の確保などを目的に、[※]鳥獣保護区指定として藤山の399ha（[※]森林鳥獣生息地）とるもっぺ憩いの森248ha（[※]愛護地区）があります。

【用語解説】

※「天然記念物」とは

大正8年に「史蹟名勝天然記念物保存法」が公布され、昭和25年に「文化財保護法」が制定されたことに伴い、学術上価値の高い動物・植物・地質鉱物（それらの存する地域を含む）で、その保護保存を主務官庁から指定されたものです。

※「緑の国勢調査」とは

全国的な観点からわが国における自然環境の現況および改変状況を把握し、自然環境保全の政策を推進するための基礎資料を整備するために、環境省が昭和48年度よりおおむね5年ごとに実施しています。

正式には「自然環境保全基礎調査」で、陸域、陸水域、海域のそれぞれの領域について調査項目を分類し国土全体の状況を調査しています。

※「レッドデータブック」とは

絶滅のおそれのある野生生物の種をリストにし、その生息状況を解説したガイドブックです。北海道では平成6年から道内に生息・生育する絶滅のおそれのある野生動植物の選定に取組み、平成13年に「北海道の希少野生動植物北海道レッドデータブック2001」を公表しています。

また、同年に「北海道希少野生動植物の保護に関する条例」を定めています。

※「鳥獣保護区」とは

鳥獣の保護繁殖を図ることを目的として、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）」に基づいて環境大臣又は都道府県知事が指定する区域のことをいい、鳥獣保護区の区域内では狩猟が禁止されています。

また、多様な鳥獣の生息環境を保全するために管理及び整備を行います。

※「森林鳥獣生息地」とは

鳥獣保護区の種類で、森林に住む鳥獣の保護を図る区域のことをいいます。

※「愛護地区」とは

鳥獣保護区の種類で、小中学校やその他団体が自主的に設け活用している野鳥保護地区等の鳥獣の保護を図る区域のことをいいます。

3 生活環境

(1) 大 気

①酸性雪調査

雪解け水に酸性物質が濃縮して含まれるため、植物の発芽や成長等に悪影響を及ぼすことが懸念されており、この原因は化石燃料による燃焼や、火山活動等から発生する硫黄酸化物（SO_x）や窒素酸化物（NO_x）等が大気中の水や酸素と反応し、酸性物質が生じて酸性雨（雪）となるため、本市では、旧市民スキー場、中央公園、神居岩公園の3地点で酸性雪の調査を実施しています。

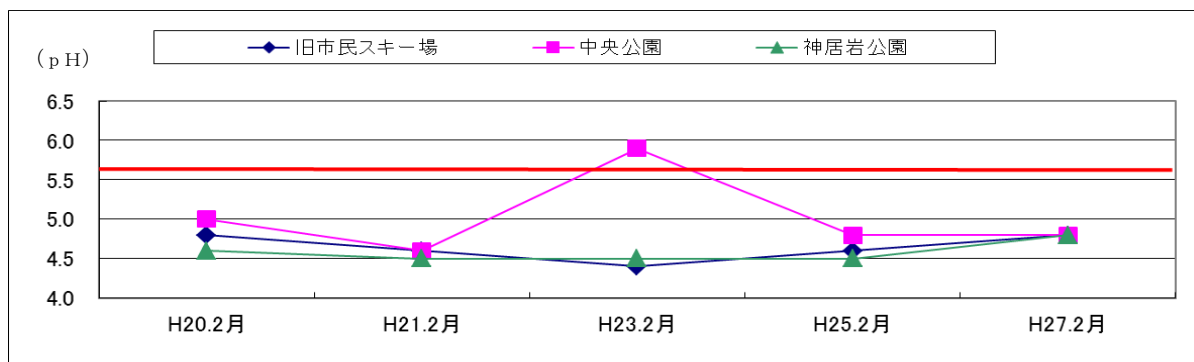
平成26年度の調査結果では、全地点とも^{*}pH値は、参考値を下回り酸性傾向となっています。

○酸性雪調査の結果と推移（平成20年度以降は隔年で調査を実施）

調査地点 分析項目	参考値	旧市民スキー場				
		H20. 2. 20	H21. 2. 23	H23. 2. 21	H25. 2. 19	H27. 2. 26
pH値 (水素イオン濃度)	5.6	4.8	4.6	4.4	4.6	4.8

調査地点 分析項目	参考値	中央公園				
		H20. 2. 20	H21. 2. 23	H23. 2. 21	H25. 2. 19	H27. 2. 26
pH値 (水素イオン濃度)	5.6	4.4	5.0	5.9	4.8	4.8

調査地点 分析項目	参考値	神居岩公園				
		H20. 2. 20	H21. 2. 23	H23. 2. 21	H25. 2. 19	H27. 2. 26
pH値 (水素イオン濃度)	5.6	4.7	4.6	4.5	4.5	4.8

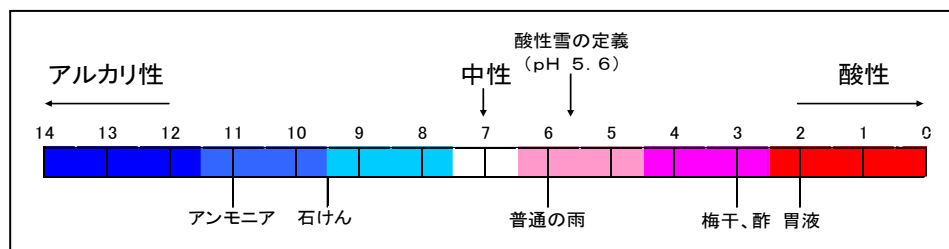


※グラフ内の水平線は参考値（pH 5.6）を示しています。

資料：環境保全課

※参考

「主な物質のpH」



【用語解説】

※「pH (Potential of Hydrogen)」とは

水素イオン濃度で溶液1ℓに含まれる水素イオンで、pH 7が中性を表します。なお、pH 7を超えるとアルカリ性でpH 7未満は酸性を表します。

②スパイクタイヤ等装着率実態調査

昭和50年代、スパイクタイヤの使用により、粉じんが発生し、大気汚染や舗装路面の損傷が社会問題とされていましたが、平成2年に「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」が施行され、本市においても同法律第5条に基づく指定地域として平成6年度に指定されました。

緊急車両や身体障害者の使用する車両を除き、スパイクタイヤの使用は積雪路面や凍結路面に限られており、平成16年度よりタイヤの溝に装着した金属類（ピン等）もスパイクタイヤに該当することになり、年々スパイクタイヤの使用率は減少し、現在ではスパイクタイヤの使用はほとんど見られなくなりました。

本市では、市役所駐車場、市立病院駐車場、マックスバリュ駐車場の3地点で、毎年11月から3月までの5ヶ月間でスパイクタイヤの装着状況について、各月1回の実態調査を実施していますが、ここ5年間のスパイクタイヤ（装着式スパイクピン等を含む）装着率は、1%未満で推移しており、スタッドレスタイヤの使用が定着しています。

○スパイクタイヤ等装着率実態調査結果

市役所駐車場

年度	項目	装着タイヤ	スパイク タイヤ	装着式スパイク ピン等	スタッドレス タイヤ	そ の 他 (夏タイヤ等)	合 計
平成23年度	調査台数		2	0	772	0	774
	装着率		0.3%	0.0%	99.7%	0.0%	100.0%
平成24年度	調査台数		0	0	731	0	731
	装着率		0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
平成25年度	調査台数		0	0	730	0	730
	装着率		0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
平成26年度	調査台数		0	0	733	2	735
	装着率		0.0%	0.0%	99.7%	0.3%	100.0%
平成27年度	調査台数		0	0	795	0	795
	装着率		0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%

市立病院駐車場

年度	項目	装着タイヤ	スパイク タイヤ	装着式スパイク ピン等	スタッドレス タイヤ	そ の 他 (夏タイヤ等)	合 計
平成23年度	調査台数		11	0	2,071	0	2,082
	装着率		0.5%	0.0%	99.5%	0.0%	100.0%
平成24年度	調査台数		13	0	2,038	0	2,051
	装着率		0.6%	0.0%	99.4%	0.0%	100.0%
平成25年度	調査台数		7	0	2,152	0	2,159
	装着率		0.3%	0.0%	99.7%	0.0%	100.0%
平成26年度	調査台数		4	0	2,055	0	2,059
	装着率		0.2%	0.0%	99.8%	0.0%	100.0%
平成27年度	調査台数		6	0	1,902	0	1,908
	装着率		0.3%	0.0%	99.7%	0.0%	100.0%

マックスバリュ駐車場

年度	項目	装着タイヤ	スパイク タイヤ	装着式スパイク ピン等	スタッドレス タイヤ	そ の 他 (夏タイヤ等)	合 計
平成23年度	調査台数		2	0	626	0	628
	装着率		0.3%	0.0%	99.7%	0.0%	100.0%
平成24年度	調査台数		1	0	674	0	675
	装着率		0.1%	0.0%	99.9%	0.0%	100.0%
平成25年度	調査台数		3	0	656	0	659
	装着率		0.5%	0.0%	99.5%	0.0%	100.0%
平成26年度	調査台数		1	0	631	0	632
	装着率		0.2%	0.0%	99.8%	0.0%	100.0%
平成27年度	調査台数		0	0	697	0	697
	装着率		0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%

※救急車や消防車などの緊急自動車及び身体障害者等が運転する自動車は除いています。

資料：環境保全課

(2) 水 質

①留萌川の水質

留萌川の水質調査は、留萌開発建設部が実施しており、pH、SS、BOD、DO、大腸菌群数の5項目について、留萌橋で各月2回の年24回、16線橋、橘橋で各月1回の計12回行っています。

調査の結果では、16線橋、橘橋で大腸菌群数の値が環境基準を超過して検出されていますが、その要因は野生鳥獣等の自然界によるものと思われます。

また、16線橋では留萌川の水質検査の他に、底質のダイオキシン類調査を行っています、環境基準を超えたことはありません。

○水質調査結果（大和田水位測候所は平成23年度から調査をしておりません。）

測定地点	類型	年度	pH	SS (mg/l)	BOD (mg/l)	DO (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)
留 萌 橋 (河口)	B	22	6.8～8.2	17	1.1	11.0	19,400
		23	6.9～8.2	19	1.0	11.0	26,300
		24	6.9～7.9	55	1.1	11.0	27,000
		25	6.9～7.9	20	1.1	11.0	34,000
		26	6.7～7.6	3	0.6	14.0	3,300
大 和 田 (水位観測所)	B	22	6.9～7.7	15	0.5	11.4	4,200
		23	—	—	—	—	—
		24	—	—	—	—	—
		25	—	—	—	—	—
		26	—	—	—	—	—
16線橋 (藤山)	A	22	6.7～7.8	11	0.5	11.5	7,100
		23	7.0～7.6	12	0.7	11.5	2,700
		24	6.7～7.5	33	0.8	11.0	8,300
		25	6.9～7.4	17	0.6	11.7	3,600
		26	7.1～7.9	6	0.5	14.0	1,300
橘 橋 (峠下)	AA	22	6.8～7.7	8	0.9	11.2	24,300
		23	7.0～7.7	12	0.5	11.5	3,600
		24	6.7～7.7	32	0.7	11.0	3,600
		25	7.0～7.5	14	0.6	12.0	4,100
		26	7.0～7.8	3	0.9	14.0	790

※表内網掛部分は環境基準値を超過したものです。

資料：留萌開発建設部

	類型	pH	SS	BOD	DO	大腸菌群数
基準値	AA	6.5以上 8.5以下	25mg/l以下	1mg/l以下	7.5mg/l以上	50MPN/100ml以下
	A	6.5以上 8.5以下	25mg/l以下	2mg/l以下	7.5mg/l以上	1,000MPN/100ml以下
	B	6.5以上 8.5以下	25mg/l以下	3mg/l以下	5.0mg/l以上	5,000MPN/100ml以下

【用語解説】

※「SS (Suspended Solid)」とは

水に濁りを生じさせる不溶性の浮遊物質のことで、これが高濃度であると、魚のエラが詰まって窒息を起こしたり、水中植物の光合成を妨げて死滅させたりします。

※「BOD (Biochemical Oxygen Demand)」とは

生物化学的酸素要求量のことで、微生物が水中の有機物（汚濁物質）を分解するときに消費する酸素量を表します。

水質の汚濁度を測る最も一般的な指標で、数値が大きいほど汚濁度が高いことを示します。

※「DO (Dissolved Oxygen)」とは

水中に溶け込んでいる酸素（溶存酸素）量のことで、この数値が大きいほど水質が良好であることを示します。

通常は、同一の水のBODとDOは数値の大小が逆の相関関係にあります。

※「大腸菌群数」とは

一般的に人畜の腸内に生息する細菌（糞便1g中に10～100億が存在）で、この量を測定することにより、水がし尿で汚染されているかどうかの指標になり、本来の大腸菌とは別に、し尿とは無縁の若干の菌も含まれることがあります。

※「環境基準」とは

「環境基本法」第16条において「大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定義され環境基準は行政上の目標基準となっています。

○ダイオキシン類調査結果

実施年度 調査場所	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	環境基準
水質 (pg-TEC/l)	0.069	0.068	0.069	0.068	0.068	1pg-TEC/l以下
底質 (pg-TEC/g)	0.37	0.31	0.50	0.44	0.30	150pg-TEC/g以下

資料：留萌開発建設部

②高砂川の水質

高砂川の水質調査は、生活項目と有害項目を調査しています。

生活項目はpH、SS、BOD、DO、大腸菌群数の5項目を年1回（5月）行っています。

有害項目は[※]全シアン、[※]アルキル水銀、[※]総水銀、[※]カドミウム、[※]鉛、[※]六価クロム、[※]PCB、[※]ひ素、[※]有機リン化合物の9項目を対象に年1回（11月）行っています。

市街地を流れる高砂川は、千鳥町（東光小学校グラウンド下）から高砂町を経て、留萌川に合流する流路延長約1.5kmの小河川です。

生活排水の流入により、上流域に比べて下流域の方がBODはやや高くなっていますが、下水道の普及などにより水質は環境基準値内に維持されています。

また、有害項目においては、過去に環境基準を超えたことはありません。



高砂川（上流）水質調査試料採取

【用語解説】

※「全シアン」とは

シアン化水素は蛍光染料の原料などとして使用され、シアン化ナトリウムは顔料の原料、メッキ、医薬品等に使用されています。長期摂取により甲状腺及び特に神経系の疾患が知られています。

※「アルキル水銀」とは

有機水銀の一族、アルキル基（メチル基、エチル基、プロピル基等）が水銀に結合した化合物で、中でもメチル水銀は水俣病の原因とされています。

※「総水銀」とは

乾電池、蛍光灯、体温計、歯科用アマルガム（合金）など幅広い用途をもっています。

主に腎臓に蓄積し腎障害を起こします。

※「カドミウム」とは

電池、合金、メッキ、顔料、塩化ビニールの安定剤等に使用されますが、骨軟化症を主体とするイタイイタイ病の原因とされています。

※「鉛」とは

鉛管、鉛板、蓄電池、電線皮膜、ハンダ、活字など幅広く使用されていますが、脳炎、腎障害、筋肉の弛緩、胃腸症状・末梢神経症などの慢性中毒症状の原因となります。

※「六価クロム」とは

化合物がクロムメッキ、顔料、マッチ、花火、医薬品等に使用されていますが、摂取により全身障害としての腎・肝、増血系、中枢神経系の障害がみられます。

※「PCB」とは

プラスチックの可塑剤などとして使用されますが、毒性が強く、分解されにくい安定した化合物のため、廃棄物としての処理が難しく、環境汚染源のひとつとなる物質です。

※「ひ素」とは

半導体の材料、農薬、殺鼠剤、漁網、木材の防腐剤、医薬品原料として用いられていますが、慢性毒性として、色素沈着、黒皮症、慢性結膜炎、肝機能障害など多数あります。多量の摂取により昏睡の後死亡してしまいます。

※「有機リン化合物」とは

水中に含まれるリン化合物の総量をいい、リン量で表し全リンともいいます。

あらゆる動植物に含まれており、し尿、肥料、農薬、合成洗剤などにも含まれているため、水中のリン化合物の増加は生活排水、工業排水、農業排水などの混入に由来する場合が多く、リン化合物の増加は湖沼・海域の富栄養化を促進する一因とされています。

○水質調査結果（生活項目）

▼ 上 流

項 目 調査年月		pH	SS (mg/l)	BOD (mg/l)	DO (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)	採取 時間	水温 (℃)	透視度 (cm)
基準値		6.0～8.5	ごみ等の浮遊 がみとめられ ないこと	10mg/以下	2mg/l以上	—		—	—
H23	5月	7.2	13.0	0.6	8.4	170	9:00	12.0	30<
H24	5月	7.0	10.0	1.2	8.4	350	9:40	12.0	30<
H25	5月	6.9	28.0	1.5	8.7	1,400	11:00	15.0	30<
H26	5月	7.4	85.0	1.3	9.1	1,400	9:10	12.0	3.5
H27	6月	7.2	4.0	1.7	8.6	110	9:12	14.0	30<

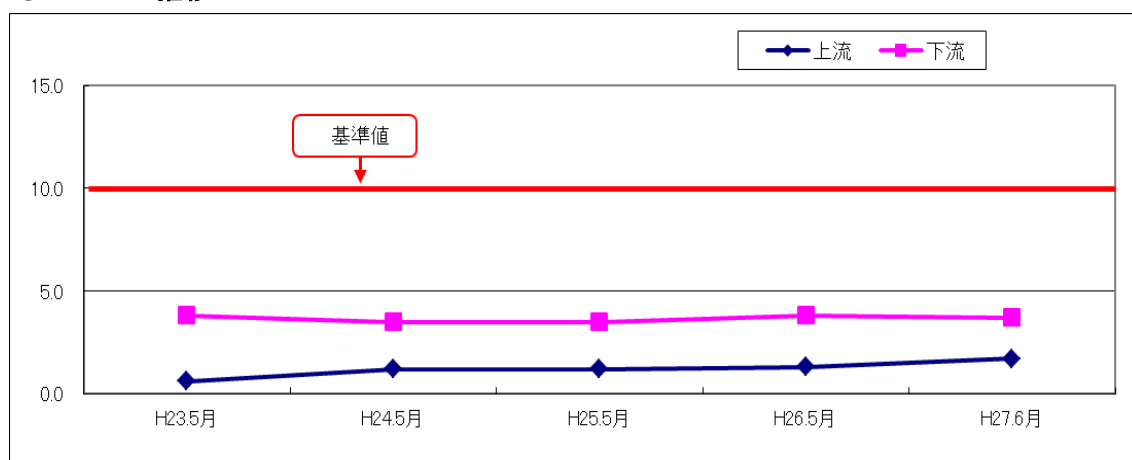
資料：環境保全課

▼ 下 流

項 目 調査年月		pH	SS (mg/l)	BOD (mg/l)	DO (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)	採取 時間	水温 (℃)	透視度 (cm)
基準値		6.0～8.5	ごみ等の浮遊 がみとめられ ないこと	10mg/以下	2mg/l以上	—		—	—
H23	5月	7.2	3.0	3.8	7.1	3,500,000	9:30	13.0	>30
H24	5月	7.8	2.0	3.5	7.8	920,000	10:10	12.0	>30
H25	5月	7.1	5.0	4.5	8.4	170,000	11:20	11.0	>30
H26	5月	7.4	67.0	3.8	8.0	2,800,000	9:35	10.0	>30
H27	6月	7.3	4.0	3.7	6.6	3,500,000	9:28	12.5	>30

※ 河川の環境基準（生活環境の保全に関する環境基準）には、水域の類型によって6段階の基準が設けられているが、留萌市内の河川は対象外のため、これらの基準値と直接対比できないのでE類型の基準値を参考値として比較しています。
〔河川E類型：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度〕

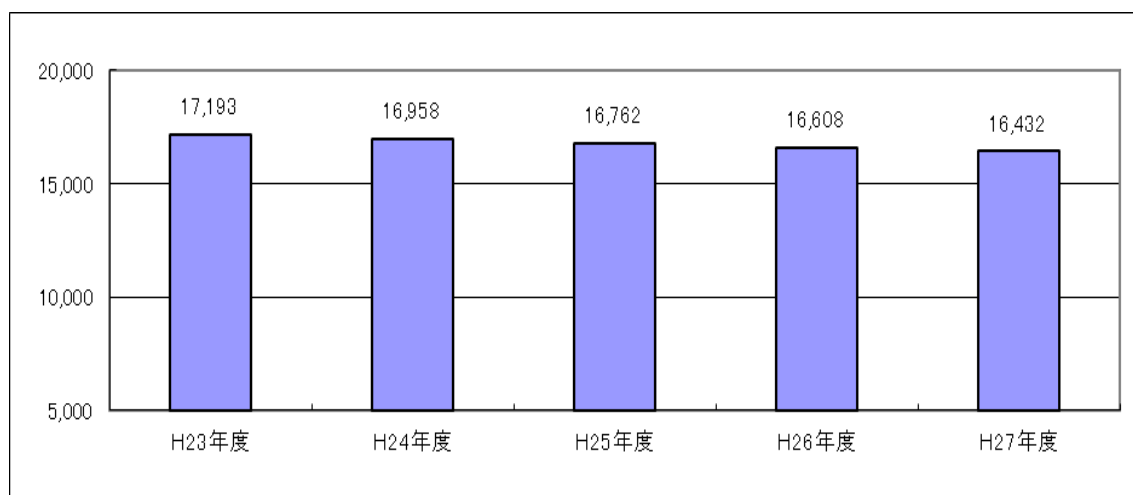
○BODの推移



※ グラフ内の水平線は基準値（10mg/l）を示しています。

資料：環境保全課

※参考「水洗化人口の推移」



資料：上下水道課

○水質調査結果（有害項目）

▼ 上 流

検 査 項 目	環 境 基 準	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
		H23. 11. 28	H24. 11. 29	H25. 11. 18	H26. 11. 21	H27. 11. 25
採取時間		9:25	9:20	9:05	9:05	10:10
水温（℃）		2.0	1.0	3.0	2.0	0.0
透視度（cm）		30<	15	30<	30<	30<
シアン化合物（mg/l）	検出されないこと	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
アルキル水銀化合物（mg/l）	検出されないこと	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
総水銀（mg/l）	0.0005mg/l以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
カドミウム（化合物）（mg/l）	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
鉛（化合物）（mg/l）	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
六価クロム化合物（mg/l）	0.05mg/l以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
P C B（mg/l）	検出されないこと	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
ひ素（mg/l）	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
有機リン（mg/l）		0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満

▼ 下 流

検 査 項 目	環 境 基 準	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
		H23. 11. 28	H24. 11. 29	H25. 11. 18	H26. 11. 21	H27. 11. 25
採取時間		9:40	9:40	9:15	9:15	10:30
水温（℃）		4.0	4.0	5.0	4.5	4.0
透視度（cm）		30<	30<	30<	30<	30<
シアン化合物（mg/l）	検出されないこと	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
アルキル水銀化合物（mg/l）	検出されないこと	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
総水銀（mg/l）	0.0005mg/l以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
カドミウム（化合物）（mg/l）	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
鉛（化合物）（mg/l）	0.01mg/l以下	0.001未満	0.005未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
六価クロム化合物（mg/l）	0.05mg/l以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
P C B（mg/l）	検出されないこと	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
ひ素（mg/l）	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
有機リン（mg/l）		0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満

資料：環境保全課

③副港の水質

副港の水質調査は、生活項目と有害項目を調査しています。

生活項目は、pH、SS、^{*}COD、DO、大腸菌群数の5項目について年1回（5月）調査を行っています。

有害項目は、シアン化合物、アルキル水銀化合物、カドミウム、六価クロム化合物、ヒ素、総水銀、PCB、鉛、有機リンの9項目について年1回（11月）調査を行っています。

平成19年8月に市街地の生活排水が流入したため、海域の水質汚染の目安となるCODが13.0mg/lとなり、基準値を超えましたが、それ以降は生活項目及び有害項目においても高砂川と同様に環境基準値を超えたことはありません。

○水質調査結果（生活項目）

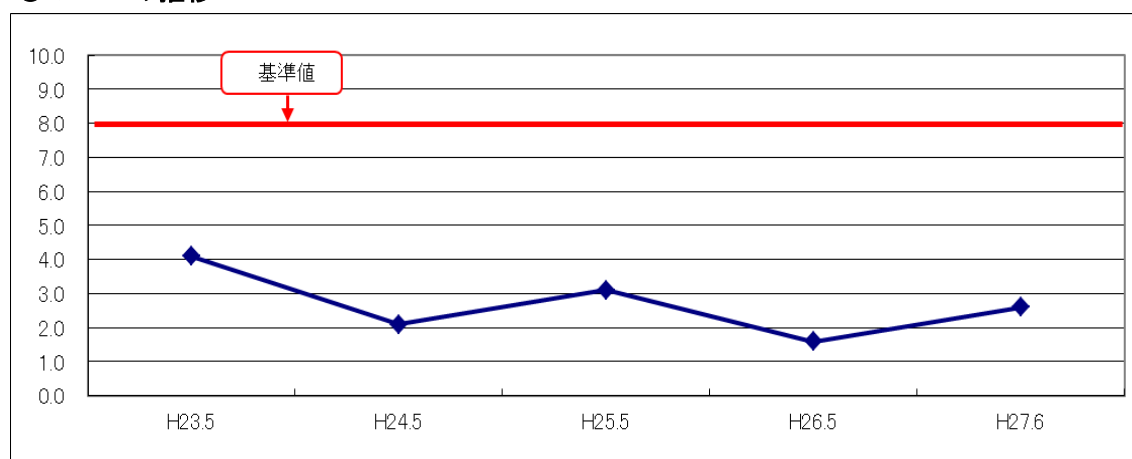
項目 調査年月		pH	SS (mg/l)	COD (mg/l)	DO (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)	採取 時間	水温 (℃)	透視度
基準値		7.0~8.3	基準なし	8 mg/l以下	2 mg/l以上	—			
H23	5月	7.6	7.0	4.1	8.5	22,000	9:45	12.0	30<
H24	5月	7.8	6.0	2.1	9.2	2,200	10:30	12.0	30<
H25	5月	7.8	5.0	3.1	8.8	49,000	11:40	14.0	30<
H26	5月	7.9	9.0	1.6	8.0	2,200	9:50	11.0	30<
H27	6月	7.5	7.0	2.6	7.0	7,900	9:41	12.5	30<

※ 海域の環境基準（生活環境の保全に関する環境基準）には、水域の類型によって3段階の基準が設けられており、そのうちC類型の基準値を参考値として比較しています。

〔河川C類型：国民の日常生活（沿岸の進捗等を含む。）において不快感を生じない限度〕

※ 平成23年度より、生活項目、有害項目をともに年1回の調査としています。

○CODの推移



※グラフ内の赤い水平実線は基準値の上限（8 mg/l）を示しています

資料：環境保全課

【用語解説】

※「COD (Chemical Oxygen Demand)」とは

化学的酸素要求量のことで、酸化剤を使用して水中の有機物を分解するのに必要な酸素量を表しています。海域・湖沼の汚染度を示す代表的な指標です。

○水質調査結果（有害項目）

調査項目	調査年月日	環 境 基 準	平成23年度 H 23. 11. 28	平成24年度 H 24. 11. 29	平成25年度 H 25. 11. 18	平成26年度 H 26. 11. 21	平成27年度 H 27. 11. 25
採取時間			10:05	9:55	9:30	9:35	10:45
水温（℃）			6.0	5.0	6.0	5.5	5.0
透視度（cm）			30<	30<	30<	30<	30<
全シアン（mg/l）		検出されないこと	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
アルキル水銀（mg/l）		検出されないこと	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
総水銀（mg/l）		0.0005mg/l以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
カドミウム（mg/l）		0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
鉛（mg/l）		0.01mg/l以下	0.001未満	0.002	0.001未満	0.001未満	0.001未満
六価クロム（mg/l）		0.05mg/l以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
P C B（mg/l）		検出されないこと	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
ひ素（mg/l）		0.01mg/l以下	0.001	0.001	0.001未満	0.001未満	0.003
有機リン化合物（mg/l）			0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満

資料：環境保全課

④留萌海域の水質

留萌海域の水質調査は、北海道により留萌海域6箇所で行っており、平成26年度は、各地点、各項目とも基準値内に収まっています。

○水質調査結果

測定地点	類型	年度	pH	COD(mg/l) 75%値	DO(mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)
St-1 ① 採取水深 0.00m	A	22	8.1~8.3	1.4	8.8	2.0
		23	8.1~8.4	1.7	9.3	3.3
		24	8.1~8.3	1.2	9.2	4.7
		25	7.9~8.2	1.3	8.7	1.0
		26	7.9~8.2	1.3	8.6	1.0
St-2 ② 採取水深 0.00m	A	22	8.0~8.3	1.6	8.8	0.5
		23	8.1~8.4	1.6	9.2	0.5
		24	8.1~8.2	1.3	8.9	3.9
		25	7.9~8.3	1.3	8.7	2.5
		26	7.9~8.3	1.3	8.7	2.4
St-3 ③ 採取水深 0.00m	A	22	8.0~8.3	1.9	8.9	5.4
		23	8.1~8.4	2.0	9.3	18.5
		24	8.1~8.2	1.4	9.1	124.4
		25	7.9~8.2	1.4	8.7	1.0
		26	7.9~8.2	1.3	8.7	1.0
St-4 ④ 採取水深 全層	C	22	7.8~8.3	2.0	8.7	—
		23	7.9~8.3	2.5	12.2	—
		24	7.8~8.2	1.6	9.1	—
		25	7.9~8.2	1.6	8.7	—
		26	7.9~8.2	1.8	8.7	—
St-5 ⑤ 採取水深 全層	C	22	8.0~8.2	1.8	9.0	—
		23	8.0~8.3	2.4	9.3	—
		24	7.9~8.2	1.6	9.1	—
		25	7.9~8.2	1.4	8.9	—
		26	7.9~8.2	1.8	8.9	—
St-6 ⑥ 採取水深 全層	C	22	7.9~8.3	2.6	9.2	—
		23	8.1~8.4	2.3	9.3	—
		24	8.0~8.2	1.9	9.3	—
		25	7.9~8.2	1.8	8.7	—
		26	7.9~8.2	1.8	8.7	—

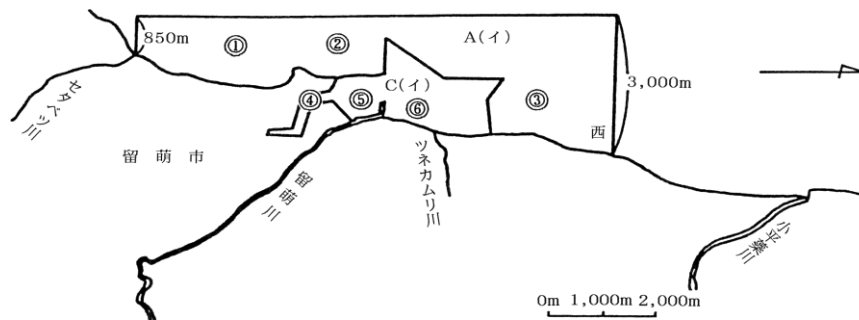
※表内網掛部分は環境基準値を超過したものです。

※COD75%とは、年間の全データを小さいものから順に並べ0.75×n番目（nはデータ数）のデータ値をもって75%水質値とする評価方法です。

基準	類型	pH	COD	DO	油分等	大腸菌群数
	A	7.8以上 8.3以下	2mg/l以下	7.5mg/l以上	検出されないこと	1,000MPN/100ml以下
	C	7.0以上 8.3以下	8mg/l以下	2.0mg/l以上	—	—

資料：北海道ホームページより

○留萌海域測定地点図



番号	位 置
①	N 43° 56' 08" E 141° 37' 31"
②	N 43° 57' 08" E 141° 37' 31"
③	N 43° 59' 08" E 141° 38' 26"
④	N 43° 56' 53" E 141° 38' 16"
⑤	N 43° 57' 23" E 141° 38' 16"
⑥	N 43° 57' 53" E 141° 38' 16"

○:基準点

⑤地下水の水質

地下水は、一度汚染されるとその回復が極めて困難であることから、早期発見、早期対応が重要となり、地下水の汚染を未然に防ぐことが大切です。

また、地下水の水質の常時監視は、汚染原因を早期に発見するとともに、経年変化を把握する必要があります。

地下水の水質分析調査は、※1-1-1トリクロロエタン、※トリクロロエチレン、※テトラクロロエチレンの3つの有害項目について、明元町3丁目で湧き出している地下水を年1回（7月）行っていますが、各検査項目とも、これまで環境基準を超えたことはありません。



地下水水質調査試料採取

○水質調査結果

調査項目	調査年月日	環境基準	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
			7月26日	7月30日	7月23日	7月29日	7月29日
1-1-1 トリクロロエタン	(mg/l)	1 mg/l以下	0.0005未満	0.0005未満	0.001未満	0.001未満	0.0005未満
トリクロロエチレン	(mg/l)	0.03mg/l以下	0.002未満	0.002未満	0.003未満	0.003未満	0.002未満
テトラクロロエチレン	(mg/l)	0.01mg/l以下	0.0006	0.0007	0.001未満	0.001未満	0.0006

資料：環境保全課

【用語解説】

※「1-1-1トリクロロエタン」とは

油脂やごみを取り除く洗浄力が強く、半導体や精密加工部品の洗浄剤やドライクリーニング液が主な用途です。特定フロンと同様にオゾン層を破壊する作用のあることが知られています。

※「トリクロロエチレン」とは

ドライクリーニング洗浄剤、金属表面の脱脂洗浄剤等に使用されていますが、高濃度で摂取すると、不快感、めまい、更には意識不明などの症状を現す慢性毒性があり、マウスの実験では肝細胞ガンの発生が認められています。

※「テトラクロロエチレン」とは

ドライクリーニング洗浄剤、金属機械部品などの脱脂洗浄剤、生ゴム、染料、油脂、ピッチなどの溶剤、殺虫剤等に使用されていますが、短期間の摂取で嘔吐、腹痛、一時的な意識不明を引き起こす慢性毒性があり、マウスの実験では肝細胞ガンの発生が認められています。

⑥水産加工場の水質

水産加工場から排出される排水の水質の状況については、毎年１回、１日の排水量が５０ｍ³未満の５社を選定し、排水が適正に処理されているかを調査しています。

平成２７年度は、９月２９日に実施したところ、Ｂ社で大腸菌群数、Ｃ社でＣＯＤ、Ｄ社でＢＯＤ、Ｅ社でＰＨ、ＳＳ、ＢＯＤについて参考基準値を超える結果が出ました。

調査を実施した事業所に対してその結果を通知するとともに、参考基準を超えた事業所に対しては、改善策を講じるよう指導しています。

○排水調査結果（実施日 平成２７年９月２９日）

資料：環境保全課

項 目	参考基準値	A 社	B 社	C 社	D 社	E 社	
採取時間	—	9:03	9:40	10:08	10:32	11:01	
水温（℃）	—	13.0	15.0	12.0	15.0	15.0	
p H	河川：5.8～8.6	6.2	6.5	6.4	6.9	3.1	
	海域：5.0～9.0						
S S （mg/l）	200mg/l以下	79	18	30	18	1,000	
B O D （mg/l）	160mg/l以下	290	15	230	210	480	
C O D （mg/l）	160mg/l以下	160	8	410	130	890	
大腸菌群数(個/ml)	3000個/ml	0	14,000	0	0	0	
採水時の製造品目	—	数の子					さけ加工品等
排出先		海域			河川		

※ 参考基準値（排水基準を定める省令（昭和４５年）総理府令第３５号）は一日あたりの平均的排水量５０ｍ³以上の工場（北海道で調査）について適用されます。

※ ＢＯＤの基準値については、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される場合に適用され、ＣＯＤの基準値については、海域及び湖沼に排出される場合に適用されます。

（３）土 壌

※ダイオキシン類調査は、平成１１年度から市内の公園より１箇所を選定し、土壌中におけるダイオキシン類の含有状況について、平成１９年度から隔年で調査しています。

平成２７年度は、錦町公園で調査した結果、０．６６（ $\frac{\text{pg-TEQ}}{\text{g-dry}}$ ）と、これまでの調査結果と同様に、環境基準とされている１，０００（ $\frac{\text{pg-TEQ}}{\text{g-dry}}$ ）を大きく下回りました。

（平成２６年３月２０日 環境省報道発表資料：「ダイオキシン類の排出量の目録」参照）

【用語解説】

※「ダイオキシン類」とは

人の生命や健康に重大な影響を与えるおそれのある極めて毒性の高い有機塩素化合物で、ポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、コプラナ・ポリ塩化ビフェニール（コプラナPCB）の総称です。

※「p g（ピコグラム）」とは

０．０００００００００００１g（１兆分の１g）

※「TEQ（毒性等量）」とは

多数のダイオキシン類のそれぞれの毒性に係数を用いて、最も毒性の高い２，３，７，８TCDDとしての濃度に変換したもののことをいいます。

○ダイオキシン類分析調査（実施日 平成27年11月17日）
 ダイオキシン・ジベンゾフラン 資料：環境保全課

項目(単位)	ダイオキシン総量 (pg/g-dry)	ジベンゾフラン総量 (pg/g-dry)	全毒性等量 (pg-TEQ/g-dry)
実施場所			
錦町公園	40	22	0.39

コプラナPCB

項目(単位)	ハオルトPCBs総量 (pg/g-dry)	モノオルトPCBs総量 (pg/g-dry)	全毒性等量 (pg-TEQ/g-dry)
実施場所			
錦町公園	18	12	0.27

ダイオキシン・ジベンゾフラン・コプラナPCB

項目(単位)	全毒性等量 (pg-TEQ/g-dry)
実施場所	
沖見公園	0.66

○ダイオキシン・ジベンゾフラン・コプラナPCB年度経過

実施年度	実施日	実施場所	全毒性等量 (pg-TEQ/g)
平成19年度	10月17日	浜中運動公園	0.84
平成21年度	10月21日	神居岩総合公園	0.70
平成23年度	10月21日	黄金公園	0.35
平成25年度	10月22日	沖見公園	0.03
平成27年度	11月17日	錦町公園	0.66
環境基準値			1,000.00

※ 土壌中のダイオキシン類の量が250 (pg-TEQ/g) 以上の場合には、必要な調査をすることとされていますが、市内の測定値については、これまで該当したことはありません。

(4) 騒音、振動

平成23年8月に成立した「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための整備に関する法律」により、それまで都道府県が行っていた一般市の「自動車騒音常時監視」が、路線が所在する市に移管されたため、平成24年度から「自動車騒音測定・評価」業務を行うことになり、調査対象の7路線（市内の国道・道道）の10区間を5年周期で行っており、平成27年度は2路線2区間の測定・評価業務を行いました。

結果は、昼間・夜間とも環境基準値や、公安委員会に道路交通規制等の要請が必要となる[※]要請限度を超えているところはありません。

○自動車騒音の測定結果（調査日：平成27年10月22日～23日）

測定の場所	測定結果		環境基準		環境基準の適合状況		要請限度	
	昼間(dB)	夜間(dB)	昼間(dB)	夜間(dB)	昼間(dB)	夜間(dB)	昼間	夜間
留萌市明元町5丁目	61	52	70	65	○	○	75	70
留萌市春日町1丁目	65	57			○	○		

資料：環境保全課

【用語解説】

※「要請限度」とは

市町村長はこの限度を超えることにより、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められるときは、北海道公安委員会に対し、「道路交通法」の規定による措置を要請するほか、必要があると認めるときは道路構造の改善その他の自動車騒音の大きさの減少について道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べるができることになっています。

※参考「自動車登録台数」（各年度末現在）

年 度	貨物車	乗合車	乗用車	特殊車	小型	軽自動車	合 計
				(大型含む)	二輪車		
平成22年度	1,793	108	8,870	905	191	4,238	16,105
平成23年度	1,724	107	8,758	888	188	4,251	15,916
平成24年度	1,702	105	8,593	888	191	4,384	15,863
平成25年度	1,699	99	8,498	904	188	4,477	15,865
平成26年度	1,710	96	8,374	914	185	4,585	15,864

資料：留萌市統計書

※参考「乗用車登録台数の推移」（各年度末現在）

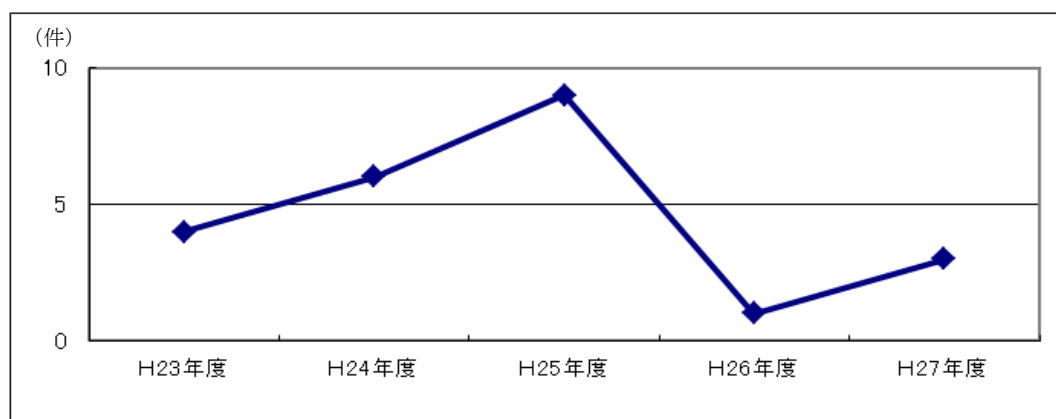


資料：留萌市統計書

○特定建設作業（くい打ち工事等）届出受理件数の推移

くい打ち工事等の特定建設作業については、騒音規制法、振動規制法により作業開始日の7日前までに市町村長へ届出をするよう定められています。

留萌市で受理している届出件数は、平成25年度までは増加傾向で推移していましたが、平成26年度では1件に減少し、平成27年度は3件の届出がありました。



資料：環境保全課

(5) 悪 臭

市内水産加工場の敷地境界において、悪臭物質の[※]トリメチルアミンの、測定を毎年1回（8月）1箇所で行っていましたが、[※]基準値を大幅に下回っていることから、平成20年度より隔年で実施しています。

測定調査した水産加工場において、基準値を超えた悪臭物質が検出されたことはありません。

○悪臭物質測定結果

年度 項目	平成19年度		平成20年度		平成22年度		平成24年度		平成26年度	
事業所名	A社		B社		C社		D社		E社	
測定年月日	平成19年8月27日		平成20年9月1日		平成22年8月27日		平成24年8月31日		平成26年8月28日	
測定位置	No. 1 (風上)	No. 2 (風下)	No. 1 (風上)	No. 2 (風下)	No. 1 (風上)	No. 2 (風下)	No. 1 (風上)	No. 2 (風下)	No. 1 (風上)	No. 2 (風下)
測定時間	10:22～11:18		13:35～14:13		9:34～10:55		9:40～11:35		9:36～11:22	
トリメチルアミン 濃度 (ppm) 基準値…0.005	0.0008 未満	0.0008 未満	0.0008 未満	0.0008 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満
天 候	晴れ		晴れ		晴れ		晴れ		晴れ	
気 温(℃)	24.8	25.3	27.2	27.4	24.9	28.3	26.8	30.2	21.2	20.7
湿 度(%)	62	55	61	58	61	47	67	46	71	73
風 向	北北西	北西	北西～ 北北西	西北西	北東～ 北北東	北北東	北西	西北西	北北西	西北西
風 速(m/s)	2.0	1.5	3.3	1.6	1.4	1.7	2.2	1.1	3.0	1.9
大気圧(hPa)	1,008	1,008	1,009	1,009	1,019	1,019	1,016	1,016	1,017	1,017

※A区域の規制基準（悪臭防止法）0.005 ppm以下

資料：環境保全課



水産加工場敷地内悪臭分析測定

【用語解説】

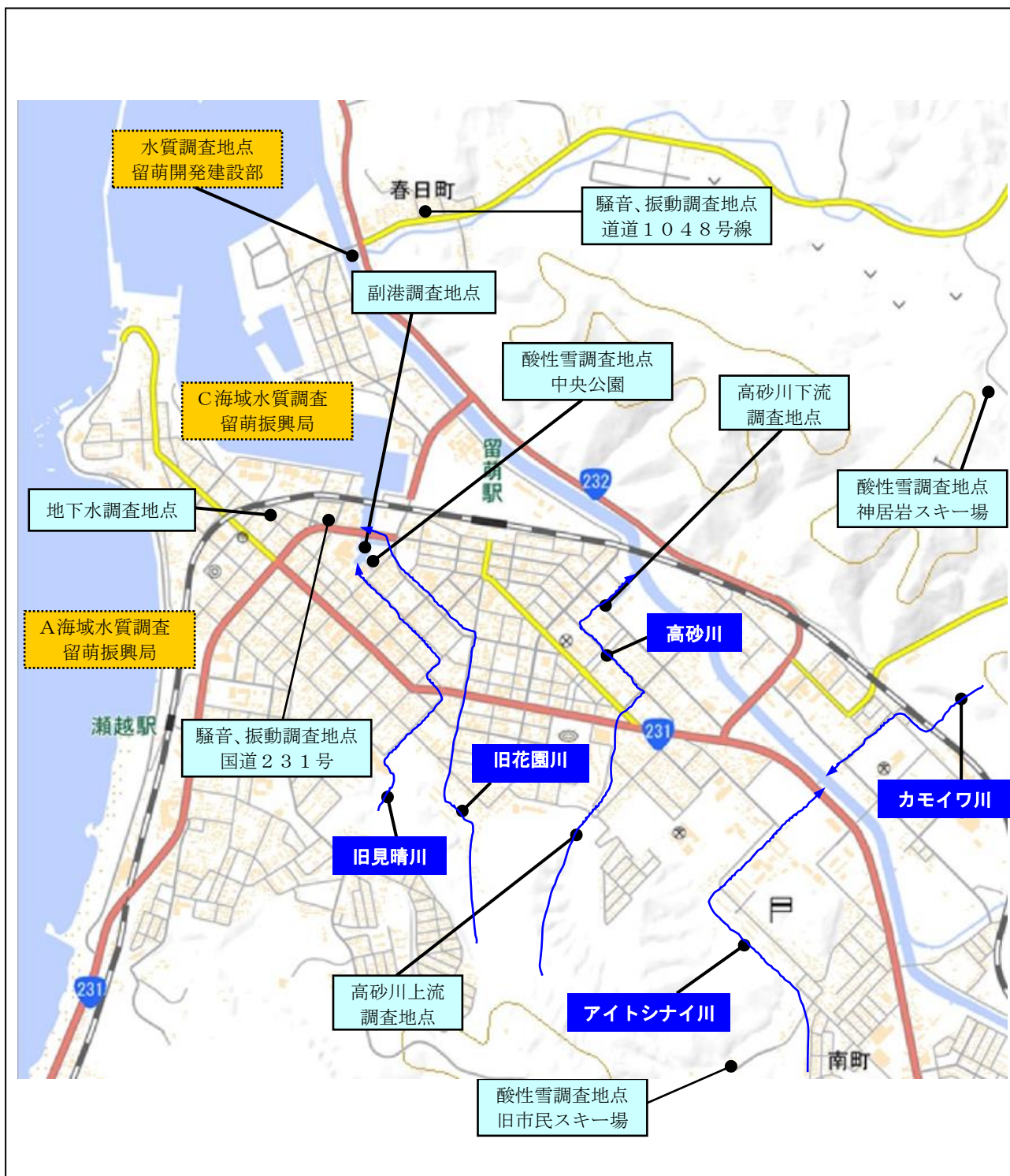
※「トリメチルアミン」とは

アンモニア中の水素原子を炭化水素基でおきかえて得られる化合物のひとつで、天然に広く存在しています。刺激性の魚類臭をもつ無色の気体で塩基性が強く、動物物質が分解するときに生じます。また、塩ニシンの汁に多量に含まれます。悪臭防止法による指定物質のひとつで、発生源は畜産農業、複合肥料製造業、魚腸骨処理場、水産缶詰製造業などが考えられます。

※「基準値」とは

「悪臭防止法」に基づく敷地の境界の地上における規制基準であり、A～C区域の3段階が設定されていますが、留萌市内の規制地域は、法で定められた規制基準の範囲の中で最も厳しい基準であるA区域が適用されています。

★資料 環境調査測定地点図



4 都 市 環 境

(1) 生活排水

生活排水とは、私たちが日常生活を営むうえで出す排水のことで、大きく分けると、炊事、洗濯、入浴などによる排水（生活雑排水）と水洗トイレから出る排水を合わせたものです。

川や海に流れ込む水には、地表に降った雨水や工場などから発生する産業排水、農業、畜産などからの排水のほか、私たちの日常生活から発生する生活排水があります。

水の汚れについては、かつては産業排水が主な原因でしたが、工場などに対する排水の規制が強化され、排水対策が進んだ今日では、生活排水が汚れの大きな原因となっています。

このため、本市では「留萌市生活排水処理基本計画」の第1期（平成13年度から平成22年度）を策定し、更に生活排水の処理対策を計画的に進めるため、第2期の処理計画（平成23年度から平成32年度）を策定しています。

平成27年度末における[※]下水道処理人口普及率は84.4%で全道平均の90.7%を下回り、浄化槽を含めた[※]汚水処理人口普及率も85.9%で全道平均95.0%を下回っています。

このような現状から、下水道処理区域内における水洗化の普及促進と、下水道認可区域外における生活排水対策として浄化槽による計画的な整備を行う必要があります。

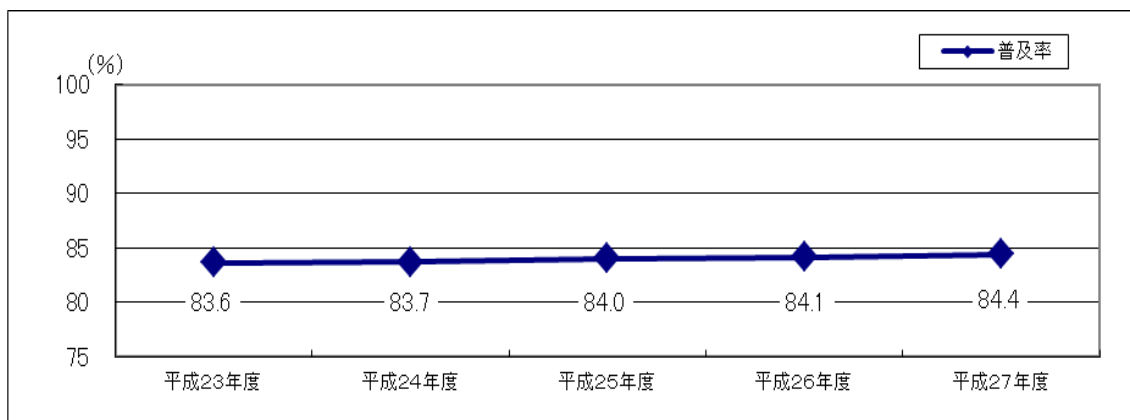


留萌浄化センター

※参考「下水道処理区域内人口」

公共下水道管が整備され、污水管渠により排除された下水を終末処理場により処理することができる地域の人口をいいます。

○下水道処理人口普及率の推移



資料：留萌市統計書

【用語解説】

※「下水道処理人口普及率」とは

行政区域内人口に対する下水道処理区域内人口の割合であり、下水道整備状況を表す指標として用いられます。

※「汚水処理人口普及率」とは

行政区域内人口に対する下水道処理区域内人口に浄化槽（単独浄化槽を除く）を使用している人口を含めた割合のことをいいます。

○下水道整備事業計画の概要

項 目		全 体 計 画
目 標 年 次		平 成 32 年 度
排 除 方 式		分 流 式
計 画 流 入 水 質		BOD 332ppm
		SS 275ppm
計 画 放 流 水 質		BOD 15ppm
		SS 40ppm
放 流 先		一 級 河 川 留 萌 川
計 画 区 域 面 積		860.7 ha
計 画 人 口		21,300 人
家 庭 汚 水 量	日 平 均	6,603 m ³ /日
	日 最 大	8,733 m ³ /日
	時 間 最 大	14,484 m ³ /日
工 場 排 水	日 平 均	2,089 m ³ /日
	日 最 大	2,089 m ³ /日
	時 間 最 大	4,178 m ³ /日
地 下 水 量		852 m ³ /日
合 計	日 平 均	9,544 m ³ /日
	日 最 大	11,674 m ³ /日
	時 間 最 大	19,514 m ³ /日



下水道のマスコット
キャラクター「スイスイ」

○下水道の整備状況

項 目	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度	平成 2 7 年度
整 備 管 渠 汚 水 (k m)	110.2	110.2	110.2	110.3	110.3
〃 雨 水 (k m)	3.57	3.57	3.57	3.57	3.94
整 備 面 積 汚 水 (h a)	508.0	508.0	508.0	508.0	508.0
〃 雨 水 (h a)	251.4	251.4	251.4	251.4	252.0
整 備 人 口 汚 水 (千 人)	20.1	19.8	19.4	19.1	18.8
〃 雨 水 (千 人)	20.1	19.8	19.4	19.1	18.8
処 理 面 積 (h a)	508.0	508.0	508.0	508.0	508.0
処 理 人 口 (千 人)	20.2	19.8	19.4	19.1	18.8
水 洗 化 人 口 (千 人)	17.2	17.0	16.8	16.6	16.5
普 及 率 (%)	83.6	83.7	84.0	84.1	84.4
未 水 洗 化 人 口 (人)	2,994	2,832	2,661	2,526	2,337

資料：上下水道課

(2) 畜 犬

本市の畜犬の登録頭数は、年々減少しています。

平成27年度は前年度比の約1.5%減となっており、ここ5年間で99頭の減少となりました。

狂犬病予防注射の実施数についても、年々減少傾向にありますが、狂犬病予防注射の実施率では、75.8%で、前年度の実施率より2.2%増加しています。



狂犬病予防注射の風景

○畜犬の登録件数及び狂犬病予防注射実施状況

単位：頭

項目 \ 年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
登録頭数	1,116	1,088	1,056	1,033	1,017
狂犬病予防注射実施数	875	817	774	760	771
狂犬病予防注射実施率	78.4%	75.1%	73.3%	73.6%	75.8%

資料：環境保全課

○畜犬の苦情件数

単位：件

項目 \ 年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
鳴声		2			
放し飼い		2		3	3
田畑、庭園荒し					
家畜の被害					
脱ふん	1	2		1	
不要犬収容依頼					
けい留方法不適					
捨て犬					4
迷い犬					
その他	3	3	1		1
合計	4	9	1	4	8

資料：環境保全課

○動物に係る苦情処理件数

単位：件

項目 \ 年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
カラス	43	30	35	60	44
ハチ	80	61	81	119	86
ヘビ	20	10	17	5	13
猫	15	22	13	39	54
エゾシカ	3	11	18	42	20
キツネ	4	7	3	3	3
ヒグマ			6	12	8
その他動物	3	4	8	13	33
合計	168	145	181	293	261

資料：環境保全課

(3) 住 宅

住宅に対する市民ニーズは、所得水準の向上や自由時間の増大などを背景とし、高度で多様な住宅と良好な居住環境など豊かさを感じられる生活の場として、一層ゆとりや快適性が求められてきています。

一方で、昭和40年代以降の公営住宅は耐用年数を向えつつあり、除却または住戸改善による延命措置を余儀なくされており、ますます維持保全が困難になる局面となっています。

今後は、留萌市公営住宅等長寿命化計画（平成23年～平成32年）に基づき長く上手に活用して行ける住宅のあり方が求められています。

少子高齢化の影響も拍車が掛っており、これからは建替えを控えて維持、改修、住み替えや住宅の集約化など、工事費の平準化と効率的な保全計画を図っていくことが必要とされています。



市営住宅「リラ」

○住宅の種類別状況

1. 木造家屋

単位：棟

年次	区分	合 計	専用住宅	共同住宅 ・寄宿舍	併用住宅	旅館・ホテル ・料亭	事務所・ 店舗・銀行	劇場・病院	公衆浴場	工場・倉庫	附属家
平成23年		9,257	6,254	349	727	21	238	7	3	217	1,441
平成24年		9,197	6,231	347	715	20	236	7	3	216	1,422
平成25年		9,128	6,211	342	705	18	232	8	3	208	1,401
平成26年		9,070	6,190	335	698	18	230	8	3	205	1,383
平成27年		8,953	6,126	335	682	17	230	8	—	206	1,349

2. 非木造家屋

単位：棟

年次	区分	合 計	事務所・店舗・ 百貨店・銀行	住宅・ アパート	病院・ホテル	工場・倉庫 ・市場	その他
平成23年		2,830	254	359	24	394	1,799
平成24年		2,829	252	357	24	389	1,807
平成25年		2,811	246	359	23	384	1,799
平成26年		2,799	243	356	23	382	1,795
平成27年		2,796	244	353	22	384	1,793

※ 固定資産概要調書による

資料：税 務 課

○市営住宅管理状況

単位：戸

年度	項目	総 数	第 1 種	第 2 種	特定目的住宅 (福祉住宅)	改良住宅	借上住宅
平成23年度		1,449	136	758	199	332	24
平成24年度		1,407	129	740	188	326	24
平成25年度		1,391	129	730	188	320	24
平成26年度		1,385	129	730	188	314	24
平成27年度		1,381	129	726	188	314	24

資料：建築住宅課

(4) 道 路

道路は、市民の日常生活や産業活動を支える社会資本であり、土地の有効利用や良好な居住環境の形成を促進する生活空間の一部といえます。

道路整備にあたっては、植樹等によって快適で潤いのある景観創造や高齢者、障がい者、子供に配慮した安全で快適な歩行空間の確保のため、街路樹や街路灯、点字ブロックの整備など、人に優しい道づくりが求められています。

○道路の現況

各年度末現在（単位：km・％）

年次	区分	留萌市総数		一般国道		道 道		市 道	
		実 延 長	舗装率(%)	実 延 長	舗装率(%)	実 延 長	舗装率(%)	実 延 長	舗装率(%)
平成23年度		302.9	67.9	38.2	100	47.6	81.2	217.1	61.2
平成24年度		311.8	70.4	47.1	100	47.6	81.2	217.1	61.2
平成25年度		314.0	70.4	47.1	100	47.6	81.2	219.3	61.6
平成26年度		314.3	70.4	47.4	100	47.6	81.2	219.3	61.6
平成27年度		321.3	71.5	54.9	100	47.6	81.2	218.8	62.3

資料：留萌開発事務所・留萌振興局留萌建設管理部・都市整備課

○市道の現況

各年度末現在（単位：km）

年次	区分	実 延 長	路 面 の 内 訳				橋 り よ う の 内 訳		
			計	セメント舗装	アスファルト舗装	砂利道	計	木 橋	永久橋
平成23年度		217.1	217.1	1.7	131.2	84.2	2.56	0.04	2.52
平成24年度		217.1	217.1	1.7	131.2	84.2	2.56	0.04	2.52
平成25年度		219.3	219.3	1.7	133.4	84.2	2.56	0.04	2.52
平成26年度		219.3	219.3	1.7	133.4	84.2	2.56	0.04	2.52
平成27年度		218.8	218.8	2.0	134.3	82.5	2.56	0.04	2.52

資料：都市整備課



高砂公園から合同庁舎前まで延びる「市道広路」

（５）街並み、景観

留萌市を一望できる千望台は、市街地や港、海、山の美しさを感じられる眺望のよい場所で多くの市民や来訪者が訪れる憩いの場所となっています。

一方、街中においては、郊外型大型店の進出により中心市街地の空洞化が目立つことから、まちなかの賑わい創出等さまざまな取組みが必要となっています。

また、過疎化や高齢化などによる空き家、空き地も増加傾向にあり、適正管理がされないまま放置され、街並みや景観が損なわれています。

このため、ごみの不法投棄やポイ捨て、ペットの糞の放置をさせないなど、ルールやマナーを守れることを浸透させることが必要です。

すばらしい留萌の自然を守り、美しい景観を維持していくためには、住民と行政が公平な立場で知恵を出し合い協力しながら、この街で育つ子供達に潤いのあるよりよい環境を作っていくことが重要です。



千望台からの眺望

（６）公 園

本市には、神居岩公園や浜中運動公園などの大規模な公園をはじめ、各種の公園が配置されており、市民の憩いの場となる公園は、生活に潤いと安らぎを与え、語らいやレクリエーション、スポーツの場となるなど貴重な空間となっています。

また、美しい都市景観づくりにおいても大きな役割を果たし、防災上のオープンスペースとしても重要です。

本市には、都市における緑の基幹となる公園及び緑地等は50ヶ所ありますが、各公園施設の経年による老朽化が進行しており、地域の実情に即した再整備が必要となっています。

地域に適正な配置と利用する地域住民のニーズを十分考慮した中で、今後の整備を検討することが求められます。

維持管理については、市民と行政が協力し合い運営の効率化を図ることが必要です。



浜 中 運 動 公 園



高 砂 公 園

○都市公園の現況（平成27年度現在）

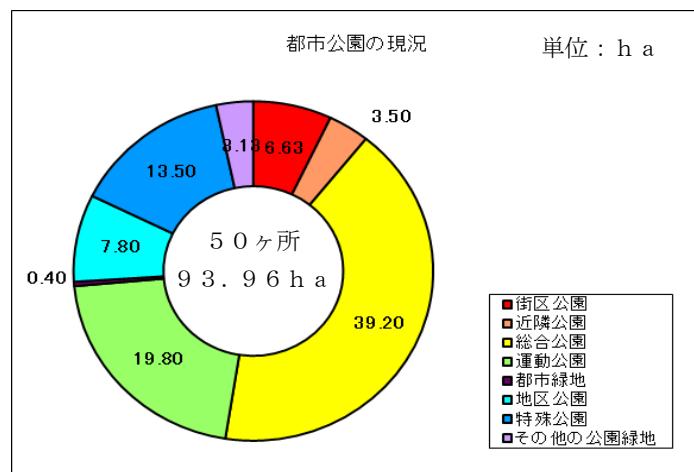
（単位：ha）

種 別	名 称	設 置 場 所	計 画 面 積	種 別	名 称	設 置 場 所	計 画 面 積
※ 街区公園	錦 町 公 園	開 運 町 2	0.30	街区公園	昭 和 公 園	東 雲 町 1	0.18
〃	元 町 公 園	元 町 5	0.19	〃	白 鳥 公 園	高 砂 町 3	0.15
〃	住 之 江 公 園	住 之 江 町 1	0.45	〃	五 十 嵐 公 園	五 十 嵐 町 3	0.15
〃	花 園 西 公 園	花 園 町 3	0.50	〃	美 園 公 園	五 十 嵐 町 1	0.10
〃	花 園 東 公 園	花 園 町 5	0.23	〃	平 和 台 公 園	平 和 台 1	0.33
〃	沖 見 公 園	沖 見 町 6	0.60	〃	自 由 ケ 丘 公 園	千 鳥 町 4	0.29
〃	幸 町 公 園	幸 町 3	0.06	〃	泉 町 公 園	泉 町 1	0.26
〃	あ か し や 公 園	沖 見 町 4	0.20	〃	萌 晴 公 園	見 晴 町 5	0.53
〃	若 草 公 園	明 元 町 4	0.06	※ 総合公園	見 晴 公 園	見 晴 町 1、2	10.40
〃	南 町 公 園	南 町 2	0.07	〃	神 居 岩 公 園	マ サ リ ベ ッ	28.80
〃	春 日 公 園	春 日 町 1	0.11	※ 運動公園	浜 中 運 動 公 園	浜 中 町	19.80
〃	大 町 公 園	大 町 1	0.06	※ 近隣公園	高 砂 公 園	高 砂 町 1	1.10
〃	黄 金 公 園	大 町 2	0.12	〃	東 雲 公 園	東 雲 町 1	1.40
〃	夕 陽 ケ 丘 公 園	沖 見 町 2	0.08	〃	潮 静 公 園	潮 静 2	1.00
〃	望 洋 公 園	大 町 2	0.06	地区公園	船 場 公 園	船 場 町 1・2	7.80
〃	ひ ま わ り 公 園	錦 町 1	0.14	特殊公園	春 日 高 台 公 園	マ サ リ ベ ッ	13.50
〃	中 央 公 園	開 運 町 2	0.52	※ 都市緑地	岬 緑 地	大 町 2	0.40
〃	す み れ 公 園	宮 園 町 1	0.03	その他の公園緑地	南 9 条 緑 地	南 町 1 丁 目	0.13
〃	港 北 公 園	元 町 4	0.08	〃	留 萌 川 河 畔 緑 地 大 和 田 左 岸	留 萌 原 野 10 線	0.12
〃	末 広 公 園	末 広 町 3	0.22	〃	東 橋 河 畔 緑 地	南 町 3	0.09
〃	栄 町 公 園	栄 町 2	0.09	〃	バンゴベ川河畔緑地	東 雲 町 2	0.15
〃	寿 公 園	寿 町 2	0.10	〃	大和田橋下流左岸緑地	潮 静 1	0.08
〃	も み じ 公 園	南 町 2	0.08	〃	八 線 沢 川 左 岸 緑 地	潮 静 1	0.24
〃	し ら か ば 公 園	南 町 4	0.15	〃	浜 中 海 浜 公 園 緑 地	浜 中 町	0.66
〃	ほ り か わ 公 園	堀 川 町 2	0.14	〃	沖 見 海 浜 公 園 緑 地	沖 見 町 1	1.66
合 計	50ヶ所 約93.96ha		（供用面積 84.71ha）				

資料：都市整備課

平成27年度末の都市公園面積は、未供用部分を除いた面積で約84.71haとなり、市民1人当たりになると、約38㎡となっています。

計画面積に占める供用面積は約93%となっています。



【用語解説】

※「街区公園」とは

主として街区内に住む方の利用を目的とした公園です。

※「近隣公園」とは

主として近隣住区内に住む方の利用を目的とした公園です。

※「総合公園」とは

市民の休息・観賞・散歩・遊戯・運動など総合的な利用を目的とした公園です。

※「運動公園」とは

市民の運動利用を目的とした公園です。

※「都市緑地」とは

自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るための緑地です。

(7) 文化財

本市は、国指定文化財として、重要有形民俗文化財「留萌のニシン漁撈用具」を有し、さらに史跡「旧留萌佐賀家漁場」を管理しています。

史跡や有形民俗文化財については、毎年8月に一般公開を実施し、適切な活用に使っています。

しかし、史跡内建造物の老朽化が激しいことから延命化を図るための整備や、防災対策などを講じる必要があります。

今後は、新たな文化財の登録や保護にも取り組んでいきます。



旧留萌佐賀家漁場

○留萌市の文化財（平成27年4月1日現在）

文化財の種類		名 称	指定年月日	所 在 地
国指定文化財	重要有形民俗文化財	留萌のニシン漁撈(旧佐賀家漁場)用具	平成 7年12月26日	礼 受 町
	史 跡	旧留萌佐賀家漁場	平成 9年 3月11日	礼 受 町
市指定文化財	記念物(史跡)	黄金岬の日和山烽火台跡	平成11年 9月27日	大 町 2 丁 目
		三泊漁港遺跡	平成11年 9月27日	三 泊 町
	有形文化財	星兜残欠	平成11年 9月27日	海のふるさと館
		アトウシ 2点	平成11年 9月27日	海のふるさと館
記 念 物 (遺 跡)		黄金岬ランカン石玄武岩柱状節理	—	黄 金 岬
		旧留萌川に架かっていた記念橋跡	—	南 岸
		礼受高台烽火台跡	—	礼 受 町
		江戸時代アイヌの人々によって造られた砦跡「チャンウンナイチャン跡」	—	礼 受 町
		庄内藩勤番所跡	—	マ サ リ ベ ヅ
		庄内藩稲作試作地	—	春 日 町
民俗文化財(無形の民俗文化財)		留萌岩戸神楽	—	

資料：生涯学習課



ほしかぶとざんけつ
星兜残欠



黄金岬の日和山烽火台跡（記念碑）

【用語解説】

※「指定文化財」とは

「文化財保護法」、「文化財保護条例」などにより規定された文化財のことです。有形文化財、無形文化財、民俗文化財、史跡名勝、天然記念物、伝統的建造物群のうち、特に重要なもので保存の必要のあるものを規定し、保護と活用が図られているものを指します。特定文化財は現状の変更の規制を受け、その修理や管理についても法、条例の規定により実施されることになります。

5 廃棄物・エネルギー

(1) 廃棄物

①ごみ

平成25年度より、留萌市、増毛町、小平町の1市2町で構成する留萌南部衛生組合による広域的なごみ処理が始まり、資源化施設（留萌市藤山町）の固形燃料化施設と高速堆肥化施設を廃止し、新たに生ごみ中間処理施設（小平町）を整備し、稼働しています。

資源ごみは、平成25年度から資源化施設に処理ラインを増設し、容器包装リサイクル法の対象となるプラスチック製容器、紙製容器、ペットボトルの処理を行っています。

留萌市から排出された粗大ごみは、資源化施設の粗大ごみ破碎施設で破碎し、資源となる金属類を取り除き最終処分しています。

最終処分は、1市2町がそれぞれ整備した最終処分場で埋立処分を行ってきましたが、いずれも埋立完了時期に達しているため、1市2町で構成される一般廃棄物最終処分施設（増毛町）を整備し、平成26年度から埋立処分を開始しています。

平成25年度に有害鳥獣焼却施設（小平町）を整備し、指定した動物を焼却処理しています。

ごみの分別は17種類から23種類に増やし、もやせるごみとして分別していたプラスチック製容器、紙製容器、白色トレイ、発泡スチロール、雑がみ、木くずの分別を平成25年度から開始しています。

また、もやせないごみとして分別していたごみは、硬質プラスチックごみと併せて不燃系埋立ごみとして分別し、新たに金属類、小型家電の分別を平成25年度から開始しています。

広域ごみ処理を開始した平成25年度からの分別精度が低いことから、分別排出方法の周知を徹底し、ごみの排出抑制を図るため、住民、事業者及び市がそれぞれの役割を果たし、一体となった取組みを行っています。

また、綿製品（綿50%以上）は留萌市が単独で回収し、工業用ウエスに再利用されています。



ごみの選別作業

【用語解説】

※「資源化施設」とは

スチール缶・アルミ缶・びん・古紙・プラスチック製容器・紙製容器・ペットボトル・発泡スチロールに選別し、圧縮・梱包または減容する施設です。

※「生ごみ中間処理施設」とは

アースラブ菌による分解減容する処理施設です。

※「粗大ごみ破碎施設」とは

粗大ごみを破碎・減容し、鉄類を取り除き回収及び圧縮する施設です。

※「一般廃棄物最終処分施設」とは

可燃系埋立ごみ・不燃系埋立ごみ・破碎した粗大ごみ等を埋立処分する施設です。

※「有害鳥獣焼却施設」とは

エゾシカやアライグマなどの有害鳥獣等を焼却処分する施設です。

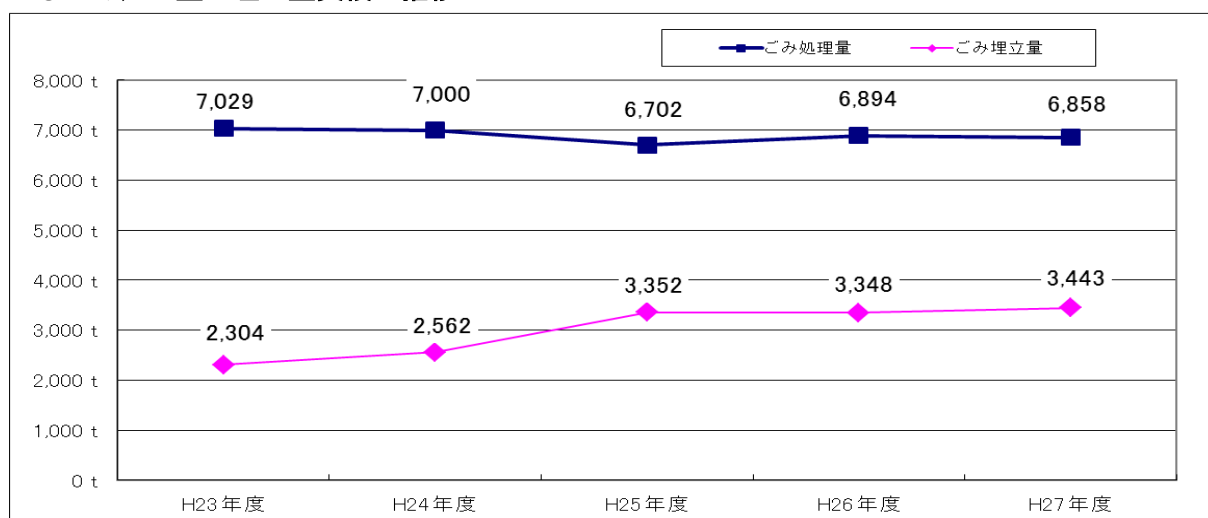
○ごみ処理量

単位：トン

年度別	生ごみ	可燃ごみ			不燃ごみ	硬質プラロみ	資源ごみ	粗大ごみ	危険ごみ	合 計	埋立量
		可燃埋立	資源系	計							
平成23年度	収集量	1,041		1,128	1,390	8	1,053	81	6	4,707	2,304
	直搬量	887		562	644	0	96	127	6	2,322	
	合 計	1,928		1,690	2,034	8	1,149	208	12	7,029	
平成24年度	収集量	1,091		1,175	1,492	9	1,043	89	6	4,905	2,562
	直搬量	862		308	683	0	93	146	3	2,095	
	合 計	1,953		1,483	2,175	9	1,136	235	9	7,000	
平成25年度	収集量	981	428	562	990	1,300	964	80	10	4,325	3,352
	直搬量	835	361	11	372	798	98	269	5	2,377	
	合 計	1,816	789	573	1,362	2,098	1,062	349	15	6,702	
平成26年度	収集量	1,018	479	528	1,007	1,308	1,022	65	8	4,428	3,348
	直搬量	839	462	6	468	797	107	228	6	2,445	
	合 計	1,857	941	534	1,475	2,105	1,129	293	14	6,873	
平成27年度	収集量	981	485	520	1005	1,320	978	62	8	4,354	3,443
	直搬量	807	454	5	459	870	91	271	6	2,504	
	合 計	1,788	939	525	1,464	2,190	1,069	333	14	6,858	

資料：環境保全課

○ごみ処理量・埋立量実績の推移



資料：環境保全課

○収集人口、世帯、収集量

収集人口及び世帯数は、人口減少に伴い、年々減少傾向にあり、5年前の平成23年度と比較すると人口では、約1,700人で、世帯数では約300世帯が減少しています。

平成18年度に策定した環境基本計画では、平成27年度までに家庭系+事業系で900g（1日1人当たり）、家庭系では600g（1日1人当たり）を目標に取組んだ結果、いずれも目標を達成しましたが、平成25年度に策定された「留萌南部衛生組合ごみ処理基本計画」では、平成39年度の目標値を家庭系+事業系で788g（1日1人当たり）に設定していることから、ごみの分別精度を高め、更なるごみの減量化に取り組む必要があります。

○収集人口、世帯、収集量

単位：トン

項目 \ 年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
収集人口(人)	24,339	23,979	23,548	23,023	22,600
収集世帯(戸)	12,193	12,168	12,071	11,979	11,878
ごみ処理量(t)	7,029	7,000	6,702	6,896	6,885
人／年(kg)	289	292	285	299	304
人／日(g)	791	800	780	819	832
うち家庭系ごみ(t)	4,707	4,905	4,325	4,428	4,354
人／年(kg)	193	205	184	192	192
人／日(g)	530	560	503	526	526

(※収集人口及び世帯数は、9月末現在を参照)

資料：環境保全課

○資源収集

単位：トン

項目 \ 年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
びん・缶類	359	368	363	376	348
紙類	771	752	1,006	1,065	1,015
資源合計	1,130	1,120	1,369	1,441	1,363

資料：環境保全課

○リサイクル率

項目 \ 年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
資源化率	67%	63%	50%	49%	51%

(資源化率低下の理由：平成25年度からの分別の種類や処理方法が変更となったため)

資料：環境保全課

○留萌南部衛生組合施設概要

資源化施設（旧美・サイクル館）概要 敷地面積：40,836㎡（H25年4月供用開始）

設備	種類	処理能力	梱包寸法	バール重量
廃プラスチック・ペットボトル圧縮梱包器	廃プラPET	620kg/h 750kg/h	L0.64m×W0.64m×H0.4m	35kg
紙類圧縮梱包器		2.2t/h	L1.0m×W1.0m×H1.0m	500kg
金属圧縮機	スチール アルミ	0.17t/h 0.05t/h	L0.6m×W0.36m×H0.14m L0.6m×W0.36m×H0.09m	20kg 8kg
カレット破砕機		0.15t/h	投入口寸法 W0.24m×L0.4m	回転数： 200rpm
発泡スチロール減容器		40～50kg/h 6～7m³/h	圧縮物：1/25(1m³→0.04m³)	
粗大ごみ破砕機		8t日(5h)	スクリー径×長さ：φ0.5m×L1.7m	

生ごみ中間処理施設 概要 鉄骨造・平屋建 (H25年4月供用開始)

施設の種類	酵素活性化分解減容処理施設		
処理方式	棚型方式		
処理能力	6.87t/日(最大10t/日)		
受入・供給設備	計量機	装置	1台
		最大秤量	20t
		最少目盛	10kg
		ロードセル方式	
	投入方式	ホツパ	1基
		容量	20m³
		能力	1.7日分
		コンベア	1基
		型式	スクリーンコンベア
		能力	23.9m³/h
前処理施設	破碎機	粉碎機	1基
		型式	ハンマークラッシャー
		投入口	450mm×400mm
		能力	2.72t/h
		稼働	8h/日
		動力	55kw
調整設備	調整装置	混練機(スクルー)	3基
		容量	3m³(1基)
		能力	24m³/日(1基)
発酵設備	熟成設備	棚型(パレット使用)	生ごみ処理 840枚、予備40枚
		滞留日数	14日
		容量	0.763m³×840枚
		発酵温度	65℃以上連続14日間以上

一般廃棄物最終処分施設 概要 (H26年4月供用開始)

敷地面積	107,340m²
埋立地の面積	16,920m²
埋立容量	114,342m³
埋立廃棄物	可燃系埋立ごみ、不燃系埋立ごみ、生ごみ処理残渣、資源化残渣、破碎残渣
埋立期間	平成26年度～平成40年度(15年間)
貯留構造物	控え壁式擁壁(L582.0m×H10.8～11.6m×W0.35～0.45m)
遮水構造	二重遮水シート(LLDPE,HDPE t=1.5mm) 底面部:下層シート保護材+遮水シート+中間保護材+上層シート保護材 (LLDPE) (HDPE)
屋根形式	S造 陸屋根 矩形 (4区画中2区画個別被覆方式)
屋根面積	53.05m×93.50m=4,960m²/棟 4,960m²/棟×2棟(2区画)=9,920m²
管理棟	722.44m²(鉄骨造平屋根、浸出水処理施設、トラックスケール)
浸出水処理方式	逆浸透膜法 凝集沈殿処理→逆浸透膜処理(DTモジュール)→消毒→埋立地散水
浸出水処理能力	15m³/日

有害鳥獣焼却施設 概要 構造延床面積：木造平屋建 199.4㎡（H26年4月供用開始）

型式	シオバラ AR-150型(火床燃焼方式)
焼却能力	150kg/h
焼却室(一次燃焼室)	炉内容積:3.9m ³ 火床面積:1.9m ²
再燃室(二次燃焼室)	炉内容積:3.3m ³
集塵機	型式:乾式サイクロン方式
燃焼設備	燃料:灯油
	燃料タンク:904L 1台
	焼却室バーナー:90L/h 1台
	再燃室バーナー:90L/h 1台
冷蔵冷凍コンテナ	寸法:L9.4×W22.5×H21.5
	冷凍機:15℃～-25℃
ランニングコスト	焼却量:715kg 運転時間:6時間
	燃料(灯油)消費量:130L/h×6h=780L

○廃食用油回収量

単位：リットル

項目 \ 年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
廃食用油回収量	11,181	11,706	8,520	5,653	7,560

資料：環境保全課

○綿製品収集量

単位：kg

項目 \ 年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
適正	1,888	1,478	1,756	1,248	1,722
不適正	1,090	1,120	553	899	293
合計	2,978	2,598	2,309	2,147	2,014
不適正物混入率	36.6%	43.1%	23.9%	41.9%	14.5%

資料：環境保全課

○留萌市のごみ分別区分表

分別区分	主な品目	排出形態	料金	収集方法	収集頻度
可燃系埋立ごみ	汚れた紙コップ・紙皿、カーボン紙、レシートなど	指定ごみ袋	有料	ステーション	週1回
不燃系埋立ごみ	アルミホイル、ガラス、革製品、陶器、油・薬品・化粧ビンなど	指定ごみ袋	有料	ステーション	週1回
生ごみ	残飯、料理クズ、卵のから、茶がら、コーヒーがらなど	指定ごみ袋（専用コンテナ）	有料	ステーション	週2回
かん	かん類（食用・飲料用）	専用かご	無料	ステーション	週1回
びん	びん類（食用・飲料用）	専用かご	無料	ステーション	週1回
プラスチック製容器	 マークの表示されているもの（プラスチック製袋、色付きトレイ、ペットボトルのふた・ラベルなど）	透明または半透明の袋	無料	ステーション	週1回
ペットボトル	 マークの表示されているもの	透明または半透明の袋	無料	ステーション	週1回
紙製容器	 マークの表示されているもの（紙製のカップ・ふた・ラベルなど）	透明または半透明の袋	無料	ステーション	月2回
白色トレイ	白色トレイ（両面白色のトレイ）	透明または半透明の袋	無料	ステーション	月2回
発泡スチロール	発泡スチロール	透明または半透明の袋・大きなものはひもでしばる	無料	ステーション	月2回
雑がみ	手紙、コピー用紙、はがき、封筒、トイレットペーパーおよびアルミホイル・ラップの芯など	透明または半透明の袋	無料	ステーション	月2回
金属類	家庭で使用した金物が対象（50cm未満のもの）	透明または半透明の袋	無料	ステーション	月1回
小型家電	小型家電（30cm未満のもの）	拠点ボックス回収の設置場所に持参	無料	拠点回収	随時
粗大ごみ	電化製品、家具、寝具など	事前申込み（5点まで）粗大ごみ処理券を貼付	有料	ステーション横または自宅前	月1回（指定日）
新聞	新聞紙、チラシ	ひもでしばる（専用かご）	無料	ステーション	月2回
雑誌	雑誌	ひもでしばる（専用かご）	無料	ステーション	月2回
ダンボール	ダンボール	ひもでしばる	無料	ステーション横	月2回
紙パック	紙パック（中が白色のもの）	ひもでしばる（専用かご）	無料	ステーション	月2回
廃食用油	廃食用油	専用ポリ容器（ステーション備え付けのポリ容器に移し替える）	無料	ステーション	随時
危険ごみ	乾電池、蛍光管、水銀式体温計、LED電球など	透明または半透明の袋	無料	ステーション	月1回
木くず	木くず、割りばし、竹ぐしなど（長さ30cm、径20cm以下のもの）	透明または半透明の袋	無料	ステーション	月1回
草・剪定枝	草、剪定枝（長さ1m未満）	草は透明または半透明のポリ袋（ステーション横に出す） 剪定枝はひも等でしばる（ステーション横に出す）	無料	ステーション横	年2回 指定日
綿製品	綿50%以上の衣類、シーツなど	拠点回収場所の回収ボックスに入れる	無料	拠点回収	随時

②し 尿

下水道整備における管路延長は、人口密度の高い市街地から生活排水対策を実施し、下水道の整備が進められ、水洗化人口が増加し、^{*}し尿処理人口は減少しています。

搬入量は、浄化槽汚泥、生し尿共に年々減少傾向にあり、平成27年度では前年度より132kl減少しています。

し尿処理施設は、供用開始から37年を経過していることから、今後の処理方法について検討が必要な時期を迎えています。

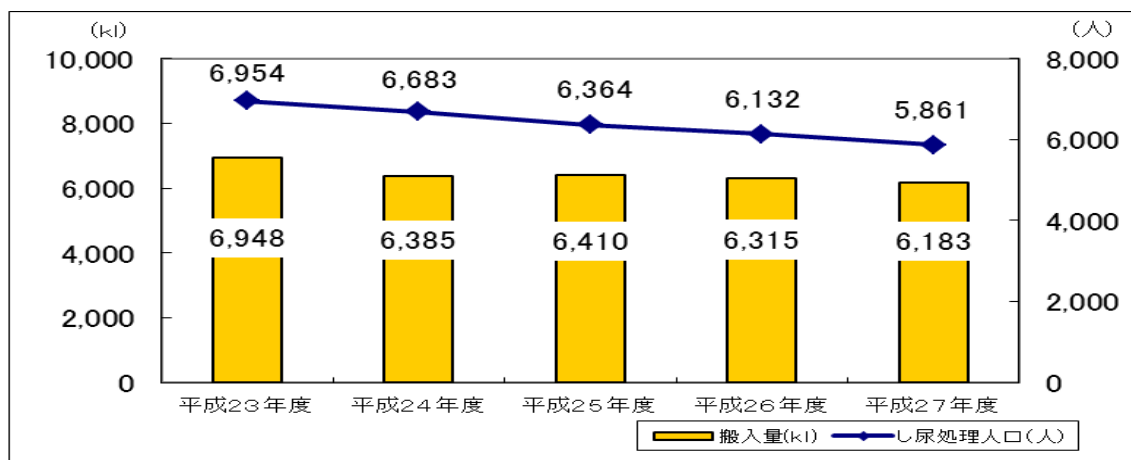
平成26年度からのし尿収集は、許可による収集から委託収集に変更しています。

○し尿処理人口、世帯及び搬入量

区 分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
し尿処理人口（人）		6,954	6,683	6,364	6,132	5,861
し尿処理世帯（世帯）		3,756	3,797	3,347	3,021	3,084
搬入量 (kl)	浄化槽汚泥	3,048	2,795	2,816	2,831	2,830
	生し尿	3,900	3,590	3,594	3,484	3,353
	合 計	6,948	6,385	6,410	6,315	6,183

資料：留萌南部衛生組合

○し尿処理人口と搬入量の推移



資料：留萌南部衛生組合

○留萌南部衛生組合衛生センターの施設概要

衛生センター（し尿処理場） 敷地面積：7,000㎡（S53年3月供用開始）

項 目	施 設 概 要
管理棟	鉄筋コンクリート造平屋建（一部木造）
処理棟	鉄筋コンクリート造平屋建
処理方式	嫌気性消化処理方式 80KL/日

【用語解説】

※「し尿処理人口」とは

浄化槽及び汲取りを使用している人口です。

(2) 電 気

「電力」とは、主に事業所で使用される電気を表し、「電灯」とは一般家庭や街路灯で使用される電気を表しています。

平成27年度の電力・電灯使用量では、前年度より3,733千KWh減少していますが、市民1人当たりの年平均使用量では、前年度より2KWh程度の減少に留まっています。

電気を使用することは、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の発生と密接に繋がっていることから、今まで以上に節電に取り組む必要があります。

地球環境を守るために私たちにできることは、電化製品の主電源を切り、待機電力を減らすことなど身近なところから節電に取り組むことが大切です。

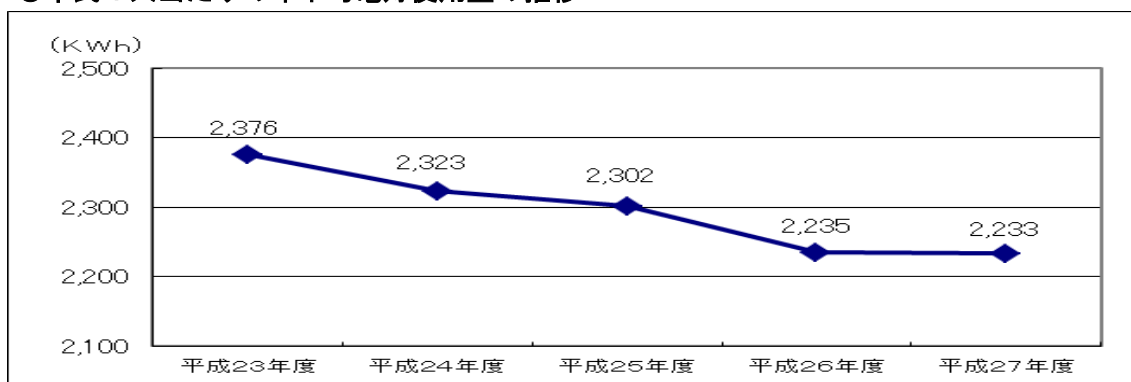
○留萌市の電力・電灯使用量

単位：千KWh

年 度	項 目	電灯使用量	電力使用量	合 計
平成23年度		57,111	61,210	118,321
平成24年度		54,924	59,026	113,950
平成25年度		53,230	57,465	110,695
平成26年度		50,820	55,881	106,701
平成27年度		49,791	53,177	102,968

資料：留萌市統計書

○市民1人当たりの年平均電灯使用量の推移



資料：留萌市統計書

(3) 水 道

留萌市は飲料に適する水を確保するため増毛町新信砂川に水源を求め、大正13年5月に留萌市における最初の上水道敷設工事を着工しました。

現在の増毛町信砂に取水施設と緩速ろ過池2池を、留萌市沖見町に配水池1池、更にその間の送水管約1.3kmを建設した工事は、昭和3年3月に竣工し、道内6番目の上水道として供用開始しました。

その後、5期にわたる拡張工事を行い、最終の第6期拡張計画では、昭和50年代以降に問題となっていた原水（川の水）の高濁度に対応するため、平成3年度から新信砂浄水場の改造基本計画に着手し、平成10年2月に完成しました。

現在は、老朽化した施設の改良工事として施設の耐震化を図り、大規模災害時における緊急給水拠点としての機能を備えた配水池を整備する事業を進行中であり、より安全な水道水を安定供給することを目指しています。

平成27年度の有収水量から市民1人当たりの年平均有収水量を求めると69.9 m³となっています。



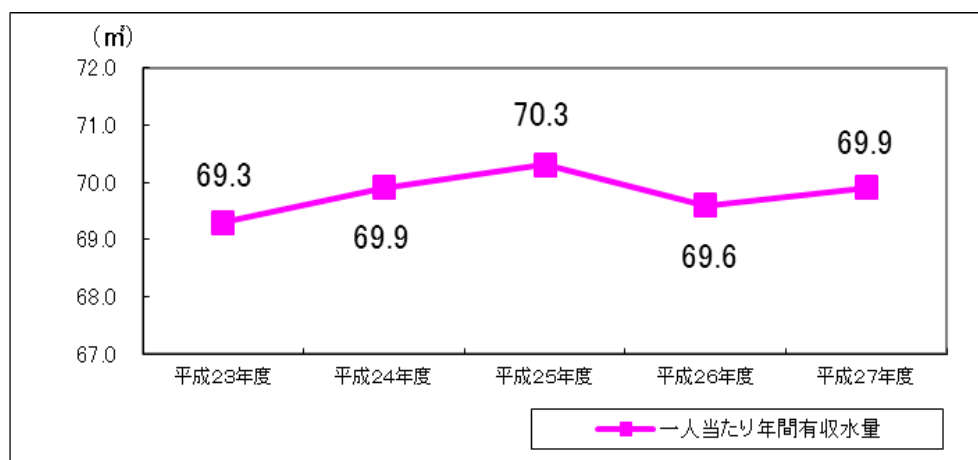
新信砂浄水場

○用途別給水戸数及び有収水量

年度		項目	総 数	家 事	営 業	団 体	そ の 他
平成23年度	給水件数(件)		10,610	9,503	658	440	9
	有収水量 (m ³)		2,734,399	1,648,076	711,907	336,638	37,778
平成24年度	給水件数(件)		10,482	9,402	640	431	9
	有収水量 (m ³)		2,673,154	1,626,764	672,507	330,632	43,251
平成25年度	給水件数(件)		10,368	9,308	617	438	5
	有収水量 (m ³)		2,611,880	1,599,333	649,512	322,885	40,150
平成26年度	給水件数(件)		10,529	9,484	594	441	10
	有収水量 (m ³)		2,563,796	1,561,112	629,975	343,090	29,619
平成27年度	給水件数(件)		10,456	9,410	595	440	11
	有収水量 (m ³)		2,520,022	1,536,749	612,585	332,509	38,179

資料：上下水道課

○市民1人当たりの年平均有収水量の推移



資料：上下水道課



6 地球環境

地球環境問題には、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨（雪）、大規模な森林伐採による亜熱帯雨林の減少、野生生物種の減少、海洋汚染、有害廃棄物の越境移動、砂漠化、発展途上国の公害問題などがあり、私たち人間の生活や経済活動などにより、地球の環境に大きな影響を及ぼしています。

地球環境問題について大切なことは、私たち一人ひとりが意識を変え、身近な生活習慣を見直すことが地球を守ることにつながります。



（１）地球温暖化

地球温暖化の原因となっている[※]温室効果ガスにはさまざまなものがあり、中でも二酸化炭素はもっとも温暖化への影響度が大きいガスです。

石油や石炭などの化石燃料の使用が増えたことにより大気中の二酸化炭素濃度が増加しています。

国連気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書では、2100年の世界地上平均気温は、1986年～2005年と比較して0.3～1.7℃（最大で4.8℃）上昇すると予測されています。

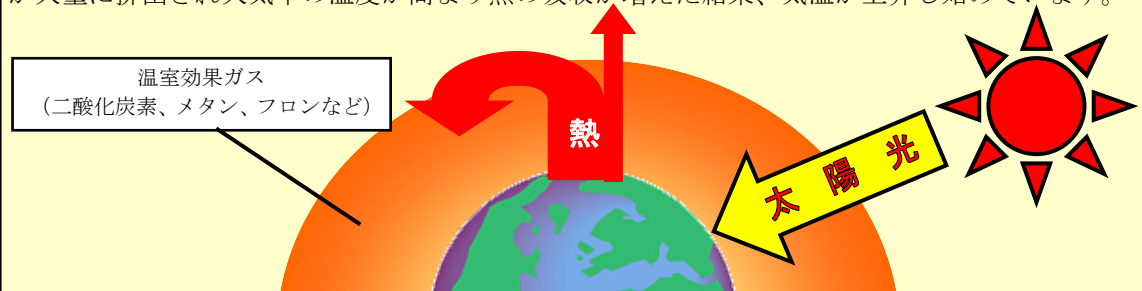
地球温暖化を防止するためには、私たちの生活習慣を変えることが不可欠となります。

不要なものはできるだけ購入しない、大事にものを使い、再利用やリサイクルを心がけることは大変重要なことです。

また、節電をすること、移動の際は自転車や公共交通機関を利用するなどの努力も必要です。

生活の中で、できる限り資源やエネルギーの無駄使いを無くし、再利用やリサイクルを推進することが循環型社会・低炭素社会を構築し地球温暖化を防ぐ基本となります。

現在、地球の平均温度は14℃前後ですが、太陽から降り注ぐ光は、地球の大気を素通りして地面を暖め、その地表から放射される熱を温室効果ガスが吸収し大気を暖めています。近年、産業活動が活発になり、二酸化炭素、メタン、さらにはフロン類などの温室効果ガスが大量に排出され大気中の温度が高まり熱の吸収が増えた結果、気温が上昇し始めています。



地球温暖化のメカニズム

【用語解説】

※「温室効果ガス」とは

大気中の二酸化炭素や水蒸気は、太陽からの日射はほとんど通過させますが、地表面からの赤外線放射を吸収し、熱の一部を再び地表面へと放射して地球を温めています。

このような温室におけるガラスのような働きを温室効果と呼び、このような性質を持ったガスを温室効果ガスといいます。

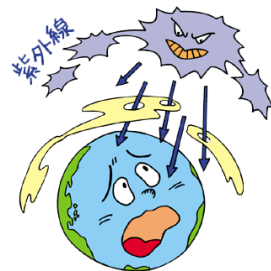
国連気候変動枠組条約と京都議定書で取り扱われる温室効果ガスは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄、三フッ化窒素の7種類とされています。

(2) オゾン層の破壊

※オゾン層とは、地球の大気中でオゾン濃度が高い部分のことで、オゾンは、高度約10～50 kmほどの成層圏に多く存在し、太陽からの有害な紫外線の多くを吸収し、地上の生態系を保護する役割を果たしていますが、20世紀中盤に大量に使用されたフロン類が原因でオゾン層が破壊されていることが明らかになりました。

オゾン層が破壊されると地表に有害な紫外線が増えて皮膚がんや結膜炎などが増えると考えられています。

日本では、特定フロンの生産や輸出入を全廃するとともに、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」により、フロン類の放出が禁止され、「家電リサイクル法」、「自動車リサイクル法」によりフロン類の適正な回収が義務付けられ、平成25年6月に「フロン類法」が改正となり、フロン類のライフサイクルの各段階の当事者に、適正な取組みを促す措置が求められることとなりました。



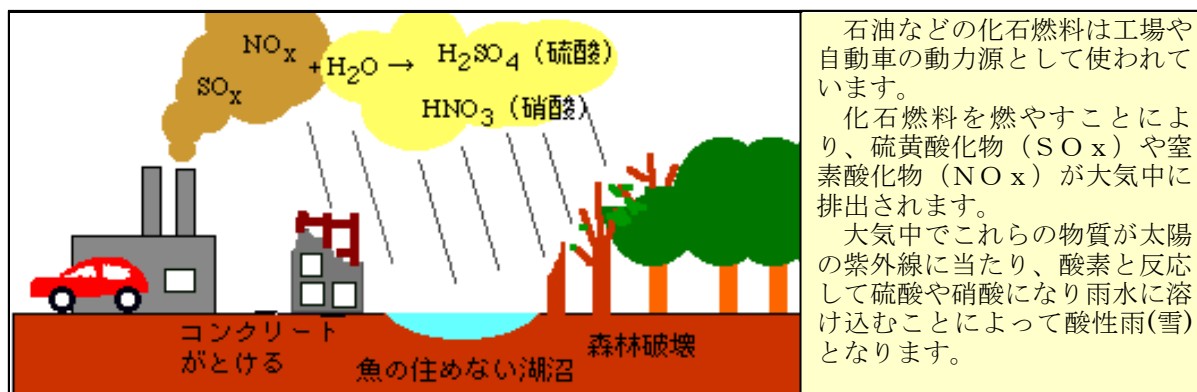
(3) 酸性雨（雪）

酸性雨（雪）とは、石炭や石油などの燃焼等によって大気中に排出された汚染物質が硫酸や硝酸となり雨や雪に取り込まれて降ってくる現象で、一般にはpH値が5.6より少ない雨（雪）を酸性雨（雪）と呼び、道内においてもpH5.6以下の降水が確認されています。

この酸性雨（雪）は、湖沼の酸性化や樹木の衰退、文化財の損傷などが報告されています。

酸性雨（雪）は、化石燃料の燃焼や火山活動などにより放出される硫黄酸化物（SO_x）や窒素酸化物（NO_x）が原因です。

また、原因となる物質が放出されてから酸性雨（雪）として降ってくるまでに、国境を超えて数百から数千 km も運ばれることから、世界各国が協力して観測や分析を行っています。



酸性雨（雪）発生のメカニズム

【用語解説】

※「オゾン層」とは

地上25 km位の成層圏に存在するオゾンの層で太陽光に含まれる有害な紫外線を吸収しています。

※「フロン類」とは

フロンや四塩化炭素、ハロン、臭化メチルなどのことをいい、冷蔵庫などの冷媒、発泡剤、洗浄剤、消化剤、農薬などに使用されており1995年末に生産・消費を停止されています。

※「硫黄酸化物（SO_x）」とは

硫黄の酸化物の総称で、石油や石炭に含まれる硫黄分の燃焼により生成されるほか、火山活動によっても発生します。

※「窒素酸化物（NO_x）」とは

本来は窒素の酸化物の総称。大気環境分野では一酸化窒素と二酸化窒素の総和量を指します。自動車や工場などの排ガスを発生源とします。

（４）野生生物種の減少

野生生物種の状況では、地球上に存在する種の数には5百万～1千数百万種といわれています。

また、地球上の種の分布は寒帯で1～2%、温帯で13～24%、熱帯で74～86%と推定され、熱帯地域の中でも熱帯雨林には生物種の約半数がそこで生息しているといわれていますが、人類の経済活動などから起因するさまざまな環境問題が多く、野生生物を知らないうちに絶滅への影響を与えている恐れがあります。

このため、野生生物の保護は、国際的にも地球環境保全上緊急に取り組むべき重要な課題と認識され、国際条約の策定が進められています。

（５）海洋汚染

海洋を汚染する原因は、陸地からの汚染物の流入やタンカーその他の船舶からの廃棄物の放出などがありますが、最近では、火力発電所や原子力発電所から排出される温排水による沿岸海域の熱汚染も憂慮されています。

また、大気中に放出された汚染物質が降雨により海洋に影響を与えるなどさまざまな問題が起こっていますが、原因のほとんどは、人類の経済活動によることからその防止について国際的な取組みが図られており、日本では、「海洋汚染防止法」に基づき、油や廃棄物の排出規制など、船舶等に対する監視や指導を行っています。

（６）有害廃棄物の越境移動

廃棄物の発生量は年々増大し、その内容も複雑化しつつある状況の中で、有害な廃棄物が国境を越えて移動し、発生国以外の国で処分される事例が増えています。

また、廃棄物の有害性が極めて高いことから、受入れ先の国において、適正な処分がされないため環境汚染の原因となり地球規模の環境問題になっています。

このため、国際環境計画を中心に国際的なルール作りが検討され1989年に「特定有害廃棄物等の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」が作られ、日本を含む174カ国が加盟し、適正処理を行っています。

日本においても、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」を制定し、適正処理を図っています。

（７）熱帯林の減少

地球上の森林は熱帯林を主として、2000年から2010年の間に約5,200万haが減少したといわれています。

これは、過度の焼畑耕作や森林以外への用途転用（放牧地や農地など）などさまざまな要因がありますが、背景には発展途上国における貧困や急激な人口増加などの問題があります。

また、森林の減少に伴い、そこに生息する野生生物種の減少や、環境の悪化が問題となりました。

熱帯林や森林の減少に対する国際的な取組みとして、多数の発展途上国において熱帯林行動計画による、生態系維持の観点を含む森林の保全や開発を推進する取組みを進めています。

(8) 砂漠化

砂漠化とは、人が住んでいたところや植物の生えていたところが気候変動や人間の活動によって不毛の大地へと変化することですが、干ばつなどの気候変動と環境問題の関係はまだ解明されていません。

また、人為的要因として、過放牧や過耕作、塩害、森林伐採などがありますが、根本的な原因は、そこに住んでいる人々の貧困や急激な人口増加といった社会・経済的な問題があげられます。

こうしたことから、1996年12月、「砂漠化防止条約」が発効され、日本を含む191カ国が参加して具体的な対処法を提案し、資金の援助などを行っています。

(9) 発展途上国の公害問題

熱帯林の減少、砂漠化、希少な野生生物種の減少等の地球的規模の環境問題は、熱帯地方を中心とした発展途上国において主に問題化しており、中でも工業化や人口増加、都市集中が進んでいる地域では、大気汚染や水質汚濁等の公害問題が起きていることから、日本をはじめとする先進諸国や国際機関などが協力して資金・技術援助や環境教育などを行っています。

(10) PM_{2.5}

大気中には揮発性有機化合物や窒素酸化物などの汚染物質が混ざってできた粒子状の物質が浮遊していますが、その中でも粒子が2.5マイクロメートル（2.5ミリの千分の1）以下のごく小さな粒子をPM_{2.5}と呼んでおり、化石燃料や草木などを燃やしたときに発生し、車の排気ガスや工場のばい煙などが主な原因となっています。

直径が髪の毛の30分の1程度と大変小さく、吸い込むと肺の奥まで入りやすく、ぜんそく、気管支炎、肺がんなどの呼吸器系の病気、他、血管に入り込んで動脈硬化や心臓病、脳梗塞などの循環器系の病気を引き起こす恐れがあるといわれています。

(11) 原子力発電

平成23年3月11日、東日本大震災で福島原子力発電所は大きな被害を受けました。

その後、他の原子力発電所を稼働し続けるか、全ての原子力発電所を廃炉とするかについて、議論がなされ、現在も高い注目を集めています。

原子力発電は、火力や水力と同様に、日本において多くの電気を生み出している発電方法で、発電時に二酸化炭素を全く排出しないことと、莫大な量の電気を供給することが特徴ですが、事故が起きた場合には、大量の放射能物質が放出され、広範囲にわたって環境が汚染されるなど、他の発電方法よりも極めて高い危険性があります。

原子力発電は、放射線の管理をはじめとする安全確保や、燃料の安定確保を目的とした原子燃料サイクル、放射性廃棄物の処理・処分などの問題を解決する必要があります。

平成18年度から平成27年度までの10年間で第1期の環境基本計画として取組みを進め、項目ごとに次のとおり検証を行いました。

環境の現状と課題について

【地域の概況】

- ・ 人口、世帯数とも年々減少しており、一方、65歳以上の人口割合は増加し、今後も高齢化が予測されています。
- ・ 気象状況は、計画期間中において平均気温で0.5℃上昇し、降水量や最深積雪量は増える傾向となっています。
- ・ 土地利用には、あまり大きな変化はありません。
- ・ 産業は、産業別の就労者数や生産額等の状況は年々減少する傾向となっています。

【自然環境】

- ・ 森林面積は、平成18年から現在まで25,000haを維持しています。
- ・ 河川工事においては、全て多自然工法が導入され、良好な自然環境が保全されています。

【生活環境】

- ・ 定期的（毎年又は隔年）に実施している「大気、水質、土壌、騒音、悪臭」などの調査結果は、環境基準値を超える状況はありません。

【都市環境】

- ・ 生活排水に大きく関係する下水道処理人口普及率は、平成18年度の71.5%から平成27年度には84.4%に増加しています。
- ・ 汚水処理人口普及率は、平成18年度の73.0%から平成27年度は85.9%と、目標値の90%にはわずかに届きませんでした。
- ・ 畜犬は、登録頭数では平成18年度の1,230頭から平成27年度の1,017頭と年々減少しています。また、狂犬病予防注射の接種状況におきましては、平成18年度に登録頭数に対して84.8%から平成27年度では75.8%に減少していますが、平成26年度において、全国71.5%、北海道70.5%を大きく上回っています。
- ・ 住宅の状況は、木造・非木造家屋件数とも年々減少しております。
- ・ 道路は、国道、道道及び市道の道路整備が進み、安全で快適な生活が図られています。
- ・ 街並み、景観は、郊外に大型店が進出し、中心市街地の空洞化が進み、また、過疎化や高齢化により空き地や空き家が増加しています。
- ・ 都市公園は、平成15年度の47箇所、71.28haから平成27年度の50箇所、93.96haに広がり、市民1人当たりの面積も31.0㎡から38.0㎡に増加しています。
- ・ 文化財は、国の重要有形民俗文化財の「留萌のニシン漁撈用具」を含む「旧佐賀家漁場」を適正に管理、活用しています。

【廃棄物・エネルギー】

- ・ 廃棄物は、平成25年度から容器包装リサイクル法に基づく分別方法に変更し、新たなごみの分別排出により資源の有効利用が行われています。
- ・ ごみのリサイクル率は、平成24年度まではおよそ2/3で推移していましたが、平成27年度には、平成25年度からのごみの処分方法が変更となり、50%に下がり、目標値としていた90%には大きく届かない状況です。
- ・ 市民1人1日当たりのごみ排出量は、目標の900gに対して、平成27年度では832gであり、目標を達成しています。
- ・ エネルギーのうち市民1人当たりの年間電灯使用量は、平成22年度の2,388KWhをピークに平成27年度は2,233KWhに減少していますが、前年度と比較すると2KWhの減少に留まっています。

【地球環境】

- ・ 日本での平成25年度の温室効果ガス排出量は、1,235百万トンCO₂で、平成2年度の1,067百万トンCO₂と比較すると15.7%増加しています。
- ・ 温室効果ガスのうち家庭からの温室効果ガス排出量は平成25年度201百万トンCO₂で、平成2年度の131百万トンCO₂と比較して53.4%の増加となっており地球温暖化の原因である温室効果ガスの削減に向けて今まで以上に取組む必要があります。

以上のことから、基本的にはこれまでの計画を引き継ぎ、環境に関するさまざまな取組みを推進するため、第2期計画の具体的な行動目標を定めます。

〇みんなでめざす環境目標の達成状況

項 目	現状 (平成16年度)	前計画の目標 (平成27年度)	現状 (平成27年度)	達成率	目標達成の評価
〇市役所の低公害車導入台数	0台	5台程度	20台導入	400%	目標を大きく達成
〇汚水処理人口普及率	73.0%	概ね90.0%	85.9%	95%	目標は達成できませんでしたが、達成率は9割以上
〇森林面積	約25,000ha (平成16年4月1日)	約25,000ha	約25,000ha	100%	森林面積は原状維持
〇河川整備においての多自然工法の導入	——	全ての河川整備で導入	全ての河川整備で導入	100%	全ての河川整備で多自然工法を導入
〇市民1人当たりの都市公園面積	25.79㎡ (平成15年度末)	31.00㎡	38.0㎡	122%	目標を達成
〇市民1人1日のごみ排出量					
合計（家庭系＋事業系）	985 g	900 g	832 g	108%	目標を達成
家庭系	648 g	600 g	526 g	114%	目標を達成
〇リサイクル率	67%	90%	51%	57%	目標は達成できませんでした。
(※平成25年度から生ごみの堆肥化や、もやせるごみを原料とする固形燃料の製造を廃止したことにより、リサイクル率が低下)					

○基本目標における一般市民満足度アンケート結果

基 本 目 標	年度	満足	やや満足	どちらとも いえない	やや 不満	不満	無回答
安心して暮らせる住み心地のよい街【生活環境】	H16年度	37.0%	29.5%	31.7%	1.8%		
	H26年度	38.4%	22.1%	33.4%	6.1%		
市民が健康で安全な生活を送れるよう、大気汚染や水質汚濁などの公害を防止し、安心して暮らせる住み心地の良い街の実現をめざします。							
豊かな自然と共生する街【自然環境】	H16年度	47.1%	29.2%	21.3%	2.4%		
	H26年度	63.2%	15.2%	16.4%	5.2%		
豊かな自然環境は、人類共通の貴重な財産であり、多様な自然環境の保全と創造、人が自然と触れ合う環境の創造、環境保全型の農業や漁業の推進を図ることなど、人と自然が共生する街の実現をめざします。							
潤いと安らぎを感じられる街【快適環境】	H16年度	16.9%	42.5%	37.6%	3.0%		
	H26年度	24.8%	29.3%	40.3%	5.6%		
快適な生活環境をつくるため、緑豊かな街、美しい街並みといった快適な環境づくりを推進し、留萌市の歴史と文化を大切にしながら潤いと安らぎを感じられる街の実現をめざします。							
循環型社会を構築する街【生活環境（廃棄物）】	H16年度	44.1%	23.4%	30.2%	2.3%		
	H26年度	56.9%	23.2%	14.8%	5.1%		
これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムや市民の生活様式（ライフスタイル）の見直しを推進し、ごみの減量化、再利用、再生利用、クリーンエネルギーの開発と利用などの推進を図ることで、持続可能な循環型社会を構築する街の実現をめざします。							
市民の環境意識が高い街【教育・学習環境】	H16年度	17.4%	52.7%	26.6%	3.3%		
	H26年度	25.9%	35.8%	30.2%	8.1%		
地球環境問題を理解してもらうため、環境学習の推進、環境情報の収集と提供、市民活動の支援などを推進します。 また、より良い環境づくりに積極的に取り組む街づくりを推進し、市民の環境意識の高い街の実現をめざします。							
留萌市の自然環境や生活環境を全体的見た 場合の感想	H16年度	28.2%	45.5%	19.3%	7.0%		
	H26年度	28.0%	52.0%	12.6%	7.4%		

アンケート調査人数：1, 000名

平成16年度回答者数：301名（30.1%）

平成26年度回答者数：325名（32.5%）



第3章

望ましい環境像と基本目標

「留萌市環境基本条例」で定めた基本理念や市民、事業者、市の各主体の責務についての実現や、第1期環境基本計画で定めた留萌市の望ましい環境像と基本目標を更に推進するための取組みについて示します。

また、国は平成28年5月に、今後の温室効果ガス削減の取組みを示すための「地球温暖化対策計画」を決定し、2030年度までに2013年度比で26%を削減する中期目標が明記されており、この計画においても取組む内容について示します。

1 計画の視点

「留萌市環境基本条例」では、「現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境の確保」を目的とし、4つの「基本理念」と4つの「施策の基本方針」を定めています。

【基本理念】……第3条

- 1 健全で恵み豊かな環境の確保と将来の世代への継承
- 2 各主体の公平な役割分担と相互に連携・協力
- 3 人と自然の共生を基本とし、循環型社会の実現
- 4 地球環境保全の積極的推進

【施策の基本方針】……第7条

- (1) 大気、水、土壌等を良好な状態に保持
- (2) 生物の多様性の保全、多様な自然環境を保全
- (3) 潤いと安らぎのある快適環境の創造
- (4) 廃棄物の発生抑制と適正処理、資源の循環的利用とエネルギーの有効利用による循環型社会の構築



第2期計画においても「留萌市環境基本条例」で定める「基本理念」や「施策の基本方針」に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「環境意識の高い市民が集う快適環境都市るもい」を引き続き本市における望ましい環境像として定めます。

美しい故郷を未来の世代に引き継ぐために

環境意識の高い市民が集う快適環境都市「るもい」

留萌には、すばらしい豊かな自然が多く残っており、貴重な環境資源に触れることができます。

自然が創ったこの留萌は、きれいな海や緑豊かな山々に囲まれた街であり、様々な生物が数多く生息している地域でもあります。

しかし、経済の発展により、私たちの生活は豊かで便利になりましたが、資源やエネルギーなどの大量消費により環境へ多くの負荷をもたらし、身近な生活環境や自然環境のみならず、温暖化など地球全体への環境に深刻な影響を及ぼしています。

私たちは、これまで恵まれた環境の恩恵を受けて生活を営んできましたが、良好な環境を将来に引き継ぐためにも現状を認識し、身近な生活習慣の改善を図り、環境への負荷の少ない社会を築いていかなければなりません。

このような現状を踏まえ、市民一人ひとりが環境保全への意識と共通認識により、公平な役割分担と相互の連携・協力による取組みを行う必要があります。



3

基本目標

将来の環境像を実現するため、次の5つの基本目標を掲げ、環境の保全と創造に関する施策を推進します。

安心して暮らせる住み心地のよい街 【生活環境】

市民が健康で安全な生活を送れるよう、大気汚染や水質汚濁などの公害を防止し、安心して暮らせる住み心地のよい街の実現をめざします。

豊かな自然と共生する街 【自然環境】

豊かな自然環境は、人類共通の貴重な財産であり、多様な自然環境の保全と創造、人が自然とふれあう環境の創造、環境保全型の農業や漁業の推進を図ることなど、人と自然が共生する街の実現をめざします。

潤いと安らぎを感じられる街 【快適環境】

快適な生活環境をつくるため、緑豊かな街、美しい街並みといった快適な環境づくりを推進し、留萌市の歴史と文化を大切にしながら潤いと安らぎを感じられる街の実現をめざします。

循環型社会を構築する街 【生活環境(廃棄物)】

これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムや市民の生活様式（ライフスタイル）の見直しを推進し、ごみの減量化、再利用、再生利用、クリーンなエネルギーの開発と利用などの推進を図ることで、持続可能な循環型社会を構築する街の実現をめざします。

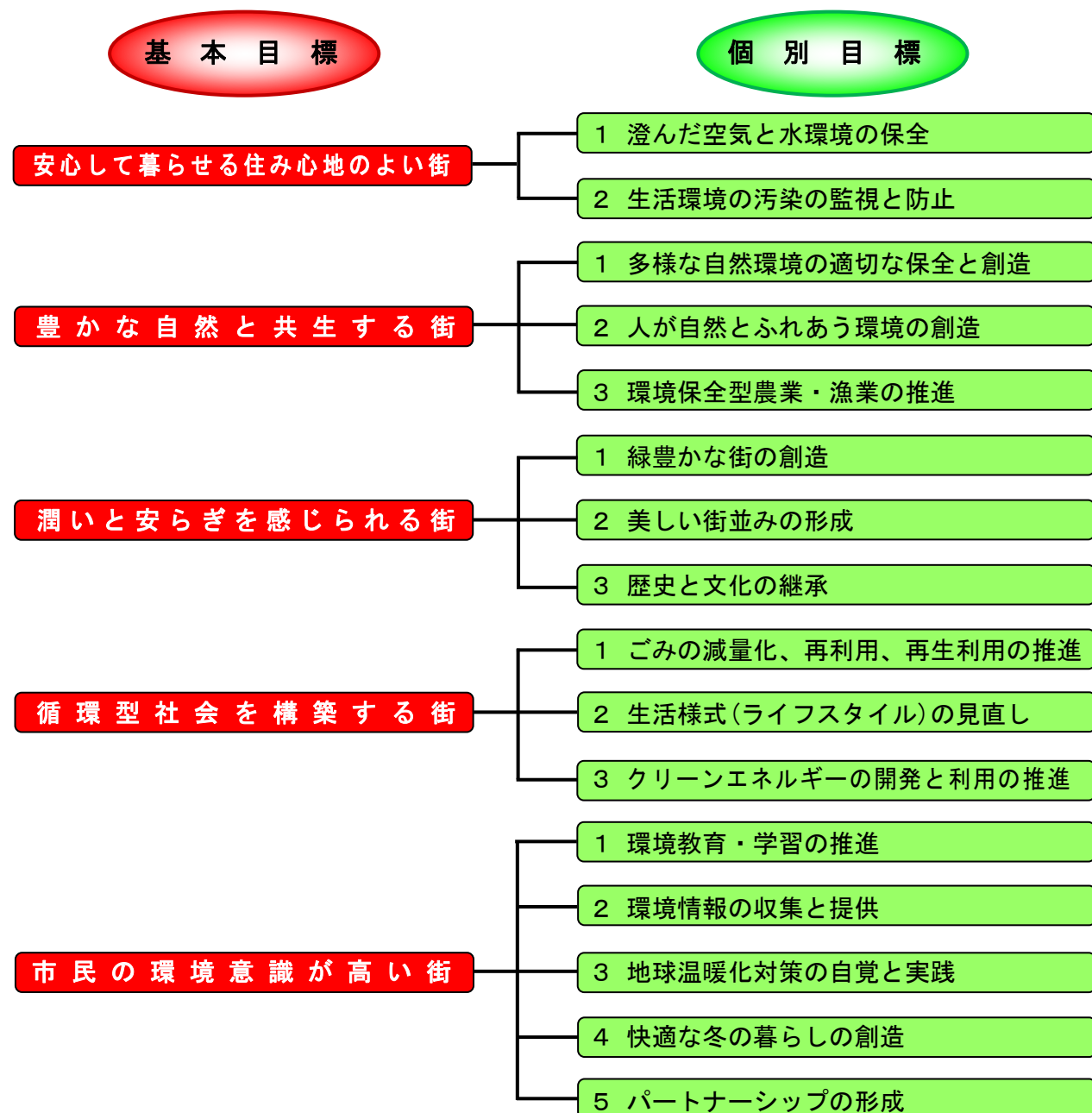
市民の環境意識が高い街 【教育・学習環境】

地球環境問題を理解してもらうため、環境学習の推進、環境情報の収集と提供、市民活動の支援などを推進します。

また、より良い環境づくりに積極的に取り組む街づくりを推進し、市民の環境意識の高い街の実現をめざします。

4 個別目標

「留萌市環境基本条例」の基本理念を基に、将来の環境像を見据えた5つの基本目標と16の個別目標により施策を推進します。





第4章

基本目標ごとの施策と行動

この章では、本市の望ましい環境像を達成するために掲げられた5つの基本目標及び16の個別目標ごとに、市が実施する具体的な施策を市民や事業者が日常生活や事業活動において取組む環境保全行動の主な方向性を示します。

また、平成28年5月に国が「地球温暖化対策計画」で示した温室効果ガス削減目標に向けて、各々が一丸となって取組む役割を示します。

1 環境目標

施策によっては、目標年度（2026年度）に達成をめざすべき環境目標を設定しています。

2 取組み・施策

（1）市民の取組み → 日常生活における主な取組みの方向性を示しています。

「留萌市環境基本条例」抜粋

（市民の責務）

第4条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において廃棄物の適正処理及び排出の抑制、資源やエネルギーの節減及び環境への負荷の低減に資する製品等の利用に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、その日常生活において、環境に与える影響を認識し、自ら環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

（2）事業者の取組み → 事業活動における主な取組みの方向性を示しています。

「留萌市環境基本条例」抜粋

（事業者の責務）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に努めるとともに、廃棄物の発生を抑制し、及び再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に当たって、環境に与える影響を認識し、自ら環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(3) 市の施策

市がこれまでに環境保全行政の一環として取組んでいる施策及び望ましい環境像を達成するため、下記のとおり施策を推進します。

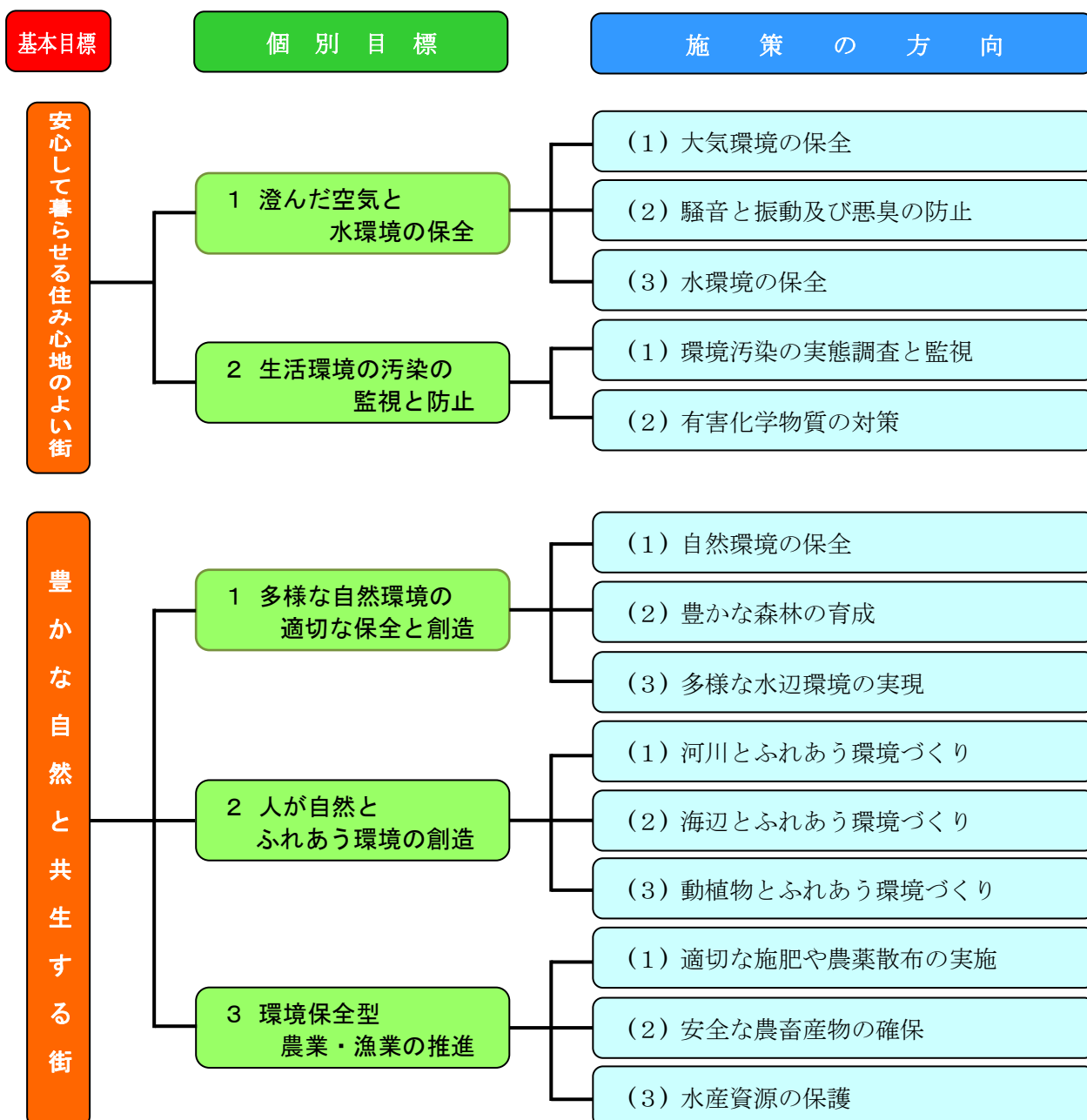
「留萌市環境基本条例」抜粋

(市の責務)

第6条 市は、市民の意見を適切に反映して、環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、自ら率先して環境への負荷の低減に努めなければならない。

3 施策分類



基本目標

個別目標

施策の方向

潤いと安らぎを感じられる街

1 緑豊かな街の創造

(1) 街の緑の保全

(2) 花と緑の推進

2 美しい
街並みの形成

(1) 景観面の配慮の推進

(2) ポイ捨てしないモラル啓発の推進

3 歴史と文化の継承

(1) 歴史や文化を伝える建物、資料の保存と活用

循環型社会を構築する街

1 ごみの減量化、
再利用、再生利用の推進

(1) ごみ減量化（リデュース）の推進

(2) 再利用（リユース）の推進

(3) 再生利用（リサイクル）の推進

2 生活様式（ライフスタイル）
の見直し

(1) ごみになるものを断る（リフューズ）

(2) 環境への負荷の少ないものを購入する

(3) 無駄なエネルギーを使わない

3 クリーンエネルギーの
開発と利用の推進

(1) 地域特性を活かしたエネルギーの
開発と利用の推進

市民の環境意識が高い街

1 環境教育・
学習の推進

(1) 市民の環境教育・学習の推進

(2) 自然を活かした環境教育・学習の推進

2 環境情報の
収集と提供

(1) 環境情報の収集と提供

3 地球温暖化対策
の自覚と実践

(1) 地球環境問題の認識

(2) 国際協力

4 快適な冬の
暮らしの創造

(1) 冬に強い街づくりと雪の利活用

5 パートナーシップ
の形成

(1) 市民、事業者、市の連携

(2) 広域的な連携の推進

【基本目標】 安心して暮らせる住み心地のよい街

1 澄んだ空気と水環境の保全

大気汚染の主な発生源は、工場などの固定発生源や、自動車などの移動発生源によるものがあり、直接人体に影響を与える有害な汚染物質の他に、自然環境に影響を与える酸性雨（雪）、地球温暖化、オゾン層の破壊など大気が汚染されることによって、地球上でさまざまな環境問題が発生しています。

このため本市では、地球温暖化を防止するために二酸化炭素の発生量の削減に向けた取組みとして、エネルギー使用量調査を実施しており、今後も継続して調査を行い良好な大気環境の確保に努めます。

また、車両や工事によって発生する騒音や振動と事業活動に伴い発生する悪臭については、発生源を調査し、対策に努めます。

水環境については、生活排水対策を推進し、河川などの公共用水域の水質向上に努め、工場等の適切な排水処理を求めます。

（1）大気環境の保全

大気汚染の主な原因は、私たちの生活に欠かせない車や工場などの煙に含まれる汚染物質が原因です。

すがすがしい空気を守るため大気環境の監視・指導など必要な対策に努めます。

【市の施策】

- ◇ [※]低公害車の導入を更に推進し、利用と普及に努めます。
- ◇ [※]アイドリングストップや[※]エコドライブの普及を進めます。
- ◇ 自動車利用の抑制に努め、公共交通の利用を推進します。
- ◇ 大気環境への負荷を低減する意識の向上に努めます。
- ◇ [※]ごみの野外焼却（野焼き）の防止に努めます。

【用語解説】

※「低公害車」とは

大気汚染物質の排出、騒音等が少ない自動車の総称で、電気、天然ガス、ハイブリッド自動車などがあります。

※「アイドリングストップ」とは

大気汚染防止を目的として自動車停車中にエンジンを不必要にアイドリングすることを自粛することです。環境省では平成8年度環境月間を契機に全国的な実践行動としての「アイドリングストップ運動」を提唱しています。

※「エコドライブ」とは

燃料消費量やCO₂排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる運転技術や心がけです。

（心にゆとりをもって走ること、時間にゆとりをもって走ること大切エコドライブの心がけです。）

※「ごみの野外焼却（野焼き）」とは

ごみの野外（屋外）での焼却は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2で禁止されていますが、平成14年12月1日からごみを焼却する場合は、処理基準を満たした焼却施設でなければなりません。焼却禁止違反は、5年以下の懲役又は、1,000万円以下の罰金、またはこれらの併科が適用されます。

【市民の取組み】

- ◇ 低公害車の購入に努めます。
- ◇ アイドリングストップやエコドライブなど環境への配慮に努めます。
- ◇ 公共交通機関の利用に努めます。
- ◇ ごみの野外焼却（野焼き）はしません。

【事業者の取組み】

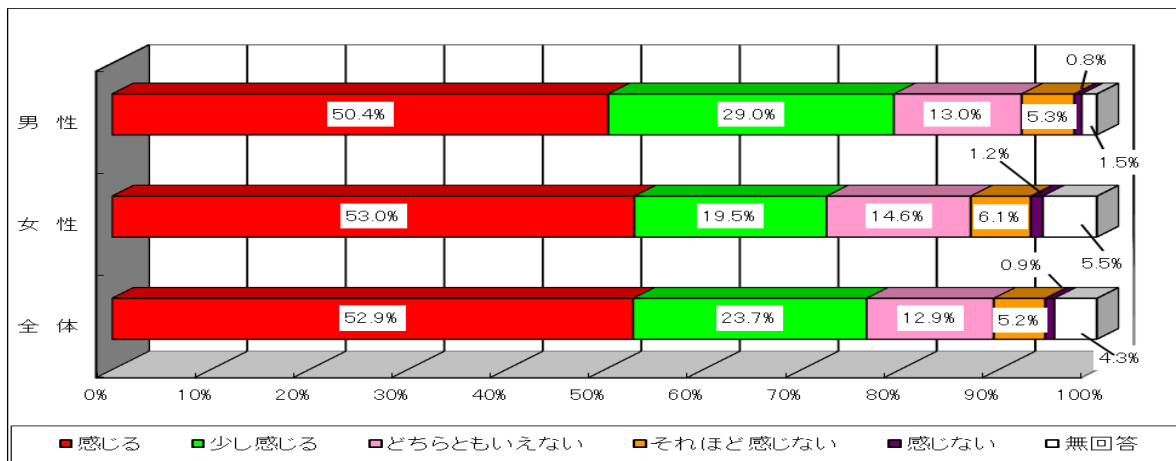
- ◇ 低公害車の導入に努めます。
- ◇ アイドリングストップやエコドライブなど環境への配慮に努めます。
- ◇ 事業活動によるばい煙や粉じんの発生を防止します。
- ◇ ごみの野外焼却（野焼き）はしません。



アイドリングストップのステッカー

○環境に関する市民アンケート結果（調査時期：平成26年12月）

Q. 空気のきれいさ・さわやかさの現状は



全体の約77%が肯定的な回答となっており、（女性より男性の方が約7%高い）年齢が高まるにつれて満足度が高まる傾向にあり、40歳代以下でも70%を超え、若い年代でも空気のきれいさやさわやかさを感じている傾向が伺えます。

前回のアンケート結果でも約75%が肯定的な回答であったことからほぼ同様の傾向が続いています。

☆みんなでめざす環境目標

○低公害車の導入について全市的な取組みをめざします。

〔市役所の低公害車導入台数 → 更新時期に併せて計画的な導入をめざします。〕

（平成27年度導入台数1台）

（２）騒音と振動及び悪臭の防止

騒音、振動の発生源は、工場、建設作業や自動車の走行によるものだけでなく、ペットの鳴き声やステレオ音など多種多様です。

安らぎの音環境を守るため、市民や事業者一人ひとりのモラルやマナーの向上をめざし、周辺環境への配慮の重要性について啓発を図ると共に、工場、建設作業や自動車などを発生源とする騒音・振動について、法令等に基づく規制や基準の遵守について指導します。

また、悪臭は感覚公害として身近な問題となっており、悪臭の状況を把握し発生源対策に取り組めます。

【市の施策】

- ◇ 主要道路における自動車騒音の測定を実施し、状況の把握に努めます。
- ◇ 事業所に対して騒音と振動の指導・啓発を行います。
- ◇ 生活騒音に対して指導・啓発を行います。
- ◇ 悪臭の発生に対して状況を把握し、対策を講じます。

【市民の取り組み】

- ◇ 生活騒音や悪臭の発生を防止し、近隣への配慮に努めます。
- ◇ 自動車を運転する時は、急発進や空ぶかしなどの騒音を発生させないように配慮します。

【事業者の取り組み】

- ◇ 事業活動において、騒音、振動及び悪臭を発生させないように配慮します。
- ◇ 建設工事において、低騒音型・低振動型建設機械の利用に努めます。



※参考「騒音の大きさの例」

d B (A)	騒音の例
120	飛行機のエンジンの近く
110	自動車の警笛（前方 2 m）
100	電車が通るときのガード下
90	大声による独唱、うるさい工場の中、カラオケ
80	地下鉄の車内、ピアノ
70	電話のベル、うるさい街道、うるさい事務所の中
60	静かな乗用車、普通の会社、クーラー
50	静かな事務所
40	市内の深夜、図書館、静かな住宅街の昼
30	郊外の深夜、ささやき声
20	木の葉のふれあう音、置時計の秒針の音（前方 1 m）

「振動による影響」

d B	振動の例
90	人体に生理的影響が生じ始める（中震）
80	深い睡眠にも影響がある（弱震）
70	浅い眠りに影響が出始める（軽震）
60	振動を感じ始める（微震）
50	ほとんど睡眠影響はない（無感）
40	常時微動（無感）

(3) 水環境の保全

河川、海域、地下水などの水環境を守るため、公共下水道や浄化槽の整備、普及をはじめ、生活排水や事業活動に伴う排水の汚濁抑制に努め、悪臭などを発生させないように、排水対策と水質の監視を行い、良好な水環境を保全します。

【市の施策】

- ◇ 「第2期留萌市生活排水処理基本計画」に基づき、生活排水対策を継続して推進します。
- ◇ 「留萌市公共下水道事業計画」に基づき公共下水道を整備し、水洗化の普及に努めます。
- ◇ 公共下水道認可区域外における、浄化槽の普及を図り、浄化槽管理者に対して、浄化槽の適切な維持管理の指導を行います。
- ◇ 水質汚濁防止に関する、意識啓発を行います。
- ◇ 河川水と地下水の水質を調査し、監視を行います。
- ◇ クリーン農業を推進し、農薬や化学肥料の適正使用の促進に努めます。
- ◇ 家畜糞尿の適正処理を促進し、有機物資源として活用を推進します。
- ◇ 水質汚濁に関する意識啓発を図り、関係機関と連携しながら監視・指導を行います。



浄化槽

【市民の取組み】

- ◇ 日常生活において、水を汚さないように努めます。
- ◇ 下水道への接続や浄化槽の設置に努めます。
- ◇ 浄化槽の適切な維持管理を行います。
- ◇ 環境に配慮した洗剤の使用に努めます。

【事業者の取組み】

- ◇ 事業活動において、排水を適正に管理し、水を汚さないように努めます。
- ◇ 下水道への接続や浄化槽の設置に努めます。
- ◇ 浄化槽の適正な維持管理を行います。
- ◇ 農薬や化学肥料の適正使用に努め、クリーン農業を更に推進します。
- ◇ 家畜糞尿の適正処理に努めます。

※参考「浄化槽管理者の義務」

浄化槽は家庭などから排出されるし尿や生活雑排水をきれいにし川や海へ放流する設備です。

浄化槽が排水をきれいにするのは、たくさんの微生物が汚物を食べ、きれいな水だけを放流してくれるからです。

浄化槽が本来の力を発揮するため、浄化槽管理者には3つの義務があります。

保守点検～ 浄化槽の点検、調整、修理を行う作業で、概ね3ヶ月に1度行われます。

清掃～ 浄化槽内に生じた汚泥などの引き抜き作業を行い、付属装置の洗除去などを行う作業で、概ね1年に1度行われます。

法定検査～ 北海道の指定検査機関である(社)北海道浄化槽協会により、水質、概観、保守点検記録簿を参考とした総合検査です。

【用語解説】

※「第2期留萌市生活排水処理基本計画」とは

留萌市生活排水処理基本計画は平成13年度から平成22年度で第1期計画が終了となり、平成23年度以降も引き続き合併処理浄化槽整備事業を推進し公衆衛生に係る水質保全を図るため、平成23年度から平成37年度までの計画を定めています。

※「クリーン農業」とは

有機物の使用などによって土づくりに努め、農薬や化学肥料を最小限に止めるなど、環境との調和に配慮した安全・高品質な農作物の生産を進める農業をいいます。

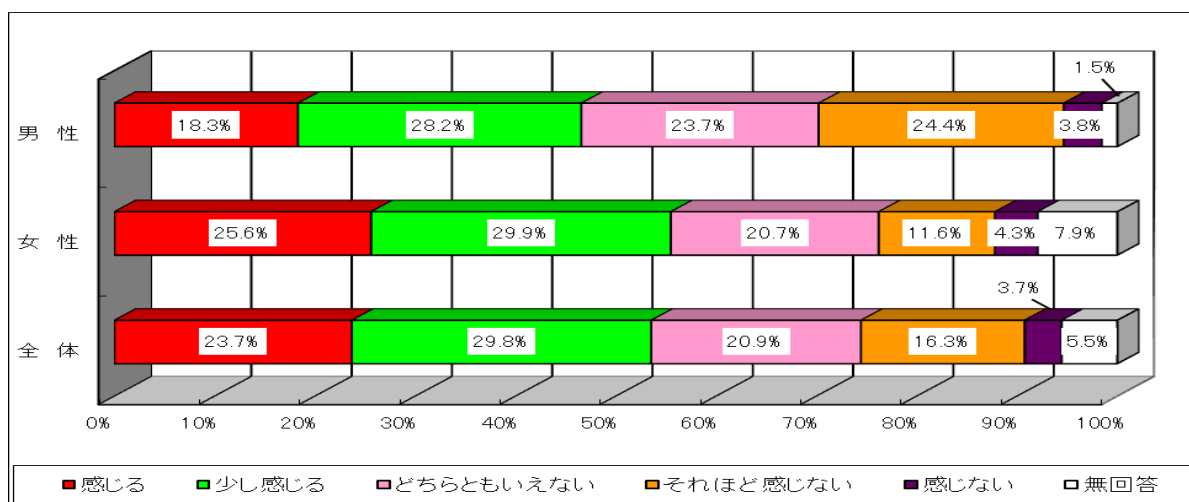
※参考「もしもこれだけのものを流してしまったら？」

種 類	魚がすめる水質(BOD 5mg/l)以下にするには浴槽(300ℓ)で何杯分？
天ぷら油使用済み (500ml)	500杯(150,000ℓ) (ドラム缶約750本分)
マヨネーズ大さじ1杯 (15ml)	13杯(3,900ℓ) (ドラム缶約19.5本分)
牛乳コップ1杯 (200ml)	11杯(3,300ℓ) (ドラム缶約16.5本分)
みそ汁お椀1杯 (180ml)	4.7杯(1,410ℓ) (ドラム缶約7本分)
中濃ソース大さじ1杯 (15ml)	1.3杯(390ℓ) (ドラム缶約1.9本分)



○環境に関する市民アンケート結果（調査時期：平成26年12月）

Q. 川や海のきれいさ



前回の調査は、留萌川だけに関する質問でしたが、今回は新たに海についても質問を追加しました。

否定的な回答では、前回の全体で約45%を占めていましたが、今回は約20%と大幅に減少し、肯定的な回答は、前回で20%でしたが、今回は54%に増加しています。

肯定的な回答の内、50歳代女性で最も高く約67%あり、全体として川や海のきれいさを感じている傾向となっています。



海や川は、今のままきれいでいてほしいと思います。



☆みんなでめざす環境目標

○汚水処理人口普及率 → 概ね94.2%にすることをめざします。

(平成27年度実績：85.9%)

2 生活環境の汚染の監視と防止

本市では、「生活関連公害防止に関する水質、悪臭、大気、ダイオキシン類調査測定方法における実施要領」に基づき、水質汚濁、悪臭、大気汚染及び土壌中のダイオキシン類、水産加工場の敷地境界悪臭調査と排出水の調査、酸性雪調査を実施しています。

生活環境に関する調査結果は、概ね良好な値を示していますが、より良い環境を保全するために市民一人ひとりが日頃から環境に対して関心を持つことが重要です。

今後も引き続き[※]有害化学物質による生活環境の汚染防止に努めます。

(1) 環境汚染の実態調査と監視

公害問題を未然に防止するためには、各種環境調査を継続し、その結果について情報を提供します。

また、環境を保全するためパトロールを行うなど監視体制の強化を推進します。

【市の施策】

- ◇ 「生活関連公害防止に関する水質、悪臭、大気、ダイオキシン類調査測定方法における実施要領」に基づき調査を実施し、状況の把握に努めます。
- ◇ 環境パトロールを行い、生活環境汚染の監視・指導を行います。

【市民の取組み】

- ◇ 市が実施する環境調査に協力します。
- ◇ 環境監視に協力します。

【事業者の取組み】

- ◇ 市が実施する環境調査に協力します。
- ◇ 環境監視に協力します。



一級河川「留萌川」



悪臭物質測定分析調査

【用語解説】

※「有害化学物質」とは

人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質として「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」などで指定され、取扱いを規制している物質のことをいいます。

（２）有害化学物質の対策

私たちの身のまわりには、プラスチック、塗料、合成洗剤、殺虫剤、医薬品、農薬など数多くの製品があふれており、様々な化学物質を利用して作られたそれらの製品は、私たちの生活になくてはならないものになっています。

その中でも人の健康または生活環境に係る被害が生ずるおそれのあるものは有害化学物質といわれ、ダイオキシン類や^{*}外因性内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）、^{*}PCB（ポリ塩化ビフェニル）などが問題となっていることから国では様々な対策を進めています。

本市でも有害化学物質による環境汚染を防ぐため、分析調査を継続し、情報提供に努めます。

【市の施策】

- ◇ 関係機関との連携・協力により、有害化学物質に関する調査を実施し、情報提供に努めます。
- ◇ 有害化学物質の発生を抑制するため、指導・啓発を推進します。
- ◇ 家庭から出る有害な化学物質（除草剤、殺虫剤）などの使用に関する指導・啓発を推進します。
- ◇ 野焼きや小型焼却炉により発生するばい煙や悪臭の指導・啓発を推進します。
- ◇ 公共施設の建設や改修の際には、ホルムアルデヒドなど有害化学物質を含まない建設資材の使用を推進します。

【市民の取組み】

- ◇ 環境への影響を及ぼすおそれのある有害化学物質の正しい知識の習得に努めます。
- ◇ ばい煙や悪臭、ダイオキシン類の発生原因となる野焼きや小型焼却炉の使用はしません。
- ◇ 水銀など有害物質を含む廃棄物を適正に排出します。

【事業者の取組み】

- ◇ 事業活動において、使用する有害化学物質の特性を把握し、適正な管理に努めます。
- ◇ ばい煙や悪臭、ダイオキシン類の発生原因となる野焼きや小型焼却炉の使用はしません。
- ◇ 製造過程などで発生する有害化学物質に対して抑制を図る措置を講じます。
- ◇ 建物の建設や改修の際には、ホルムアルデヒドなどの有害物質を含まない建設資材の使用に努めます。

※参考「シックハウス症候群の原因」

シックハウス症候群とは（Sick Building Syndrome）の和訳で、直訳すれば「病気の家、症候群」という意味になります。

建材に含まれる、あるいは工事途中で使用する接着剤、塗料、防腐剤などによる揮発性化学物質を空気と一緒に吸い込んでしまい、それに体が拒絶反応を起すことで起きる症状です。

主な症状としては、軽い鼻水、せき、のどの痛み、頭痛、めまいなどで、症状が進むと化学物質過敏症になります。

特に新建材に多く含まれるホルムアルデヒドが症状を起こさせやすいことが知られていますが、トルエン、キシレン、木材保存剤、可塑剤、シロアリ駆除剤なども原因となりうることであり、この病気の医療的な統一見解や治療法などについてよく知っている人は、医療分野にたずさわる人でもまだ少ないそうです。

この現状から、建設資材メーカー、施工業者、そして消費者がともに協力し、安全、健康を確保することを考えなければなりません。

【用語解説】

※「外因性内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）」とは

環境中に存在し、人や野生生物に取込まれると体内で分泌されるホルモンの正常な作用を乱し、成長や生殖に影響を及ぼすなど様々な健康障害や生体影響を起こす可能性のある化学物質のことをいいます。

※「PCB（ポリ塩化ビフェニル）」とは

PCBは水に極めて溶けにくく沸点が高いなどの物理的な性質を有する主に油状の物質で科学的に安定した性質をもちますが、生物の脂肪組織に蓄積しやすい性質をもつ有害物質であることからS47年に製造中止になっています。

【基本目標】 豊かな自然と共生する街

1 多様な自然環境の適切な保全と創造

公園、緑地や水辺空間などは、生活の潤いや安らぎの場として良好で快適な環境を構成するうえで重要な役割を果たしていますが、本市にはその数が少ないため、緑環境の育成や水辺環境を整備し、市民が豊かな自然とふれあうことができる多様な自然環境の適切な保全と創造に努めていく必要があります。

自然環境意識の向上を図るため、市民や市民団体などによる活動の支援や情報提供に努めます。

(1) 自然環境の保全

本市は、豊かな自然環境に恵まれており、貴重な野生動植物の生息地となっています。

しかし、開発などの事業による生態系への影響が懸念されることから、貴重な自然の現状を的確に把握し、野生動植物の保護や自然環境への保全に関する意識の向上に努めます。



環境緑地保護地区「留萌神社」

【市の施策】

- ◇ 自然の現状を的確に把握し、情報を提供します。
- ◇ 生物の多様性に資する、原生的な天然林[※]などの良好な森林環境の保全に努めます。
- ◇ 環境緑地保護地区や自然景観保護地区などの自然環境の保全に努めます。
- ◇ 開発などの事業を行う場合は、環境に対する影響を調査し、良好な環境の保全に努めます。
- ◇ 自然の大切さを学ぶ機会として、自然観察会や環境学習会の開催に努めます。
- ◇ 自然環境意識の向上を図るため、市民や市民団体などによる活動の支援に努めます。

【市民の取組み】

- ◇ 自然観察会や環境学習会に積極的に参加し、自然との共生の大切さを学びます。
- ◇ 自然環境の保全活動に参加します。

【事業者の取組み】

- ◇ 自然環境に配慮した工事計画や工法に努めます。
- ◇ 地域の自然環境保全活動に協力します。



環境緑地保護地区「幌糠神社」

【用語解説】

※「天然林」とは

自然林と二次林を含めて天然林といいます。二次林とは自然林が伐採、山火事、台風などのような自然的あるいは人為的な干渉を受けて破壊された跡地に、植栽、播種（種をまくこと）などの人為によらず生じた森林のことをいいます。

（２）豊かな森林の育成

森林や緑は、大気の浄化、地下水のかん養、土壌の保全、野生動物の生息環境といった機能を備えており、自然界における循環のバランスを調整する重要な資源です。

本市の森林面積は、総面積の約８４％を占めており、今ある森林が持つ本来の機能が高められるよう緑の保全や質の向上をめざします。

【市の施策】

- ◇ 水源かん養機能や保水機能を持った森林や緑地の保全に努めます。
- ◇ 市民参加の森林づくりを推進します。
- ◇ 自然観賞会などの開催を促進し、愛林思想の普及に努めます。
- ◇ 「留萌市森林整備計画」に基づき、計画的な森林施業と、藤山、幌糠地区等の路網整備を推進し、森林資源の整備充実を図ります。



市民育樹祭（神居岩公園 桜の森）

【市民の取組み】

- ◇ 記念植樹など森林づくりに参加します。
- ◇ 自然林の再生や回復活動に参加・協力します。

【事業者の取組み】

- ◇ 敷地内の緑化に努めます。
- ◇ 自然林の再生や回復活動に参加・協力します。

留萌には自然がいっぱいあると思うので、それを大切にして住民が楽しめるようにしてほしい



特に桜の森がすてきです。
草刈がよく行われ、枝の選定も行われすっきりとした空間。
静けさが別世界のようなです。



紅葉（大和田）

☆みんなでめざす環境目標

○森林面積の現状 → 約２５，０００haを下回らないことをめざします。

（平成２７年度の森林面積：約２５，０００ha）

（３）多様な水辺環境の実現

水辺の環境は、生活の潤いや安らぎを感じられる野外空間であると共に、多くの生物に接することができる空間でもあります。

本市にある、河川、海域の水辺環境を維持し、貴重な水生生物の保護や生態系に配慮した川づくりを推進し、河川や海域の水質保全に努めます。

【市の施策】

- ◇ 水生生物調査など水辺環境調査の実施に努めます。
- ◇ 生態系に配慮した川づくりを推進します。
- ◇ 河川・海域の水質について調査結果を収集し、情報を提供します。
- ◇ 水際や河川敷植生の保全に努めます。
- ◇ 河川・海域の水質保全に努めます。



留萌は空気も水もきれいで、このまま美しい留萌でいてほしいです。

【市民の取組み】

- ◇ 水生生物調査など水辺環境調査に協力します。
- ◇ 水辺環境の保全活動に参加します。

【事業者の取組み】

- ◇ 水生生物調査など水辺環境調査に協力します。
- ◇ 排水などの水質検査を実施し、水質の保全に努めます。
- ◇ 水辺環境の保全活動に参加します。



ネイチャースクール（磯の水生生物調査）

【用語解説】

※「生態系に配慮した川づくり」とは

荒廃溪流における生態系の回復、魚類の良好な生息環境を維持・創造するための産卵場の造成、魚道の整備など生態系に配慮した川の整備のことをいいます。

2 人が自然とふれあう環境の創造

自然とのふれあいは、人が自然の恵みを受ける基本的な行動であり、自然を大切にすることの必要性が実感できるよう、今後、多様な生物が生息できる環境を保全し、市民が自然とのふれあいの場、憩いの場となる環境づくりを推進します。

(1) 河川とふれあう環境づくり

身近な河川は、公園や緑地とともに生活の潤いや安らぎの場として、良好で快適な環境を構成する上で重要な役割を果たすものです。

河川環境の整備や緑豊かな河川空間づくりなど、河川とのふれあいができる環境づくりを推進します。

【市の施策】

- ◇ 緑豊かな河川空間づくりのため、関係機関との連携、協力により、留萌川の緑化に努めます。
- ◇ 河川において、水と親しむ空間の整備を検討します。
- ◇ 河川の美化を推進します。
- ◇ 河川整備においては^{*}多自然工法の導入に努めます。



神居岩公園パークゴルフ場

【市民の取組み】

- ◇ 留萌川の環境整備に協力します。
- ◇ 河川の美化活動に参加・協力します。



一級河川「留萌川」

☆みんなでめざす環境目標

○全ての河川整備において多自然工法の導入をめざします。

(平成27年度の河川整備においては全て多自然工法を導入済)

【用語解説】

※「多自然工法」とは

河川が本来有している生物の良好な生育環境に配慮し、あわせて美しい自然景観を保全あるいは創出する工法をいいます。護岸工事に当たっては、護岸表面に覆土による緑化を行うほか、魚類などの生息に必要な瀬や淵、よどみなどの水際環境の創出を行います。

（２）海辺とふれあう環境づくり

黄金岬海浜公園、沖見海浜公園などには、上川や空知圏から日帰り型の観光客が多く訪れていますが、一部ではごみの置き去りなどにより周辺の環境を悪化させています。

海岸や海辺などにおいて、水と親しむ空間づくりとふれあいができる快適な環境づくりを推進します。

【市の施策】

- ◇ 海辺において、水と親しむ空間の整備に努めます。
- ◇ 海辺の清掃を市民、事業所に呼びかけ共同で実施します。
- ◇ 海水浴場以外でのごみの持ち帰りの啓発に努めます。
- ◇ 関係機関と協力して、海浜公園内の砂地への車両の乗り入れを規制します。
- ◇ 海洋汚染防止の啓発に努めます。

【市民の取組み】

- ◇ 海辺の清掃活動に参加します。
- ◇ 海水浴場以外でのごみの持ち帰りを徹底します。

【事業者の取組み】

- ◇ 海辺の清掃活動に参加します。
- ◇ 海洋汚染防止に努めます。

子供のころは、黄金岬の岩場での磯カニ釣りやバーベキューが楽しかった。暑寒の山並みも見え、広い海、岩にぶつかる波や海に沈む夕陽も良い。なつかしい場所であり、年に何回か眺めに行きます。



黄金岬でのカニ釣り

学校の清掃活動に参加して、黄金岬やゴールデンビーチるもいのごみ拾いをしています。
ごみを捨てないでね！



ゴールデンビーチるもいは、散歩しても飽きない。海辺がきれいだし、便益施設が整備されている。



市民団体による海辺の清掃活動

(3) 動植物とふれあう環境づくり

生態系は、さまざまな環境要素との微妙なバランスの上に成り立っていることを認識し、恵まれた貴重な自然の現状を的確に把握するなど、野生動植物の保護に努めるとともに、多様な動植物の生育・生息環境の保全を推進し、自然保護意識の向上に努めます。

【市の施策】

- ◇ 野生動植物の分布調査や生態調査の実施を検討します。
- ◇ 法令等に基づき、適正な野生動植物の保護を推進します。
- ◇ 生態系を形成する森林や農地などの保全管理に努めます。
- ◇ 生態系に配慮した川づくりを推進します。



憩いの森には動物がたくさん見られる。

【市民の取組み】

- ◇ 野生動植物の分布調査や生態調査に協力します。
- ◇ 野生動植物の生息場所である自然環境の保全に協力します。

【事業者の取組み】

- ◇ 野生動植物の生息場所での開発行為を行う場合は、自然環境の配慮に努めます。



3 環境保全型農業・漁業の推進

水田や畑地などの農地は、農業生産の基盤であると同時に、自然環境を維持するうえで重要な役割を果たしていることを認識し、貴重な二次的自然と位置付けながら、健全な土づくりを基本とした環境保全型農業の推進と農地の保全を図ります。

また、漁業においては、陸上の環境と一体化していることを認識し、植林に努めます。

(1) 適切な施肥や農薬散布の実施

農業においては、環境への影響に配慮した施肥、農薬や化学肥料などの低減、家畜糞尿などのリサイクルを基礎とする環境保全型農業、農地周辺の生態系保全を進める必要があります。

自然と調和した環境にやさしい農業では、家畜糞尿の処理は大きな課題です。

平成11年11月からは「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が施行され、素掘りによる溜場所や糞の野積みが禁止されています。

消費者ニーズにあったクリーン農業を推進します。

【市の施策】

- ◇ 家畜糞尿の適正処理と有効活用など、環境と調和した農業を推進します。
- ◇ 食育（食農教育）を推進します。

【市民の取組み】

- ◇ 地元で生産された[※]有機栽培や減農薬栽培などの安全な農産物を積極的に購入します。



食農教育による米の収穫体験

【事業者の取組み】

- ◇ 農薬や化学肥料の適正使用に努め、クリーン農業を更に推進します。
- ◇ 有機物の使用などによる土づくりに努めるなど、環境との調和に配慮した安全で高品質な農産物を安定的に生産できる農業を推進します。
- ◇ 消費者の多様化する食への安全、健康食品志向に対応するため、消費者の声を聞きます。
- ◇ 地元で生産した減農薬野菜のPRなど消費者意識の啓発普及に努めます。

【用語解説】

※「食育（食農教育）」とは

食品の安全性、食事と疾病との関係、食品の栄養特性やその組み合わせ方、食文化、地域固有の食材等を適切に理解するために必要な情報提供活動や実践活動と合わせて、実際に農業体験等を行い、生き物や農山漁村の自然にふれあうことによって、「食」や「農林水産業」、「環境」の問題を身近に感じ、食べ物の大切さや農林水産業の重要性を知るだけでなく、環境を守ることの意識や健康について考えるきっかけとなる学習手法のことをいいます。

なお、平成17年7月15日から「食育基本法」が施行されています。

※「有機栽培」とは

農薬や化学肥料を原則的に使用せず、家畜や農作物残渣に由来する堆肥の施用などによって土づくりを行い、手作業や天敵の利用、機械除草などによって病害虫管理を行う農業生産方法です。

農薬や化学肥料などに過度に依存した近代農業によって、周囲の環境に悪影響を及ぼすだけでなく、農地が本来有する生産力も損なわれるなどへの反省から農業の本来の姿に回帰しようとする運動の中で生まれたものです。

（２）安全な農畜産物の確保

消費者の多様化する食への安全、健康食品志向に対応するため、環境保全型農業を推進するとともに、遺伝子組み換え農作物については、情報収集に努め適切に対応します。

また、地産地消は資源の地域内循環にも貢献するといわれており、地元の安全で安心な農産物を食べて、健康に暮らしていくことが必要です。

【市の施策】

- ◇ 環境保全型農業の推進に向けて、生産者の意識改革に努めます。
- ◇ 環境保全型農業に関する情報を収集し、適切な提供に努めます。
- ◇ 適切な生産管理と生産履歴記帳の推進に努めます。
- ◇ 遺伝子組み換え農作物について、情報収集に努め適切に対応します。

【市民の取組み】

- ◇ 地元で生産された減農薬栽培などの安全な農産物を積極的に購入します。

【事業者の取組み】

- ◇ 農畜産物履歴表の記帳に努めます。
- ◇ 道や市が策定した生産基準などを遵守します。



地元の安全なお米や
野菜を食べたい。



【用語解説】

※「遺伝子組み換え農作物」とは

農作物を品種改良する時など外の生物が持っている役立つ遺伝子を組み入れて作られる農作物のことをいいます。安全性などについて現在研究が進められています。

※「地産地消」とは

「地元生産―地元消費」を略した言葉で、地元で生産されたものを地元で消費するという意味で、消費者の食に対する安全・安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取組みとして期待されています。

また、なるべく近くで取れた食材を食べた方が輸送に伴う環境汚染が少なくなるという考え方もあります。

(3) 水産資源の保護

漁業においては、水産資源を維持・管理し、持続的に利用する資源管理型漁業を推進することが必要です。

豊かな海と森づくりの活動などによる海の環境づくりや廃棄物の適正処理、有効利用の推進など、環境と調和した漁業を推進します。

また、産業系の排水、生活系の排水による水質の汚濁の抑制に努め、有害化学物質による魚介類への汚染防止に努めます。

【市の施策】

- ◇ 「留萌市水産業振興基本計画」に基づき、漁場の環境保全の推進及び海と渚の環境美化を推進します。
- ◇ 水銀・P C Bなどによる魚介類の汚染状況の把握に努めます。
- ◇ 有機すず化合物を含む魚網防汚剤及び船底塗料の不使用の指導を徹底します。
- ◇ 豊かな海とするため、陸上の植林に努めます。

【市民の取組み】

- ◇ 山の緑を守る植林事業に参加・協力します。
- ◇ 生活系の排水による水質の汚濁防止に努めます。



「KAZUMOちゃん」

【事業者の取組み】

- ◇ 有機すず化合物を含む魚網防汚剤及び船底塗料は使用しません。
- ◇ 魚網、F R P漁船、雑魚などを適正かつ効果的に処理します。
- ◇ 廃棄物の適正処理や有効利用を推進します。
- ◇ 山の緑を守る植林事業に参加・協力します。
- ◇ 産業系の排水による水質の汚濁防止に努めます。



うまいよ！ るもい市



港に停泊している漁船

【用語解説】

※「有機すず化合物」とは

金属のすずと炭素が直接結合した化合物で、魚網や船底に貝類が付着しづらい魚網防汚剤や船底塗料として広く用いられるようになりました。

しかし、雌雄の雄化現象などの有害性が広く認められるようになり、世界各国で使用の禁止や規制が行われています。

※「F R P（ガラス繊維強化プラスチック）」とは

高強度、高耐久性かつ軽量であることから、日本では30万隻を超える小型漁船に利用されています。

今後、耐用年数が過ぎた廃F R P漁船が大量に発生することが危惧されており、廃F R P漁船の放置などが社会問題化、環境問題化しています。

一方、研究機関などでは、リサイクル高機能資材に変換する技術開発が進められています。

【基本目標】 潤いと安らぎを感じられる街

1 緑豊かな街の創造

公園や緑地は、市民の安らぎや憩いの場としての役割が重要になってきています。

市街地内の緑は極めて少なく、わずかに寺社、公園に点在しており、近年、増え続ける空き地の適正管理が必要となっています。

現存する緑を保全するとともに、失われた緑を積極的に回復するためには、計画的な整備を行うと共に公園や緑地を適正に管理することを目的として、市民、事業者、市が協力して緑豊かな街の形成を推進します。

(1) 街の緑の保全

見晴公園、住之江公園などの樹木や広路、学校や公共施設の緑環境は良好な景観を有するとともに緩衝地帯としての機能を有しており、緑豊かな空間の保全に努めます。

【市の施策】

- ◇ 「留萌市地域緑化推進計画」に基づき、環境緑化を推進します。
- ◇ 公共施設周辺における緑化を推進します。
- ◇ 公園や広路などの緑の保全に努めます。
- ◇ 空き地の適正管理の指導に努めます。

【市民の取組み】

- ◇ 公園や街路の緑化に参加・協力します。
- ◇ 落ち葉など清掃活動に協力します。

【事業者の取組み】

- ◇ 公園や街路の緑化に参加・協力します。
- ◇ 敷地内の清掃活動に取り組みます。



見 晴 公 園



公園や遊ぶ場所を増やしてほしい。



留萌の街並が一望できる千望台は、自然と触れ合うことができる場所で、心が癒されます。

【用語解説】

※「留萌市地域緑化推進計画」とは

「北海道自然環境等保全条例」第43条に基づく「緑化推進計画」で、市街地及びその周辺地における緑化を総合的かつ計画的に推進し、健康で文化的な生活に寄与するために策定したものです。

現在の「緑化推進計画」は第7期で平成23年度から平成32年度の10ヵ年計画です。

(2) 花と緑の推進

身近な花や緑は、生活に潤いと安らぎを与えてくれる大切な役割を果たすことから、市、市民、事業者が協力して緑化を推進します。

【市の施策】

- ◇ 公園緑地や道路植樹帯の維持管理を市民との協働作業で推進します。
- ◇ [※]緑のネットワーク形成を推進します。
- ◇ 総合的な緑のマスタープランとなる「緑の基本計画」の策定について検討します。
- ◇ 国道及び道道とその沿道の「[※]緑の街道づくり」を推進します。
- ◇ 地域との協働による環境美化パートナー制度の普及に努めます。
- ◇ 環境緑地保護地区や自然景観保護地区などの自然環境の保全に努めます。

※参考「留萌市都市計画マスタープラン」

「都市計画法」に基づき進める土地利用の誘導や都市施設の整備、市街地開発事業などといった都市計画事業を施行する上での、総合的・具体的な街づくりの方針として平成15年4月に制定されました。

【市民の取組み】

- ◇ 公園や街路の緑化などに参加・協力します。
- ◇ 花壇づくりなどに努めます。

【事業者の取組み】

- ◇ 公園や街路の緑化などに参加・協力します。
- ◇ 敷地内の緑化や花壇づくりなどに努めます。
- ◇ 市民の緑化活動を支援します。



市役所の花壇整備



市道東岸通り ラベンダー



神居岩公園 ツツジの森



花のまちづくり運動

【用語解説】

※「緑のネットワーク」とは

「留萌市都市計画マスタープラン」では、豊かな自然環境が感じられる市街地形成を図るため、主要な歩行者動線の緑化や花づくりを進めることにしています。

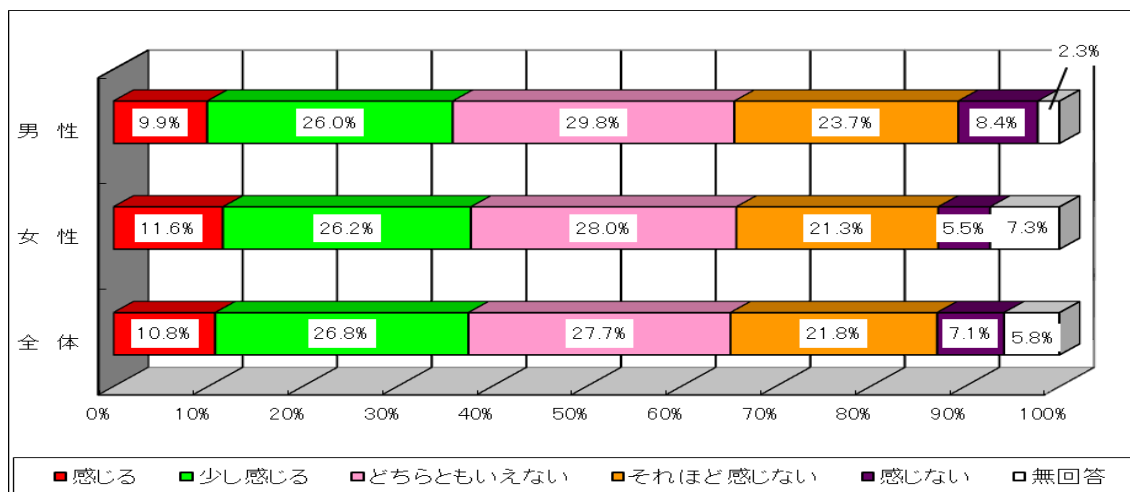
※「緑の街道づくり」とは

「留萌市都市計画マスタープラン」では、国道231号、232号及び233号が広域道路網を形成しており、市街地への誘導経路となっていることから、国道沿いの住民及び企業とともに、国道とその沿道の緑化を進めることとしています。

また、国道沿いの緑化に併せ、黄金岬への入り口となる道道留萌港線、小平町本郷方面からの入り口となる道道留萌小平線とその沿道の緑化も進めることにしています。

○環境に関する市民アンケート結果（調査時期：平成26年12月）

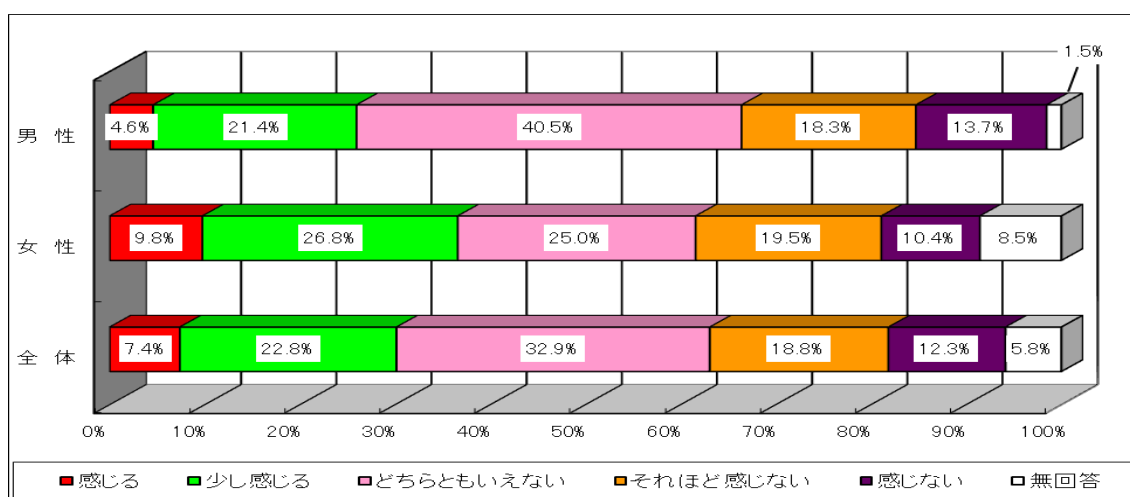
Q. 緑の環境（街路樹・公園等）の豊かさを感じるか



アンケート調査による評価として、前回と比較すると肯定的な回答も否定的な回答も微減しており、逆に無回答が増えています。

また、性別と年代で比較すると、20代と40代の女性で肯定的な回答が半数を超えています、30代女性では半数が否定的な回答となっています。

Q. ゆとり、潤い、安らぎを感じられる公園や緑地の良さを感じるか



アンケート調査による評価として、ゆとり、潤い、安らぎを感じられる公園や緑地の良さは、静穏で自然との共生が生かされている場所と分析できますが、そういう場所が少ないことから「不満」の割合が大きいと思われます。「満足」との回答は40歳代男性、50歳代の男性・女性で、70歳代男性の回答では皆無となっています。

また、70歳代では、不満の割合が高いことからゆとり、潤い、安らぎのある場所を求めたいという意識が働いていることが伺えます。

☆みんなでめざす環境目標

○市民1人当たりの都市公園面積 → 約38㎡を下回らないことをめざします。

(平成27年度：約38㎡)

2 美しい街並みの形成

安全で快適な生活環境を確保するとともに、潤いと安らぎのある街づくりのため、ごみの散乱防止など、環境の美化に対する意識啓発や地域での取組みに対する支援を図り、美しい街並みの形成を推進します。

(1) 景観面の配慮の推進

留萌らしい個性的で美しい景観づくりは、公共主体の事業だけでは創出できるものではなく、市民と行政の協力による景観ルールを作ることが必要です。

市民と行政が一体となり、より良い景観の創出に努めます。

【市の施策】

- ◇ 道路での案内表示のデザインの統一、看板などの整備を図り、秩序ある景観づくりを推進します。
- ◇ 歩道の段差解消や公共施設のバリアフリー化を一層推進します。
- ◇ 空き家の適正管理を指導します。

【市民の取組み】

- ◇ 地域特性に配慮した街並みづくりに協力します。
- ◇ 空き家管理者は、空き家の適正管理に努めます。



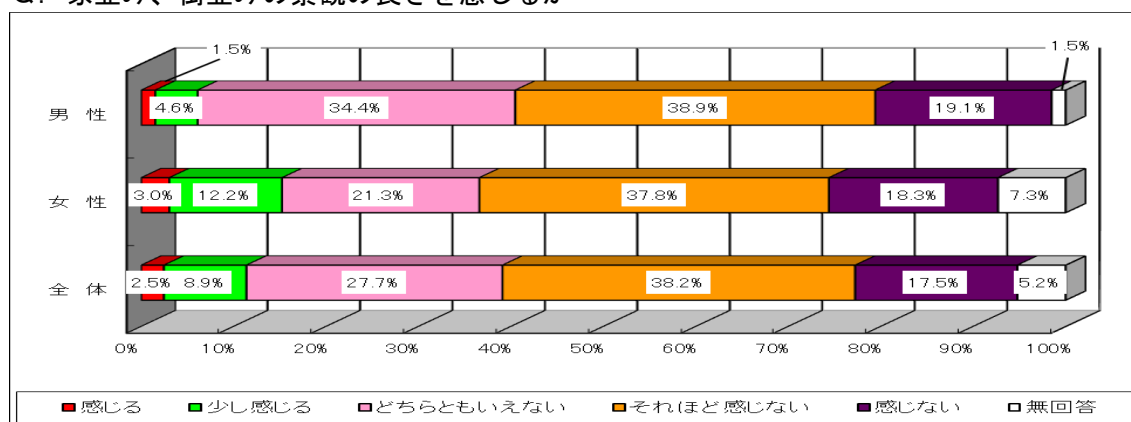
子供たちが、自然と触れ合うことができるきれいな街にしてほしい。

【事業者の取組み】

- ◇ 空き店舗や、空き倉庫の適正管理に努めます。
- ◇ 開発などの事業の実施については、周辺環境との調和を図り、秩序ある景観づくりに配慮します。

○環境に関する市民アンケート結果（調査期間：平成26年12月）

Q. 家並み、街並みの景観の良さを感じるか



アンケート調査による評価として、全体の55.7%と半数以上が景観について否定的な回答でした。

各年代において同じような傾向があり、40歳代女性で肯定的回答が約24%ありましたが、30歳代女性、40歳代男性には肯定的な回答を選択した人はいませんでした。

（２）ポイ捨てしないモラル啓発の推進

ごみのポイ捨てや不法投棄は、全国的な問題であり、本市においても市民の関心は高い状況となっています。

ごみのポイ捨ては、空き地の増加により、ごみが捨てられやすい状況ができることも要因です。

また、「留萌市廃棄物の適正処理及び環境美化に関する条例」に基づき、ごみの散乱などのない清潔で美しい街づくりに努め、特にペットの飼育者に対しては糞の適切な処理を行うなどモラル啓発に努めます。

【市の施策】

- ◇ ポイ捨て防止のため、呼びかけや広報活動を行います。
- ◇ ペットの糞の処理について、適正に処理するよう指導を行います。
- ◇ 道路、公園、河川敷及び海岸など公共施設における清掃を推進します。
- ◇ 敷地や空き地の適正管理を指導します。
- ◇ 野外で喫煙する時は、携帯灰皿を携行するよう啓発に努めます。
- ◇ 郵便局による廃棄物の不法投棄などの「[※]ぼすと情報」の提供を活用します。
- ◇ 「留萌の街をきれいにする週間」事業を実施し、環境保全に努めます。

【市民の取組み】

- ◇ ペットの飼い主は、糞の始末などモラルを守ります。
- ◇ 不法投棄やごみのポイ捨てをしません。
- ◇ 街の美化活動に参加・協力します。
- ◇ 道路、公園、河川敷及び海岸など公共施設における清掃に協力します。
- ◇ 空き地管理者は、敷地や空き地の適正管理に努めます。
- ◇ 野外で喫煙する時は、携帯灰皿を携行します。



犬の散歩

【事業者の取組み】

- ◇ 不法投棄やごみのポイ捨てをしません。
- ◇ 街の美化活動に参加・協力します。
- ◇ 道路、公園、河川敷及び海岸など公共施設における清掃に協力します。
- ◇ 空き地管理者は、空き地の適正管理に努めます。



他人が見ているからではなく、環境の保全に協力したい。



車道や歩道にポイ捨てごみをよく見かけます。
美観を損なうので捨てないでほしい。

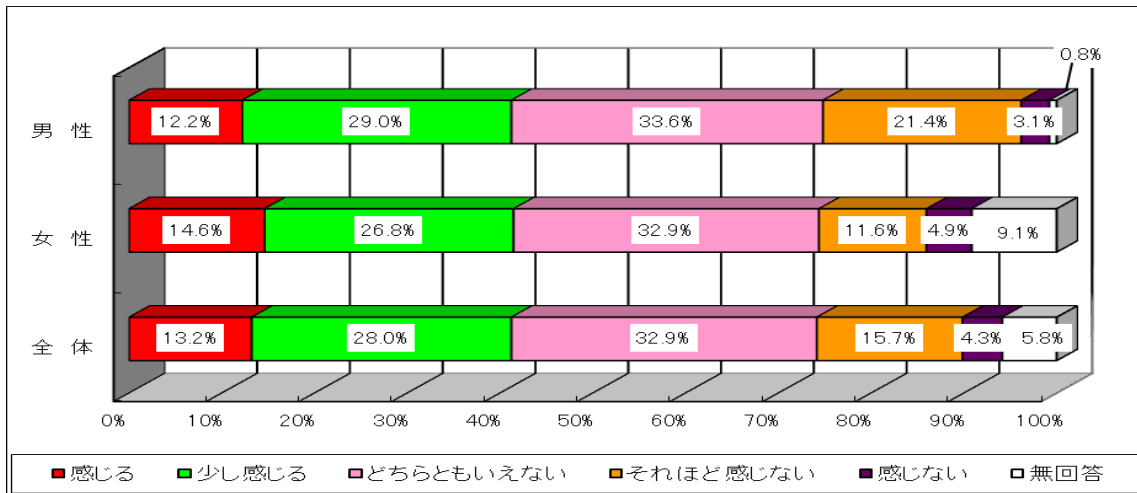
【用語解説】

※「ぼすと情報」とは

平成13年6月に留萌市と留萌市内郵便局で締結した「ぼすと情報提供に関する覚書」に基づき、郵便配達などで発見したごみなど環境汚染物の放置や廃棄等の情報について、その都度、情報提供を受けるシステムです。

○環境に関する市民アンケート結果（調査期間：平成26年12月）

Q. 地域が良く清掃されていると感じるか



アンケート調査による評価として、肯定的回答が約41%（前回約27ポイント）、否定的回答が20%（前回約43ポイント）で、その割合が前回と逆転しており、住民組織等の協力による「るもいの街をきれいにする週間」が根付きつつあることが伺えます。

また、年代では20歳代女性で60%、30歳代男性で65%、70歳代女性で50%の肯定的な回答となっています。

Q. 留萌市で生活する上で、あなたにとっての“快適な自然環境・生活環境”として特に改善を期待する要素を選んでください

1位	地域が良く清掃されている清潔感の良さ （たばこ、空き缶、ペットの糞等）（50%）前回より4ポイント減少
2位	車、自転車、人が安全で快適に利用できる交通環境の良さ （42%）前回より4ポイント減少
3位	ゆとり、潤い、安らぎを感じられる公園や緑地の良さ （39%）前回より3ポイント減少

3 歴史と文化の継承

長い歴史が育んだ地域の自然、風土と先人たちの英知による生活様式や地域の成り立ちは、かけがえのない財産であり、これらを保全、継承していくことは地域に住むものの使命といえます。

これらを大切にしていくことは、環境保全活動の一環と考えられ、留萌市の歴史と文化に対する関心を高める取組みを推進します。

（1）歴史や文化を伝える建物、資料の保存と活用

本市には、古代遺跡のほか古くから北部日本海の商場として、また、ニシン漁を中心として栄えた国指定重要民俗文化財「留萌のニシン漁撈（旧佐賀家漁場）用具」など数多くの文化遺産があり、それらの保存対策を検討し、建物や資料の活用に努めます。

【市の施策】

- ◇ 歴史的、自然的、文化的な価値のある文化財についての情報を提供し、これらを保存していく意識の啓発を推進します。
- ◇ 留萌市の歴史や文化を伝える建物・資料の保存に努めます。
- ◇ 「留萌のニシン漁撈(旧佐賀家漁場)用具」の保存と活用策を検討します。
- ◇ 史跡や遺跡を活用した郷土の歴史的環境に対し、理解を深める事業を推進します。
- ◇ 農村、漁村の伝承文化の継承や資料の収集、保存に努めます。



「国指定文化財（重要有形民俗文化財）」

留萌のニシン漁撈（旧佐賀家漁場）用具

【市民の取組み】

- ◇ 留萌市の歴史や文化への関心を高めます。
- ◇ 歴史的、文化的遺産を通じて、先人の知恵や経験に対し、理解を深めます。
- ◇ 留萌市の歴史と文化を学び大切にします。

【事業者の取組み】

- ◇ 文化財の保存・保護に努めます。
- ◇ 歴史的な建物などの保存に協力します。
- ◇ 敷地内に歴史的な建物がある場合は、保存に努めます。



留萌港の倉庫群



※参考「旧佐賀家漁場」

江戸時代の弘化元年（1844年）に佐賀家八代平之丞が留萌で初めて礼受にニシン漁場を開き、それ以来昭和32年までの113年間ニシン漁を営んできた漁場です。

漁場には江戸時代末から明治初頭にかけての建造と考えられる母屋（番屋）、明治36年建造のトタ倉（製品貯蔵庫）、船を収蔵しておく船倉などがあります。

【基本目標】 循環型社会を構築する街

1 ごみの減量化、再利用、再生利用の推進

国では、「[※]循環型社会形成推進基本法」を柱に、「[※]廃棄物処理法」、「[※]資源有効利用促進法」、「[※]容器包装リサイクル法」、「[※]家電リサイクル法」、「[※]建設リサイクル法」、「[※]食品リサイクル法」、「[※]自動車リサイクル法」、「[※]グリーン購入法」、「[※]小型家電リサイクル法」など循環型社会の形成を進める法体系が整備されています。

身近な生活から出るさまざまなごみが環境に与えている影響について自覚し、ごみの減量を図るとともに、適正なごみの分別に努め、ごみの減量化（リデュース）、再利用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rによる循環型社会の構築をめざします。



【用語解説】

※「循環型社会形成推進基本法」とは

廃棄物の減量や使用済み製品の回収・再利用をめざすとともに、不法投棄の防止を図る法律です。

平成15年には「循環型社会形成推進基本計画」が策定されています。

※「廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）」とは

「清掃法」が昭和45年に全面的に改めて制定されました。廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とし、これまでに数回大きな改正が行われ適正処理やリサイクルの推進が図られています。

※「資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）」とは

「再生利用促進法」が平成12年6月に改正され、新たな名称となった法律です。

自動車や家電製品などを対象に、使用済み部品の新製品への活用や、部品数を減らす省資源設計などについて製品ごとに指針を作るように求めるもので、平成15年10月からパソコンも対象製品に定められています。

メーカーが従わないときは政府が遵守を勧告し、必要に応じて罰金を科すこととされています。

※「容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）」とは

消費者は分別排出、市町村は分別収集、メーカー・小売店などの事業者自ら、または指定法人やリサイクル業者に委託して再商品化という三者の役割分担を定めています。びん、缶、プラスチック、紙類の容器・包装が対象になっています。

※「家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）」とは

テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンの4品目が当初の対象品目。

メーカーに使用済み家電のリサイクルを義務付け、消費者が指定店に廃棄を委託し、リサイクル費用を負担することとされています。

※「建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）」とは

建築物を解体する際にはコンクリートや木材を分別しリサイクルを義務付けるものです。

一戸建て住宅の建て替えでは、個人も処理業者の適切な処理を書類で確認する必要があります。

※「食品リサイクル法（食品循環資源の再利用等の促進に関する法律）」とは

食品の売れ残りや食べ残し、食品の製造過程で大量に発生している食品廃棄物の発生抑制や減量化するとともに、飼料や肥料などの原材料として再生利用に取組むこととしています。

なお、再生利用などの実施率（H18）を20%以上とし、発生量が一定以上の事業者に対して、取組みが不十分な場合は勧告・命令などの措置があります。

※「自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）」とは

自動車メーカーや輸入業者の役割分担と責務を明確にし、使用済自動車から発生するシュレッダーダスト（自動車破砕くず）、エアバッグ、フロン類の3品目のリサイクルや適正処理を推進し、不法投棄の防止や最終埋立処分量の極小化を図ることを目的とする法律です。

全ての4輪自動車（但し、被けん引車、大型及び小型特殊自動車、二輪車等は除く）が対象となり、リサイクル費用は自動車所有者が負担することとされています。

※「グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の促進等に関する法律）」とは

省庁と出先機関、特殊法人は環境への負荷が少ない製品を率先して購入を進めることとし、地方自治体も購入転換の措置を努めることとなっており、事業者及び国民は環境物品の選択に努めることとなっています。

※「小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）」とは

壊れたり古くなったり使われなくなった小型家電を、市町村が回収し国の認定を受けたリサイクル事業者が再資源化する仕組みを定めたもので、資源の有効利用と環境汚染の防止を目的として平成25年4月から施行されました。

(1) ごみ減量化（リデュース）の推進

平成25年度からの「ごみ処理基本計画（[※]留萌南部衛生組合一般廃棄物処理基本計画）」では、平成39年度の目標を家庭系＋事業系で788gとしています。平成27年度の市民1人1日のごみ排出量は832g（家庭系526g）となり、目標値より44g多い状況となっていることから、更なるごみの減量化を進める必要があります。

【市の施策】

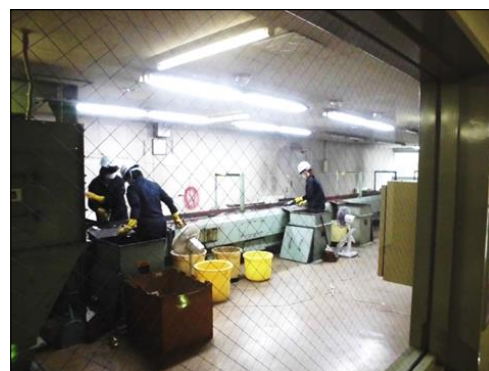
- ◇ 使い捨て商品の購入を抑制し、詰め替え商品の購入を推進します。
- ◇ 適正なごみの分別に関する周知の徹底に努めます。
- ◇ 最終処分場の延命化に努めます。
- ◇ 資源物の回収・リサイクルの促進に努めます。
- ◇ 買い物袋（マイバック）の持参や容器・包装の少ない商品の購入を推進します。



資源化施設でのペットボトル選別作業

【市民の取組み】

- ◇ ルールに従い適正な分別を行います。
- ◇ 買い物袋（マイバック）の持参や容器・包装の少ない商品を購入するよう努めます。
- ◇ 詰め替え用商品の購入に努めます。
- ◇ 割り箸など使い捨て商品の使用を自粛します。
- ◇ [※]食品ロスの削減に努めます。



資源化施設でのびん・缶選別作業

【事業者の取組み】

- ◇ 容器・包装の少ない商品の販売に努めます。
- ◇ 事業活動の中で、できるだけごみを出さないよう努めます。
- ◇ ごみの分別を適切に行い、ごみの種類に応じた適正な処理を行います。
- ◇ 割り箸など使い捨て商品の使用を自粛します。
- ◇ 食品ロスの削減に努めます。

ごみの分別など他の市町村と比べて、留萌市の取組は処理施設の整備が出来ており、良いと思います。



☆みんなでめざす環境目標

○市民1人1日のごみ排出量 → 788g（合計＝家庭系＋事業系）をめざします。
（平成27年度実績：832g（合計＝家庭系＋事業系））

【用語解説】

※「留萌南部衛生組合一般廃棄物処理基本計画」とは

一般廃棄物について長期的・総合的かつ適正な処理を進めるために策定される計画です。

※「食品ロス」とは

食べられるのに捨てられてしまう食品のことをいいます。

（２）再利用（リユース）の推進

環境への負荷を低減するためには、廃棄物の適正処理や再生品の利用促進などによる廃棄物の発生抑制を図るとともに、使用済み不要品の再利用（リユース）を推進します。

【市の施策】

- ◇ ^{*}フリーマーケットなど再利用を推進する事業を支援します。
- ◇ イベントや会合において、再利用できる容器の使用を検討します。

【市民の取組み】

- ◇ フリーマーケットなど再利用を推進する事業に積極的に参加します。
- ◇ イベントや会合においては、再利用可能な容器の使用に努めます。

【事業者の取組み】

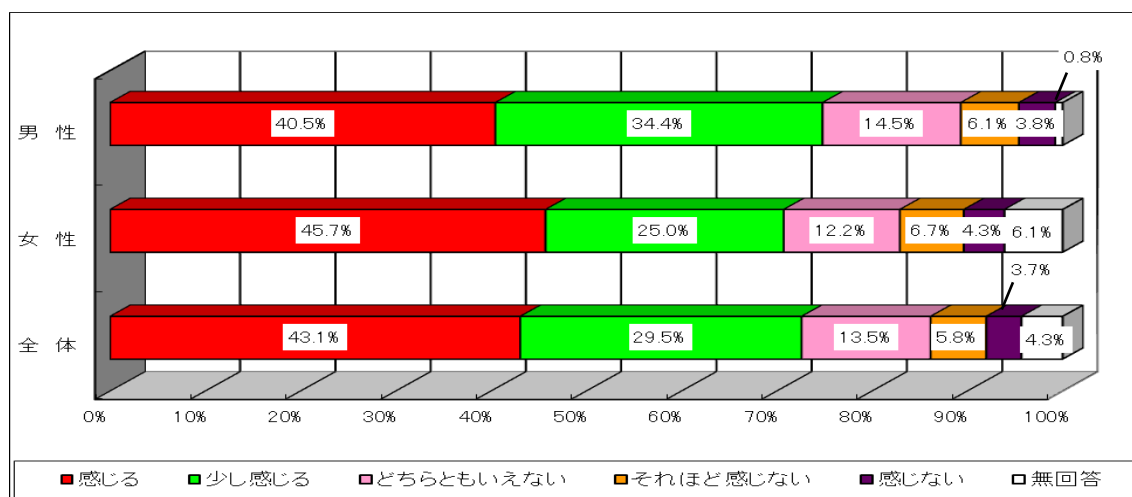
- ◇ 再生品の販売コーナーの設置や再生品の表示方法を検討します。
- ◇ 事業を行ううえで、可能な再利用を検討します。



環境月間フリーマーケット

○環境に関する市民アンケート結果（調査期間：平成２６年１２月）

Ｑ．循環型社会の取組み（資源リサイクル等）を感じているか（調査期間：平成２６年１２月）



アンケート調査による評価として、約７３％が取組まれているという肯定的回答で、否定的な回答は、１０％に満たない結果でした。

前回と比較すると肯定的回答が約１１ポイント増え、否定的回答は約３ポイント減少した結果となり、どちらともいえないが半減しており、リサイクルなどの意識が定着しています。

【用語解説】

※「フリーマーケット」とは

駐車場や公共施設などを会場として、住民が不要な品物を持ち寄り安い値段で販売することで、リサイクル運動のひとつとなっています。

(3) 再生利用（リサイクル）の推進

分別収集された新聞紙、雑誌、ダンボール、紙パック、アルミ缶、スチール缶、ペットボトル、びん類の他、新たに分別が加わったプラスチック製容器、紙製容器、雑がみ、金属類、白色トレイ、発泡スチロール、小型家電は、それぞれ回収し、再生利用されています。

【市の施策】

- ◇ 転入者などに対して、ごみの分別方法を分かりやすく説明し、分別の徹底に努めます。
- ◇ 町内会などによる資源ごみ回収運動を推進します。
- ◇ 廃食用油による石けんの利用拡大を推進します。

【市民の取組み】

- ◇ 廃棄物のリサイクルシステムに協力します。
- ◇ 町内会などによる資源ごみ回収運動に協力します。

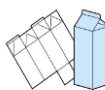
【事業者の取組み】

- ◇ 廃棄物のリサイクルシステムに協力します。

※参考 リサイクルで節約



立木（樹齢20～30年、直径16cm）の高さ16cm分を使う。



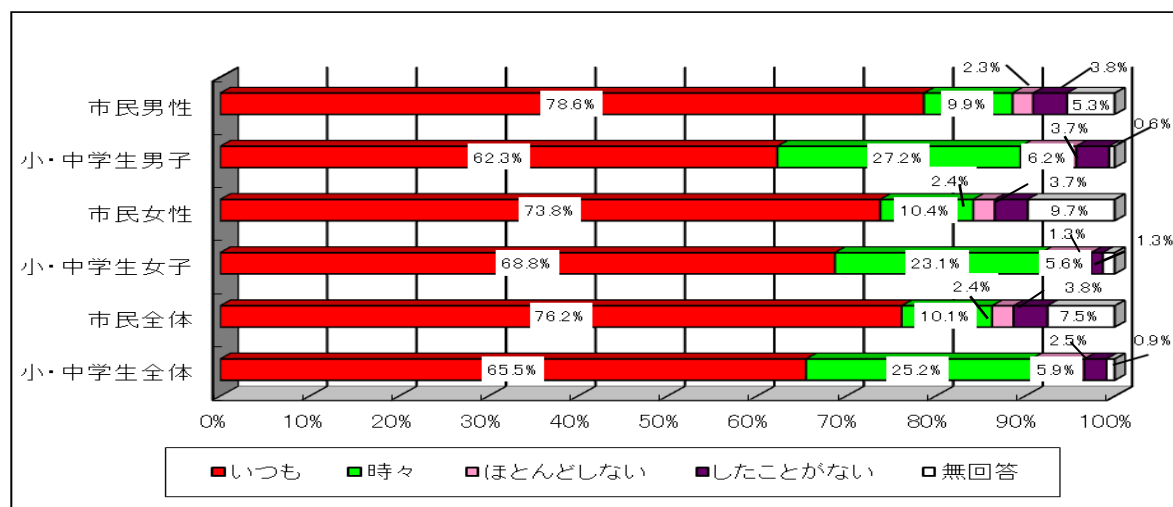
牛乳パック30枚



トイレットペーパー5個

○環境に関する市民、小・中学生アンケート結果（調査期間：平成26年12月）

Q. ごみはきちんと分別して捨てている



アンケート調査による評価として、いつも分別しているは、市民男性が78.6%と一番高い結果となり、全体の平均は約71%で、時々分別しているは、小・中学生男子が27.2%と一番高い結果となり、全体の平均は約18%でした。

今後は、ごみ分別についての学習する場を提供し、自ら率先して分別する習慣を付けることが必要です。

☆みんなでめざす環境目標 ○リサイクル率 → 50%を下回らないことをめざします。

(平成27年度リサイクル率：51%)

※平成25年度から生ごみの堆肥化やもやせるごみを原料とする固形燃料の製造を廃止したことによりリサイクル率が低下

【用語解説】

※「資源ごみ回収運動」とは

自治会、PTA、子供会などのグループが中心となり、日時、場所を決め、古紙、空き缶、空きびんなどの再生資源をまとめて回収業者に売り渡すことをいいます。

2 生活様式（ライフスタイル）の見直し

限られた資源を大切に使用し、地球温暖化などの地球環境に負荷の少ない生活様式（ライフスタイル）の普及について取組んできました。

今後も、市民や事業者との連携のもと、地域や地球環境への負荷が少ない社会づくりの取組みや、環境意識の向上に努めます。

（１）ごみになるものを断る（リフューズ）

ごみの減量化に努めるとともに、ごみになるものを断ることは大切なことであり、中でもレジ袋は１年間に国内で約３００億枚（１人１日約１枚）が使われ、原油５５万８，０００キロリットルに相当します。

レジ袋を製造するうえでの原油やエネルギー問題だけでなく、使用済みのレジ袋がごみとなって増え続けることを防ぐためには、買い物をする際に、ごみになるものを断る（リフューズ）ことを意識し、マイバックの持参と過剰包装の見直しを推進します。

【市の施策】

- ◇ マイバック運動の啓発により、レジ袋の削減を図ります。
- ◇ 過剰包装に関して、事業者の協力を求めます。
- ◇ エコストア（事業所）の認定事業を検討します。



【市民の取組み】

- ◇ 買い物に行く時は、マイバックを持参します。
- ◇ 過剰包装を断ります。

【事業者の取組み】

- ◇ マイバック運動に協力し、過剰包装を自粛します。

ごみを減らすため、
過剰包装を断ります。



○環境に関する市民アンケート結果

Ｑ．あなたが買い物をするときに気を付けていることは何ですか

1 位	専用のバックや買い物かごを持参する。（８９件）
2 位	不必要なポリ袋や包装を断る。（８６件）

※参考「環境問題に取り組んでいる店の例」

- ・環境を考えた商品の品揃えに配慮している。
例えば、古紙１００％のトイレットペーパーや詰替え商品など再生利用商品の品揃えに積極的である。
- ・包装削減対策を実施している。
食品トレイや買い物用レジ袋の削減対策、裸売りやバラ売りなどを積極的に実施している。
- ・資源回収・リサイクルに取り組んでいる。
食品トレイ、牛乳パックなどの資源回収を積極的に実施している。
リターナルビンなど、再利用できる容器を使用した商品を置いている。

（２）環境への負荷の少ないものを購入する

現代社会におけるエネルギーは、日常生活や事業活動を営むうえでなくてはならないものですが、限りある資源を大切にするため、環境への負荷の少ない商品を購入する[※]グリーン購入などを推進します。

【市の施策】

- ◇ 流通エネルギーの削減に向けて、地産地消の拡大を検討します。
- ◇ グリーン購入推進のため、啓発を行います。
- ◇ グリーンコンシューマー運動を推進します。

【市民の取組み】

- ◇ グリーン購入に努めます。
- ◇ 割り箸など使い捨て商品の使用を自粛します。

【事業者の取組み】

- ◇ グリーン購入に努めます。
- ◇ 割り箸など使い捨て商品の使用を自粛します。



環境パネル展（は一とふる）

☆ グリーンコンシューマー 10 原則

1. 必要なものを必要な量だけ買う
2. 使い捨て商品ではなく、長く使えるものを選ぶ
3. 包装はないものを最優先し、次に最小限のもの、容器は再使用できるものを選ぶ
4. 作るとき、使うとき、捨てるとき、資源とエネルギー消費の少ないものを選ぶ
5. 化学物質による環境汚染と健康への影響の少ないものを選ぶ
6. 自然と生物多様性をそこなわないものを選ぶ
7. 近くで生産・製造されたものを選ぶ
8. 作る人に公正な配分が保証されるものを選ぶ
9. リサイクルされたもの、リサイクルシステムのあるものを選ぶ
10. 環境問題に熱心に取り組み、環境情報を公開しているメーカーや店を選ぶ

☆ 主な[※]環境ラベル



【用語解説】

※「グリーン購入」とは

市場に供給される商品・サービスの中から環境への負荷の少ないもの（省エネルギー・省資源型商品、再生原料を使用した商品、リサイクルしやすい商品、低公害型商品など）を優先的に購入することをいいます。

※「環境ラベル」とは

環境ラベルは、環境への負荷の少ない商品につけられているラベルで、代表的なものに(財)日本環境協会が認定する「エコマーク」や「グリーンマーク」があります。

(3) 無駄なエネルギーを使わない

電力をはじめ、多くのエネルギーは、化石燃料によるものであり、これらのエネルギーを有効活用するとともに、日常生活や事業活動を見直し、無駄なエネルギーを使わないことは地球温暖化の原因ともなっている二酸化炭素の発生抑制につながります。

日常生活や事業活動の中で、節電意識を持ち、無駄なエネルギーを使わないよう意識啓発に努めます。

【市の施策】

- ◇ 省エネルギーに関する意識啓発を行います。
- ◇ ^{*}環境家計簿の普及に努めます。
- ◇ 環境に配慮したイベント（^{*}エコイベント）を実施するためにチェックシートを活用します。



使わない時は、コンセントを抜いて
節電に心がけましょう！

【市民の取組み】

- ◇ 過剰な冷暖房を控えて、室内温度の適正管理に努めます。
- ◇ 省エネルギー機器（家電や照明器具）の買替えなどにより、節電に努めます。
- ◇ 環境家計簿を利用し、エネルギーの消費を把握します。

【事業者の取組み】

- ◇ 過剰な冷暖房を控えて、室内温度の適正管理に努めます。
- ◇ 省エネルギー機器（家電や照明器具）の買替えなどにより、節電に努めます。

※参考「待機電力」

リモコンや時計が組込まれた電気製品は、リモコンからの信号を待って“ON”の状態を保っていますので、リモコンでスイッチを切っても電気を使っています。

これを「待機電力」といいます。

待機電力は家庭の全電気使用量の約5%を占めており、待機電力を抑えることにより、大きな節電になります。

使っている時だけ主電源をオンにして、使わない時は主電源をオフにすると待機時消費電力量を約33%削減することができ、使っていない時に機器のプラグをコンセントから抜いても機能的に問題がない洗濯機などの機器について、使わない時にプラグを抜くようにすると待機時消費電力量を約49%削減できます。

待機時消費電力量が大きい機器

- 1位：ガス温水器（43.4kwh/年）
- 2位：テレビ（22.8kwh/年）
- 3位：冷暖房兼用エアコン（17.9kwh/年）



【用語解説】

※「環境家計簿」とは

日常生活でさまざまな環境負荷行動を記録し、点数化したり、一定期間の集計を行なうもので、家庭での電気やガス、ガソリン、灯油などの消費量、ごみの排出量などに係数をかけると二酸化炭素の排出量が算出でき、削減の意識高揚に役立ちます。

※「エコイベント」とは

各種イベントにおける環境への配慮を推進するため環境に配慮したイベントを実施することをいい、北海道では平成16年にイベント参加者のためのチェックシートを作成しています。

イベント開催に伴う環境影響を低く抑えるため、その配慮すべきポイントをイベントの主催者の立場から手順・要素ごとに区分し、まとめたものになっています。

○環境に関する市民、小・中学生アンケート結果（調査期間：平成26年12月）

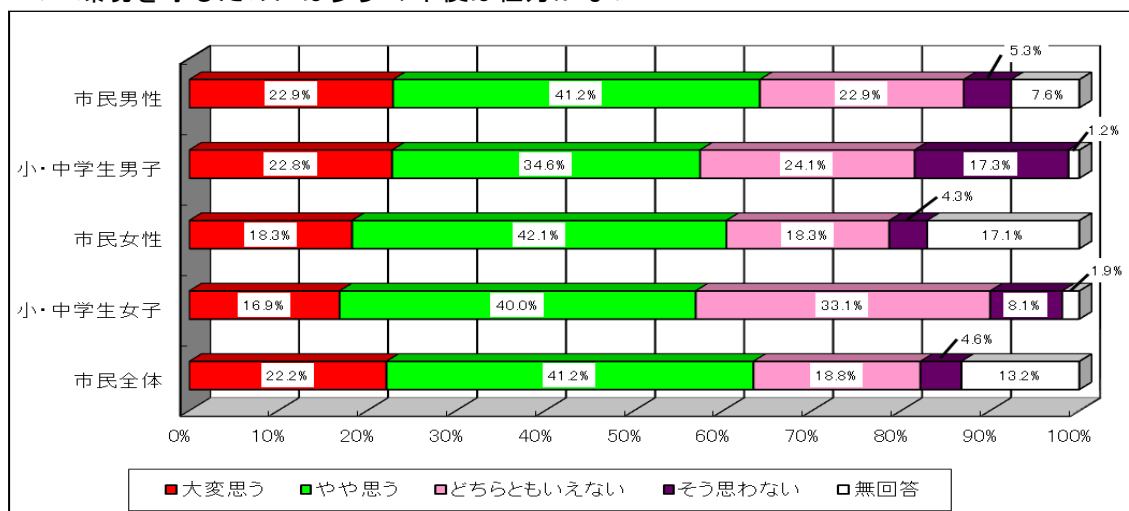
Q. あなた自身は、日常生活において、環境を保全するためにどのようなことを行っていますか（抜粋）

項 目	市 民	小・中学生
節電に心がけている	85.2%	78.0%
節水に心がけている	80.0%	84.2%

アンケート調査による評価として節電や節水に心がけており、高い意識を持って取組んでいることが伺われます。

○環境に関する市民アンケート結果（調査期間：平成26年12月）

Q. 環境を守るためには多少の不便は仕方がない



アンケート調査による評価として約60%が肯定的な回答で、前回と比較すると、肯定的な回答は約6ポイント減少し否定的な回答も約1ポイント減少した結果となり、生活スタイルの見直しを図る必要があります。

各部門別の二酸化炭素（CO₂）排出量

	1990年度 (平成2年度)	2005年度 (平成17年度)	2013年度 (平成25年度)	前年度からの 変化率	2014年度 (平成26年度)
合 計	1,067 [100%]	1,219 [100%]	1,235 [100%]	-3.7%	1,189 [100%]
産業部門 (工場等)	502 [47.0%]	457 [37.5%]	432 [35.0%]	-1.4%	426 [35.8%]
運輸部門 (自動車等)	206 [19.3%]	240 [19.7%]	225 [18.2%]	-3.4%	217 [18.2%]
業務・その他部門 (商業・サービス・事業所等)	137 [12.8%]	239 [19.6%]	278 [22.5%]	-6.2%	261 [21.9%]
家庭部門	131 [12.2%]	180 [14.8%]	201 [16.3%]	-4.8%	192 [16.1%]
エネルギー転換部門 (発電所等)	91.1 [8.5%]	104 [8.5%]	98.9 [8.0%]	-5.3%	93.7 [7.9%]

〔二酸化炭素（CO₂）削減の取組例〕

（単位：百万トンCO₂）

- ①冷房は28℃、暖房は20℃に設定しよう（温度調節）
- ②蛇口はこまめにしめよう（水道）
- ③アイドリングをなくそう（自動車）
- ④エコ製品を選んで買おう（商品の選び方）
- ⑤過剰包装を断ろう（買い物とごみ）
- ⑥コンセントからこまめに抜こう（電気）

3 クリーンエネルギーの開発と利用の推進

限りある化石エネルギーの有効活用を図るとともに、地球温暖化の最大の原因となる二酸化炭素の発生抑制による地球温暖化防止対策のためにも、環境への負荷がより少ない[※]クリーンエネルギーに関する情報の収集や[※]再生可能エネルギーの導入を検討します。

(1) 地域特性を活かしたエネルギーの開発と利用の推進

環境にやさしいクリーンエネルギーには、地球温暖化対策に有効な[※]自然エネルギーを含む、再生可能エネルギーに対する注目が高まっており、さまざまな研究がされています。

今後は、地域特性に応じた適正な技術を選択し、環境負荷が少なく地球温暖化防止にも有効な再生可能エネルギーの利用を推進します。

【市の施策】

- ◇ クリーンエネルギーに関する情報の収集に努め、再生可能エネルギーの導入を検討します。
- ◇ 市民や事業者に対する再生可能エネルギーの普及啓発に努めます。

【市民の取組み】

- ◇ 再生可能エネルギーへの関心を高めます。

【事業者の取組み】

- ◇ エネルギーの有効利用を図るとともに、再生可能エネルギーの導入に努めます。



礼受牧場 風力発電

【用語解説】

※「クリーンエネルギー」とは

電気や熱などに変えても二酸化炭素や窒素酸化物などの有害物質を出さない（または少ない）エネルギーのことで、自然エネルギーや再生可能エネルギーなどがあります。

※「再生可能エネルギー」とは

自然の力や廃棄物などを活用したエネルギーで、枯渇する心配がなく、繰り返し使うことができるエネルギーのことで、「太陽光」「太陽熱」「風力」「波力」「海洋温度差」「バイオマス」「地熱」などがあります。

※「自然エネルギー」とは

風の力を使った風力発電や太陽の光を使った太陽光発電など、自然の力や熱を使って作るエネルギーで火力発電と違って二酸化炭素を出さない環境にやさしいエネルギーといえます。他にも水力発電、地熱発電、波力発電などがあります。

【基本目標】 市民の環境意識が高い街

1 環境教育・学習の推進

環境保全活動を進めるためには、市民一人ひとりが、私たちを取り巻く環境に対して正しい認識と知識を持ち、環境に対するやさしさや環境保全活動に対する関心を高めるため、さまざまな機会を通じて普及・啓発を図るとともに、学校教育、家庭教育や生涯学習といった枠を超えた取り組みが必要です。

環境情報の適切な提供と共有化を図り、環境保全への取り組みを効果的に推進します。

(1) 市民の環境教育・学習の推進

市民の環境教育・学習の推進を図るため、人材の育成や環境保全活動に対する意識の高揚を図り、環境情報の収集や提供に努めます。

【市の施策】

- ◇ 「^{*}環境教育推進法」に基づき、環境保全意欲の増進及び環境教育の推進に関する施策を策定するよう努めます。
- ◇ 環境問題に対するセミナーなどの開催に努めます。
- ◇ より多くの市民が環境教育・学習に参加できるよう多様な機会を提供し、意識の向上に努めます。
- ◇ 小・中学生を対象とした環境情報の発信に努めます。



環境学習「こどもエコ講座」

【市民の取り組み】

- ◇ 環境学習会などに積極的に参加します。
- ◇ 環境に対する理解を深めるため、進んで環境について学ぼう努めます。
- ◇ 町内会や市民団体による環境教育・学習の実施に努めます。
- ◇ 環境に関する情報の収集と提供に協力します。

【事業者の取り組み】

- ◇ 環境学習会などに積極的に参加します。
- ◇ 事業所における環境教育・学習の実施に努めます。
- ◇ 環境に関する情報の収集と提供に協力します。

環境教育をしっかりと
行ってほしい。



【用語解説】

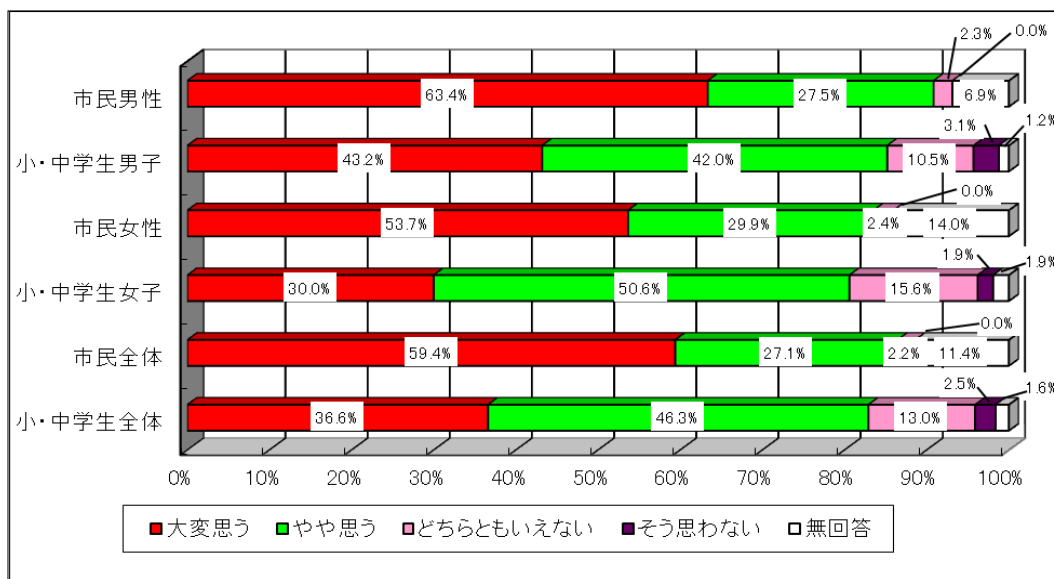
※「環境教育推進法（環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律）」とは

平成15年7月に制定され、翌年10月より完全施行されました。持続可能な社会を構築するため、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に必要な事項を定め、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

この法律では環境教育について、環境保全についての理解を深めるために行われる環境保全に関する教育及び学習と規定しています。

○環境に関する市民、小・中学生アンケート結果（調査期間：平成26年12月）

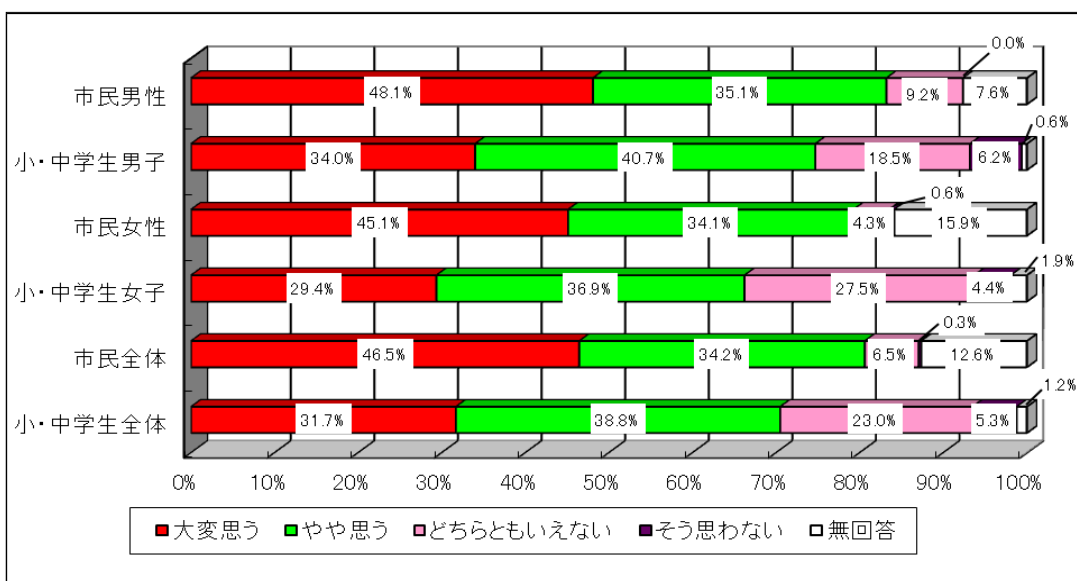
Q. 環境問題は身近な問題である



アンケート調査による評価として、85%が肯定的な回答で、否定的な回答は7.7%でした。
 前回と比較すると肯定的な回答は3ポイント減少し、否定的な回答はわずかに減少しました。
 環境問題に対しては、高い関心を持っている結果となりました。

○環境に関する市民、小・中学生アンケート結果（調査期間：平成26年12月）

Q. 環境問題解決には私たちの果たす役割は大きい



アンケート調査による評価として、肯定的な回答が市民全体で80.7%、小・中学生全体で70.5%となっており、自らが環境問題の解決に果たす役割は大きいと感じています。

環境にもっと関心をも
って行動しなければと思
います。



留萌は、季節に合った景色が見える
し、特に夏の黄金岬やゴールデンビーチ
は留萌で一番いいと思います。

でも、路上にゴミが落ちていたりして
いるので、なるべくボランティア活動を
積極的に行えるようにしたいです。

(2) 自然を活かした環境教育・学習の推進

環境学習は、生涯学習の一環として位置付けすることができるほど、市民一人ひとりが環境に配慮した生活を行っていくことが重要であるとともに、自然をいつくしむ優しい心を育むため、特に将来を担う世代に対する環境教育・学習を推進します。

【市の施策】

- ◇ 教育機関などの関係機関と連携し、環境教育・学習を推進します。
- ◇ 農業や漁業の体験学習会の開催を推進します。
- ◇ 自然、動物、植物などの学習会や観察会の開催を検討します。
- ◇ 小・中学生を対象とした環境学習を支援します。
- ◇ 環境教育を効果的に進める資料として、副読本を今後も活用しガイドブックの作成を検討します。

【市民の取組み】

- ◇ 自然観察会などに参加します。

【事業者の取組み】

- ◇ 自然環境への関心を高めます。

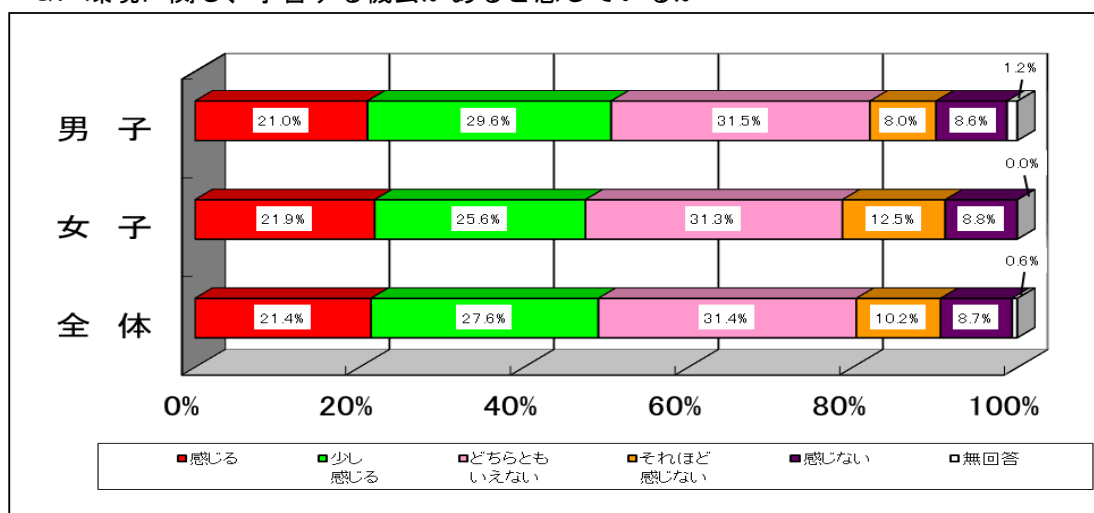
環境に関する行事を増やしてほしい。



網はずし体験

○環境に関する小・中学生アンケート結果（調査期間：平成26年12月）

Q. 環境に関し、学習する機会があると感じているか



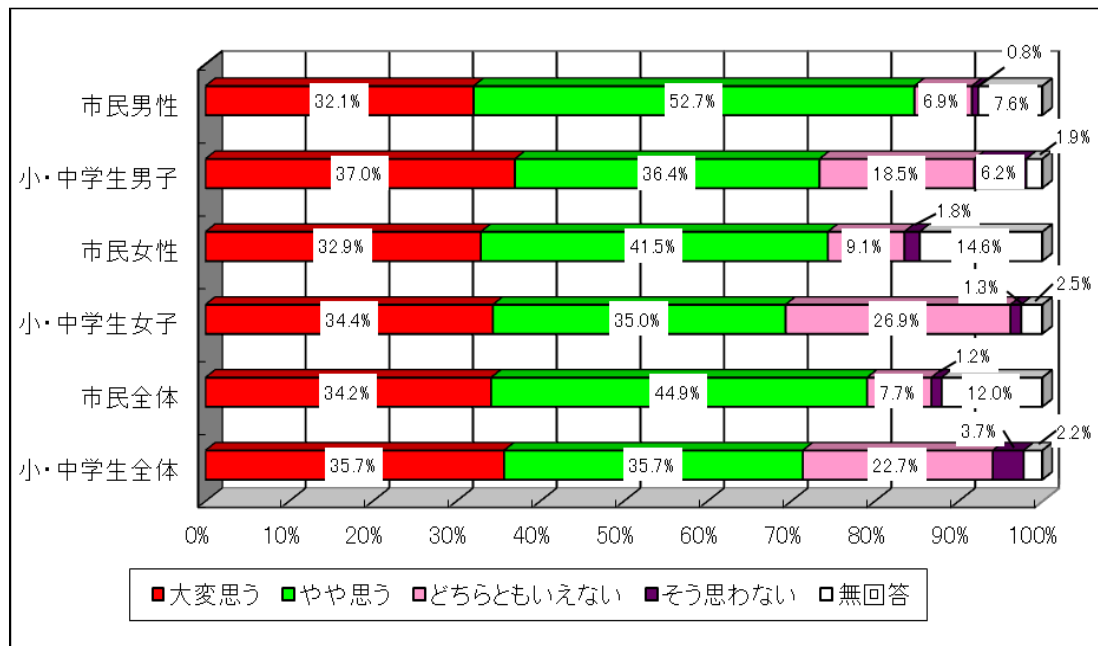
肯定的な回答は全体では約49%であり、市民アンケートの3倍の結果となっています。

学校において、環境に関する学習が行われていることが要因と考えます。

この設問では、男女間で同様の傾向がみられます。

○環境に関する市民、小・中学生アンケート結果（調査期間：平成26年12月）

Q. 環境問題について学習することは必要か



アンケート調査による評価として、肯定的な回答は市民全体で79.1%、小・中学生全体で回答が71.4%と高く、環境問題について関心を持っていることが分かります。

○環境に関する小・中学生アンケート結果（調査期間：平成26年12月）

Q. あなた自身思っていることについて（抜粋）

【生活環境】 公害などの環境問題が心配である（68件）

【廃棄物】 ごみのポイ捨てなどが多い（57件）

【都市環境】 施設や公園を増やして欲しい（45件）

【自然環境】 自然を増やしてほしい（42件）



環境学習講座「eco-アカデミア」開催の様子

2 環境情報の収集と提供

市民や事業者が環境に対する意識を高め環境保全行動に結びつけるためには、環境に関するさまざまな情報を提供することが大切です。

市民や事業者が自発的な活動を進めるため、環境の保全及び創造に関する情報を収集し、提供します。

（１）環境情報の収集と提供

環境調査事業として自動車騒音、水質、悪臭、大気調査などを毎年実施しており、今後も調査を継続して測定結果を公表し、市民及び事業者の活動の促進と環境教育及び学習を推進するため、市は収集した情報を適切に提供します。

【市の施策】

- ◇ 冊子「留萌市の環境」（毎年度発行）などにより、各種環境情報を積極的に公表します。
- ◇ 環境保全に関する制度やイベントなどの情報を収集し提供します。
- ◇ 環境情報システムの構築を推進し、情報発信に努めます。

【市民の取組み】

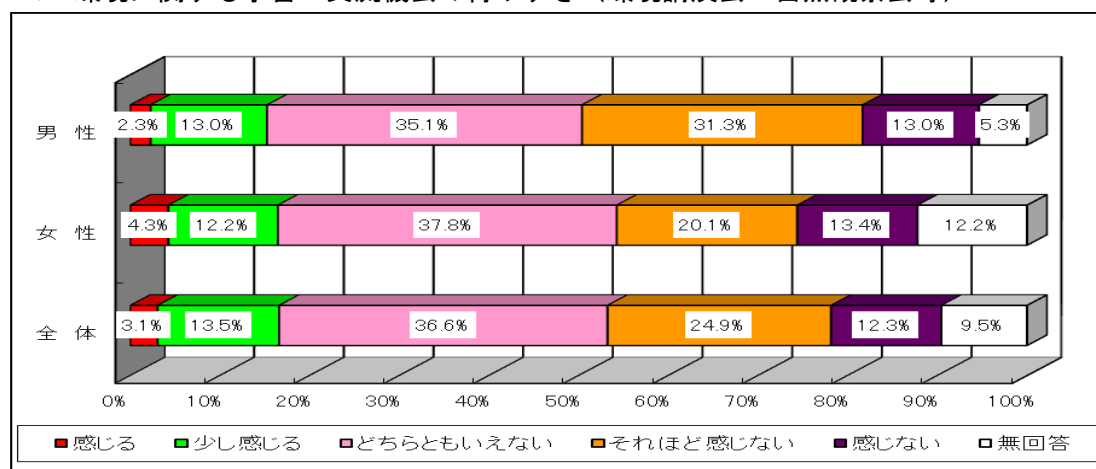
- ◇ 環境に関する情報を環境保全活動に有効に活用します。
- ◇ 環境に関する情報の収集と提供に協力します。

【事業者の取組み】

- ◇ 環境に関する情報を環境保全活動に有効に活用します。
- ◇ 環境に関する情報の収集と提供に協力します。

○環境に関する市民アンケート結果（調査期間：平成26年12月）

Q. 環境に関する学習・交流機会の得やすさ（環境講演会・自然観察会等）



アンケート調査による評価として、肯定的な答えは約17%で、前回の約19ポイントより微減し、否定的な答えは約37%で、前回より12ポイント増加しています。

情報発信の方法などを検討する必要があります。

3 地球温暖化対策の自覚と実践

地球温暖化対策の中で一番大きな問題が二酸化炭素の排出量の削減です。

市では、地球温暖化防止の取組みを実践し、二酸化炭素の排出量の削減に努めており、今後も二酸化炭素の削減に向け、この取組みを実践する範囲を広げ地球温暖化対策を推進します。

国が示した地球温暖化対策計画では、温室効果ガスの大きな削減目標の着実な実行に向けて国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的な役割を個別に設定し、国民各界各層が一丸となって取り組むこととし、地球温暖化対策に対する理解と自発的取組みの機運醸成を通じて、低炭素型の製品への買換え、サービスの利用、ライフスタイルなどを促す「COOL CHOICE（クールチョイス）」（賢い選択）を国民運動として推進することとしています。

【国の基本的役割】

- ◇ 多様な政策手段を動員した地球温暖化対策の総合的推進
- ◇ 率先した取組みの実施
- ◇ 国民各界各層への地球温暖化防止活動の働きかけ
- ◇ 地球温暖化に関する国際協力の推進
- ◇ 大気中における温室効果ガスの濃度変化の状況等に関する観測及び監視
- ◇ 「COOL CHOICE」の普及・実践



【地方公共団体の基本的役割】

- ◇ 地域の自然的社会的条件に応じた施策の推進
- ◇ 自らの事務及び事業に関する措置
- ◇ 区域の事業者・住民が行う活動の促進
- ◇ 「COOL CHOICE」の普及・実践



【事業者の基本的役割】

- ◇ 事業内容等に照らして適切で効果的・効率的な対策の自主的かつ積極的な実施
- ◇ 社会的存在であることを踏まえた取組み
- ◇ 製品・サービスの提供に当たってのライフサイクルを通じた環境負荷の低減
- ◇ 「COOL CHOICE」の普及・実践

【国民の基本的役割】

- ◇ 日常生活に起因する温室効果ガスの排出の抑制
- ◇ 地球温暖化対策活動への参加
- ◇ 「COOL CHOICE」の実践

【用語解説】

※「COOL CHOICE（クールチョイス）」とは

2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという目標達成のために、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動のことをいいます。

（１）地球環境問題の認識

地球環境問題は、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、希少な動植物の減少や種の絶滅、世界的な森林（熱帯雨林）の減少、有害廃棄物の越境移動、海洋汚染、発展途上国の公害問題、水不足、化石資源の枯渇などさまざまな環境問題を引き起こしています。

世界の二酸化炭素排出量が増加傾向にあることを踏まえ、これらの問題を市民一人ひとりが認識して二酸化炭素の削減に取り組む必要があります。

【市の施策】

- ◇ 市の公用車における、低公害車の導入を推進します。
- ◇ 地球温暖化対策に関する情報提供・対策の発信に努めます。
- ◇ 公共施設における二酸化炭素の排出削減に努め、地球温暖化対策を率先して推進します。

【市民の取組み】

- ◇ 自動車利用時は、環境への負荷を少なくする運転（エコドライブ）を実践します。
- ◇ 日常生活において、二酸化炭素の排出削減に努め、地球温暖化対策に関する情報提供・対策の知識と理解を深めます。
- ◇ 商品購入にあたって、省資源・省エネルギー型商品の購入に努めます。
- ◇ 敷地内の緑化に努めます。

冷暖房の使い過ぎに
注意します。



【事業者の取組み】

- ◇ 自動車利用時は、環境への負荷を少なくする運転（エコドライブ）を実践します。
- ◇ 事業活動において、二酸化炭素の排出削減に努め、地球温暖化対策に関する情報提供・対策の知識と理解を深めます。
- ◇ 商品購入にあたって、省資源・省エネルギー型商品の購入に努めます。
- ◇ 敷地内の緑化に努めます。

○環境に関するアンケート集計結果（調査期間：平成２６年１２月）

Ｑ．現在あなたが関心を持っている地球環境問題は何ですか（複数回答）

順位	市民アンケート	小・中学生アンケート
１位	地球温暖化（７４％）	地球温暖化（５２％）
２位	PM2. 5（３９％）	貴重な動植物の減少や種の絶滅（４４％）
３位	オゾン層の破壊（３１％）	世界的な森林減少（３９％）

※アンケート結果でも地球温暖化についての関心が高い状況となっています。

(2) 国際協力

地球環境に係わる問題は世界共通の課題であるとともに、将来の世代にも影響を与える大きな課題であり、問題解決のためには、国際的な連携・協力が不可欠です。

地球環境を視野に入れ、地域において日常生活や事業活動における環境への負荷を低減する取組みを通じて、地球温暖化、オゾン層の破壊などに関する情報・知識を共有し、地球環境の保全に関する施策を推進するとともに国際協力を推進します。

【市の施策】

- ◇ 地球規模の環境問題にまで視野を広げられるよう市民意識の向上に努めます。
- ◇ 地球環境問題における国際協力の現状と取組みに関する情報を収集し提供します。

【市民の取組み】

- ◇ 地球環境問題について関心を持ち知識を共有します。
- ◇ 地球環境問題に係る活動に参加します。



【事業者の取組み】

- ◇ 地球環境問題について関心を持ち知識を共有します。
- ◇ 地球環境問題に係る活動に支援・参加します。

※参考「オゾン層とフロン」

地球を覆うオゾン層の大部分が地球上の成層圏に存在しており、太陽光に含まれる有害な紫外線を吸収し、私たち人間を含む地球上の生物を守るという重要な働きをしています。一方、フロンは冷蔵庫やエアコンの冷媒、半導体製品や精密機器の洗浄剤、スプレーの噴霧剤などに用いられてきましたが、成層圏で紫外線により分解され、塩素原子を生じオゾン層を破壊することから、1995年末に生産・消費が停止となっています。

※参考「日本が加入している環境分野の主な条約」

- ・[南極条約] 南極地域の平和的利用を定めた条約（1961年6月）
- ・[二国間渡り鳥等保護条約] 絶滅のおそれのある鳥類の輸出入規制等に関する二国間条約（1974年アメリカ、1988年ロシア）、協定（1981年オーストラリア、中国）
- ・[ワシントン条約] 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（1975年7月）
- ・[ロンドン条約] 廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約（1975年8月）
- ・[ラムサール条約] 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（1975年12月）
- ・[世界遺産条約] 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（1975年12月）
- ・[オゾン層保護ウィーン条約] オゾン層の保護のための条約（1988年9月）
- ・[砂漠化対処条約] 深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国（特にアフリカの国）において砂漠化に対処するための国際連合条約（1996年12月）
- ・[環境保護に関する南極条約協定書] 南極の環境と生態系を包括的に保護する（1998年1月）
- ・[モントリオール議定書] オゾン層を破壊する物質に関する議定書（1989年1月）
- ・[バーゼル条約] 有害廃棄物の越境移動及びその処分の規制に関する条約（1992年5月）
- ・[生物多様性条約] 生物多様性の保全等に関する条約（1993年12月）
- ・[気候変動枠組条約] 気候変動に関する国際連合枠組条約（1994年）
- ・[京都議定書] 先進国で排出される温室効果ガスの削減に関する議定書（2001年2月）
- ・[カルタヘナ議定書] 生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関する議定書（2003年9月）

※カッコ内は条約又は議定書の発効年月

4 快適な冬の暮らしの創造

年間の約3分の1を雪と暮らすこの地域は、積雪への対策は避けることはできません。

生活道路を確保するために計画的な除排雪を実施していますが、道路への雪出しなどにより交通障害が発生し計画的な除排雪が出来ないことや、住宅などの建物が密集している地域では除雪した雪を堆積するスペースが確保できないなどの問題があります。

冬の生活を快適に過ごすためにも「市民」、「事業者」、「市」が一体となった協力体制を確立するなど、効率的で効果的な除排雪を実施し、雪に強い街づくりを推進します。

(1) 冬に強い街づくりと雪の利活用

冬に強い道路網の整備は、雪が多い本市にとっては市民生活のうえで欠くことのできない課題となっています。

積雪による交通障害を防ぐ対策や、除雪体制の充実とともに、市民参加による官民一体となった雪処理体制を図り市民の克雪、親雪、利雪意識の高揚に努めます。

【市の施策】

- ◇ 道路の安全で円滑な通行の確保に努めます。
- ◇ 市民参加による雪処理体制の確立に努めます。
- ◇ 融雪・耐雪型克雪住宅や省エネ住宅の普及に努めます。
- ◇ 雪遊びや冬のスポーツ・イベントの活発化に努めます。
- ◇ 貸出しダンプトラック及び融雪機無料貸出し制度のPRに努めます。

【市民の取組み】

- ◇ 道路への雪出しや路上駐車などにより、除排雪の妨げにならないよう努めます。
- ◇ 融雪処理システムの導入を検討します。
- ◇ 新築などの場合は、融雪・耐雪型克雪住宅の建築、雪の堆積スペースの確保や融雪槽などの設置を検討します。
- ◇ 市のダンプトラック及び融雪機無料貸付制度を活用します。
- ◇ 冬のイベントやスポーツに積極的に参加します。

【事業者の取組み】

- ◇ 道路への雪出しや路上駐車などにより、除排雪の妨げにならないよう努めます。
- ◇ 融雪処理システムの導入を積極的に検討します。
- ◇ 冬のイベントやスポーツに参加・支援します。



市道の排雪作業

※参考「省エネ住宅」

省エネ住宅とは、一般住宅で毎日の生活に使用される暖冷房や給湯、その他家電製品などの消費エネルギーを少なくするように設計された住宅です。自然エネルギーを効果的に利用する事で今まで以上の快適さを実現しています。

国土交通省では更なる二酸化炭素排出量の削減に向け平成25年に省エネルギーの基準を改正しました。

(地域区分の細分化、外皮の省エネ性能の見直し、新設：一次エネルギー消費量)



5 パートナーシップの形成

地域の環境保全を進めるため、市民参加を推進し、市民、事業者、市などとのパートナーシップの形成を図ることにより、地域が一体となって広域的な連携により取組みます。

(1) 市民、事業者、市の連携

環境保全活動を進めるにあたっては、市は率先して環境保全に努めるとともに市民や事業者などによる活動を支援します。

環境に関する政策形成や地域での環境改善活動について、市民、事業者、市が連携します。

【市の施策】

- ◇ 環境審議会委員の公募などにより、環境に関する政策形成への市民参加を推進します。
- ◇ 環境に関する政策形成に向けて、市民、事業者、市の3者で話し合う機会の確保に努めます。
- ◇ 町内会などと協力し、地域における環境改善活動への市民参加や協働の機会の確保に努めます。
- ◇ 「クリーンアップ日本海」事業を継続し、市民、事業者、市が一体となって実施します。



クリーンアップ日本海（三泊海岸）

【市民の取組み】

- ◇ 地域における環境改善活動に参加します。
- ◇ 「クリーンアップ日本海」事業に参加・協力します。

【事業者の取組み】

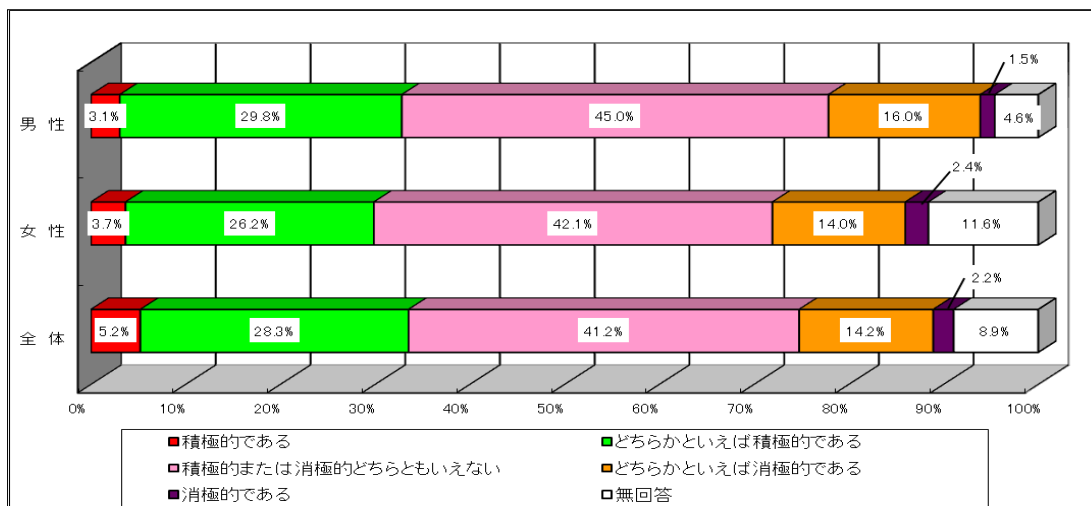
- ◇ 地域における環境改善活動に参加します。
- ◇ 「クリーンアップ日本海事業」に参加・協力します。



留萌市環境審議会

○環境に関する市民アンケート結果（調査期間：平成２６年１２月）

Ｑ．あなた自身は環境問題に対して、積極的に取り組んでいると思いますか



アンケート調査による評価として、肯定的な回答は約３１％で否定的な回答は約１７％でした。

前回と比較すると肯定的な回答は約７ポイント減少し、否定的な回答は３ポイント増加となり、依然として積極的な取り組みは低い状況にあるため、具体的な対策を講じる必要があります。

○環境に関する市民、小・中学生アンケート結果（調査期間：平成２６年１２月）

Ｑ．現在、あなたがお住まいの地区で関心を持っている環境問題はなんですか。（複数回答）

項 目	①市民（人）		回答割合	②小中学生（人）		回答割合	①＋②
	男性	女性		男性	女性		
川や海などの水の汚れ	35	36	24.6%	74	69	44.4%	33.1%
	71			143			
空気の汚れ	19	37	18.1%	28	25	16.5%	16.8%
	56			53			
騒音	10	11	7.1%	41	41	25.5%	15.9%
	21			82			
振動	12	14	8.3%	26	13	12.1%	10.0%
	26			39			
悪臭	12	7	7.1%	36	29	20.2%	12.9%
	19			65			
土壌汚染	3	2	2.2%	29	15	13.7%	7.6%
	5			44			
地盤沈下	8	10	6.2%	14	4	5.6%	5.6%
	18			18			
身近な自然の減少	18	20	12.0%	34	24	18.0%	14.8%
	38			58			
ごみ問題	44	52	32.9%	74	90	50.9%	40.2%
	96			164			
野焼き	1	4	2.2%	19	19	11.8%	6.6%
	5			38			
特にない	29	41	24.9%	36	30	20.5%	21.0%
	70			66			

アンケート調査による評価として、一番関心がある環境問題は、「ごみ問題」で全体的な割合では、約４０％と関心が一番高く、次に関心が高かった環境問題は、川や海などの水質の問題や空気の汚れとなっており、平成２６年７月に発生したシベリアでの森林火災の発生による大気汚染の問題なども関心の高さに起因していると思われます。

（２）広域的な連携の推進

環境保全施策を推進するためには、行政の果たす役割は大きなものがあります。

複数の自治体に関わる広域的な環境問題に対しては、関係する自治体や関係機関と連携・協力し、推進します。

また、必要に応じて国や道への要請を行い、広域的な視点からの取組みを推進します。

【市の施策】

- ◇ 広域的な連携を必要とする施策については、隣接自治体、国、北海道などの関係機関と協力します。
- ◇ 環境汚染の防止対策や情報交換について、隣接自治体との連携に努めます。



5 みんなでめざす環境目標

本計画では、下記の環境目標（定量的目標）を設定しています。

これらの数値を定量的にチェックすることで、計画の進捗状況を把握します。

○みんなでめざす環境目標

項 目	前計画の目標 (平成 27 年度)	現状 (平成 27 年度)	達成率	めざす目標 (2026 年度)
○全市的な低公害車の導入	——	——	——	全市的な取組みを検討
市役所の低公害車導入	5 台程度	20 台導入	400%	公用車の更新時に併せ計画的に導入
○汚水処理人口普及率	概ね 90.0%	85.9%	94.8%	94.2%
○森林面積	約 25,000 ha	約 25,000 ha	100%	約 25,000 ha を下回らないこと
○河川整備においての多自然工法の導入	全ての河川整備で導入	全ての河川整備で導入	100%	全ての河川整備で導入
○市民 1 人当たりの都市公園面積	31.00 m ²	38.0 m ²	122%	38.0 m ² を下回らないこと
○市民 1 人 1 日のごみ排出量	900 g	832 g	108.1%	788 g
○リサイクル率	90%	51%	56.6%	50% を下回らないこと

(※平成 25 年度から生ごみの堆肥化や、もやせるごみを原料とする固形燃料の製造を廃止したことにより、リサイクル率が低下)



第5章

計画の推進体制と進捗管理

本計画で示した各施策は、市の行政分野全般に関係しており、本計画の望ましい環境像を実現するためには、庁内各関係部課の連携と市民、事業者の積極的な取り組みや協働、他の行政機関との連携が必要です。

1 推進体制

本計画は、「留萌市環境基本条例」に規定されているように、市民、事業者、市がそれぞれの役割を担いながら推進する計画です。

市は各主体と環境情報の共有化を図り、共通認識の下で協力して環境配慮行動を実践・啓発を進めます。

各目標に対する施策を総合的かつ計画的に推進するため、庁内に「留萌市環境施策推進委員会」を設置し、市が実施する様々な環境関連施策の調整など、計画の推進と進捗を管理します。

その他、市長の諮問機関である留萌市環境審議会では、本計画や環境の保全及び創造に関する事項などについて審議し、市の施策に反映することとしています。

（１）市民参加

「環境基本計画」の施策等を推進するに当たって、市民の理解や意見の反映に努めます。
また、市民、事業者、市が協働して、環境保全及び創造に関する事項を進めていきます。

（２）環境審議会（「留萌市環境基本条例」第33条）

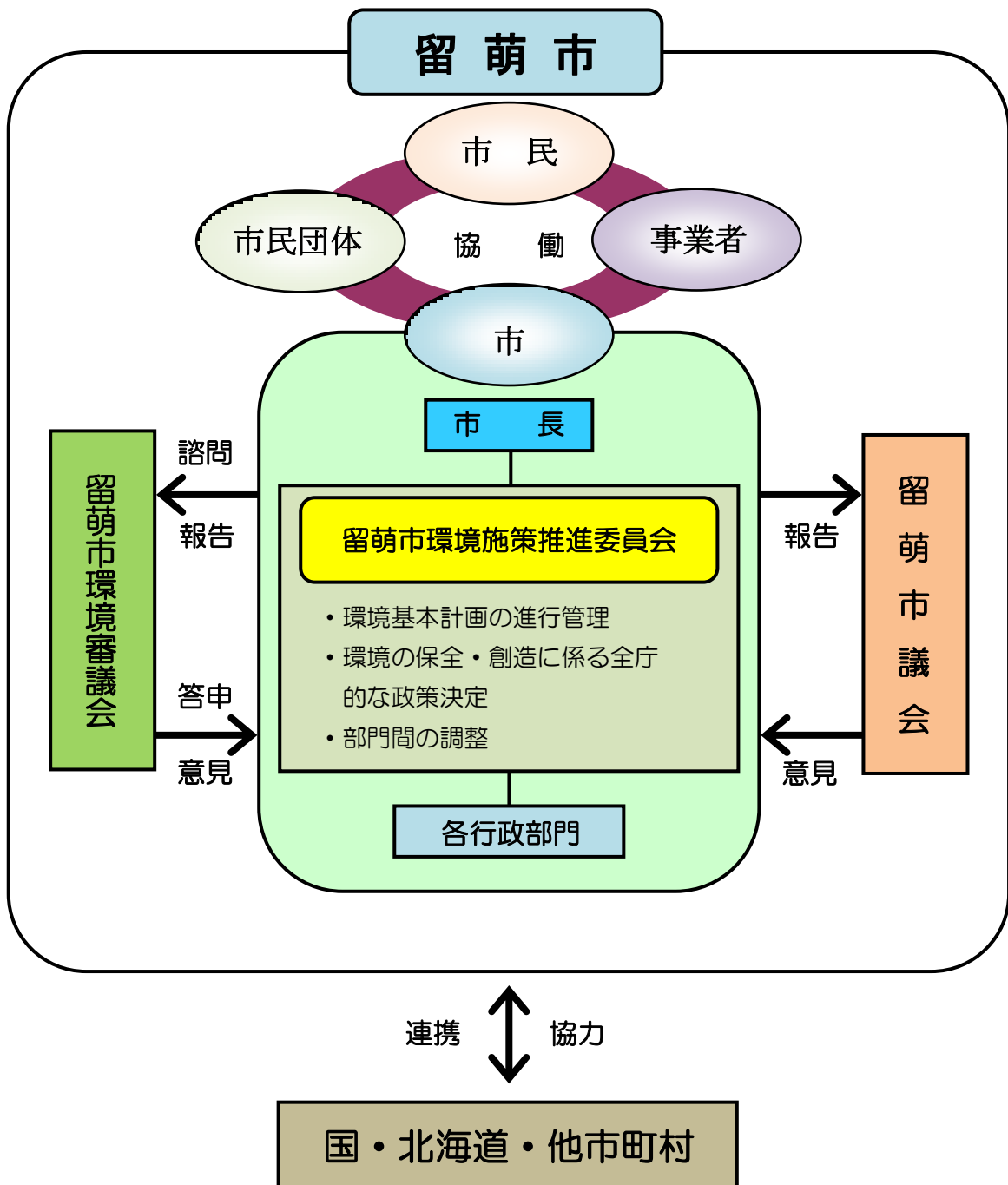
「環境基本条例」に基づき、環境の保全・創造に関する基本的事項などを調査審議するため、市長の諮問機関として設置しています。

（３）庁内体制

市は、庁内が一体となって総合的かつ計画的に本計画の推進に努める必要があることから全庁的な政策決定機関である「留萌市環境施策推進委員会」を設置し、各部の代表者で構成します。

本計画を計画的かつ確実に推進していくことを目的とし、計画の進捗管理（目標達成状況、施策の進捗状況の把握、見直し）や関連部課間の調整を行います。

○計画の推進体制イメージ図



2 進 行 管 理

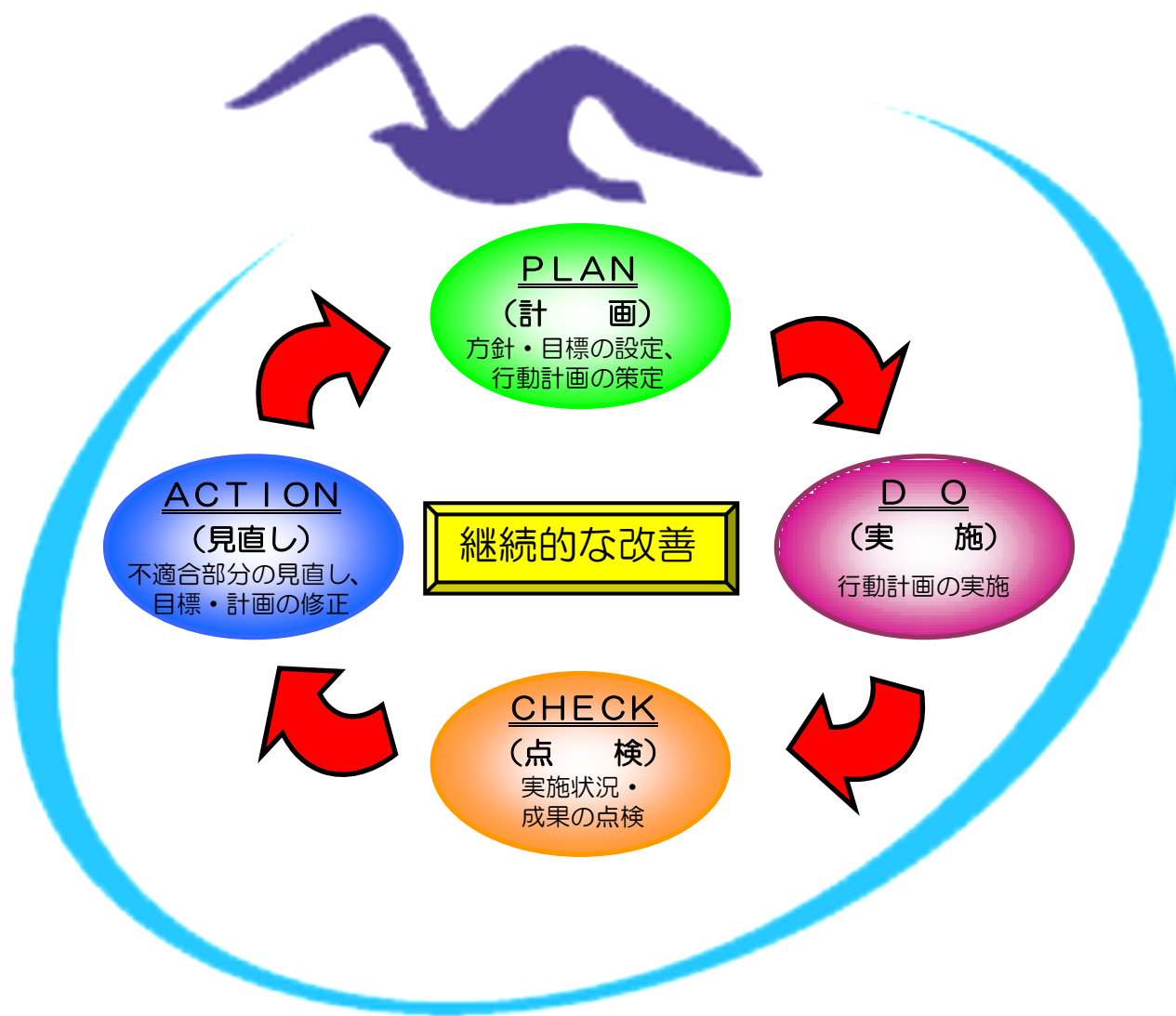
本計画で掲げた各施策が着実に実行しているかどうか定期的に点検し、実効性のあることを確認することが重要です。

本計画の実効性を確保するため、「環境マネジメントシステム」に用いられるP（PLAN）－D（DO）－C（CHECK）－A（ACTION）サイクルの考え方に基づいて、的確な進行管理を行います。

本計画の進捗状況は、毎年冊子「留萌市の環境」の中で整理し、広く市民に公表します。

また、時代の変化に伴う社会情勢の変化や環境問題を取り巻く状況の変化に対応するため、必要に応じて計画の見直しを図ります。その際、「留萌市総合計画」など他の計画との調整を図るとともに、留萌市環境審議会の意見を聴き新たな施策などを検討します。

○「環境マネジメントシステム」のP－D－C－Aの考え方





資料編

1 留萌市環境基本条例

(1) 留萌市環境基本条例

目次

- 第1章 総則（第1条―第6条）
- 第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第7条―第32条）
- 第3章 環境審議会（第33条）
- 附 則

第1章 総則

(目 的)

第1条 この条例は、良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造（以下「環境の保全及び創造」という。）について、基本理念を定め、並びに市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

(定 義)

- 第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- 2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- 3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚染（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

- 第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、市民、事業者及び市のすべての者がそれぞれの責任を認識し、公平な役割分担の下に自主的かつ相互に連携・協力して推進されなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、人と自然との共生を基本とし、循環を基調とした環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が実現されるように行わなければならない。
- 4 地球環境保全は、人類共通の課題としてとらえ、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で重要であることから、すべての者が自らの課題であることを認識し、日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

(市民の責務)

- 第4条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において、廃棄物の適正処理及び排出の抑制、資源やエネルギーの節減及び環境への負荷の低減に資する製品等の利用に努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、市民は、その日常生活において、環境に与える影響を認識し、自ら環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に努めるとともに、廃棄物の発生を抑制し、及び再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に当たって、環境に与える影響を認識し、自ら環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(市の責務)

- 第6条 市は、市民の意見を適切に反映して、環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施しなければならない。
- 2 市は、自ら率先して環境への負荷の低減に努めなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策の基本方針)

- 第7条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づく環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。
- (1) 市民の健康の保護及び生活環境の保全を図るため、大気、水、土壌等を良好な状態に保持すること。
- (2) 市民と自然との共生を図るため、生物の多様性を保全するとともに、森林、緑地、水辺等における多様な自然環境を保全すること。
- (3) 自然との豊かなふれあいを確保するとともに、地域の個性を生かした都市景観の形成及び歴史的文化的環境の形成に努め、潤いと安らぎのある快適な環境を創造すること。
- (4) 環境への負荷の少ない資源循環型社会を構築するため、廃棄物の発生の抑制及び適正な処理、資源の循環的利用並びにエネルギーの有効利用を推進すること。

(環境基本計画)

- 第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。
- 2 環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の基本的な事項について定めるものとする。
- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を適切に反映するとともに、留萌市環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境に関する報告)

- 第9条 市長は、毎年、環境の現況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を明らかにするため、報告書を作成し、公表しなければならない。

(留萌の街をきれいにする週間)

- 第10条 市民及び事業者の間に広く環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるとともに、積極的に活動を行う意欲を高めるため、留萌の街をきれいにする週間を設ける。
- 2 留萌の街をきれいにする週間は、次に掲げる期間とする。
- (1) 5月24日から5月30日まで
- (2) 9月24日から10月1日まで
- 3 市は、留萌の街をきれいにする週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(市の事業に係る環境への配慮)

- 第11条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある施策について、それを実施するに当たっては、環境への負荷が低減されるよう十分配慮するものとする。

(規制の措置)

- 第12条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(経済的措置)

第13条 市は、市民及び事業者が環境への負荷の低減に資する施設整備その他の環境の保全及び創造を図る措置をとることを助長するため、必要があるときは適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境影響評価の推進)

第14条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全及び創造に関する施設の整備等)

第15条 市は、公共下水道及び廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を推進するよう努めるものとする。

2 市は、公園及び緑地等の公共的施設の整備並びに親水性の高い水辺空間その他快適な環境の維持及び創造にかかわる事業を推進するよう努めるものとする。

(市民及び事業者の活動の促進)

第16条 市は、市民及び事業者が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び学習の推進)

第17条 市は、環境の保全及び創造についての理解を深め、自発的に活動することを促進するため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習（以下「環境教育及び学習」という。）の推進に努めるものとする。

2 前項の場合において、市は、特に将来を担う世代について、積極的に環境教育及び学習を推進するよう努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

第18条 市は、市民及び事業者の自発的な活動の促進並びに環境教育及び学習の推進を図るため、環境の保全及び創造に関する情報を収集し、これを適切に提供するよう努めるものとする。

(市民及び事業者の意見の反映と参加)

第19条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の効率的かつ効果的な推進を図るため、市民及び事業者の意見の反映並びに参加の機会の確保に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境調査の実施及び監視等の体制整備)

第20条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため環境に関する状況の調査研究を行うとともに、必要な監視、測定等の体制整備に努めるものとする。

(自然環境の保全)

第21条 市は、野生生物の保護及び森林、水辺等の多様な自然環境の保全が図られるよう努めるものとする。

(環境の保全と調和した農業及び漁業の促進)

第22条 市は、環境への負荷の低減と安全な食料の生産を図るため、肥料及び農薬の適正な使用並びに水質の保全に配慮し、環境の保全と調和した農業及び漁業が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、農業及び漁業から生ずる廃棄物が適正に処理され、並びに循環的に利用されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(公害の防止)

第23条 市は、市民の健康及び生活環境の保全が図られるよう、公害を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(快適な都市環境の形成)

第24条 市は、歴史的文化的環境の形成、緑化及び美化の推進並びに水辺の整備等により潤いと安らぎのある快適な都市空間の形成に努めるものとする。

(環境美化の推進)

第25条 市は、環境美化の推進及びその意識の高揚を図るため、空き缶や飼い犬の糞等のごみの散乱を防止し、その他必要な措置を講ずるものとする。

(快適な冬の生活環境の保全及び創造)

第26条 市は、本市の気候風土において、快適な冬の生活環境を保全し、及び創造するため、暖房用エネルギーの消費の抑制を図るとともに環境への負荷の少ない総合的な雪対策に努めるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第27条 市は、環境への負荷の低減に資する製品等の積極的な利用に努めるとともに、市民及び事業者による当該製品等の利用が促進されるように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(廃棄物の発生の抑制及び資源の循環的利用等の促進)

第28条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の発生の抑制及び適正処理、資源の循環的利用並びにエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の整備及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の発生の抑制及び適正処理、資源の循環的利用並びにエネルギーの有効利用に努めるものとする。

(地球の温暖化の防止等に関する施策の推進)

第29条 市は、地球環境保全に資するため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策を積極的に推進するものとする。

(国及び他の地方公共団体等との連携・協力)

第30条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の推進を図るため広域的な組織を必要とする施策の実施に当たっては、国、北海道及び他の地方公共団体並びに関係機関と連携・協力し、その推進に努めるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第31条 市は、その機関相互の施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に推進するための体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第32条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 環境審議会

(留萌市環境審議会)

第33条 環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、留萌市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境の保全及び創造に関する事項
- (2) 環境基本計画に関する事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、環境行政に関する事項

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、必要と認める事項を建議することができる。

4 審議会は、委員15名以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他市長が必要と認める者

5 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

7 審議会の専門委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは解任されるものとする。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(留萌市環境審議会条例の廃止)

2 留萌市環境審議会条例（平成6年留萌市条例第25号）は、廃止する。

(2) 留萌市環境基本条例の体系

○ 第1章 総 則

目 的（第1条） 良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保すること

定 義（第2条） 用語の定義 ・環境への負荷 ・地球環境保全 ・公 害

基本理念（第3条）

- ・健全で恵み豊かな環境の確保と継承
- ・市民、事業者、市の役割分担と、連携・協力
- ・環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現
- ・地球環境保全の推進

市民の責務（第4条）

- ・日常生活に伴う廃棄物の適正処理及び排出の抑制、資源やエネルギーの節減及び環境への負荷の低減に資する製品等の利用
- ・市が実施する環境の保全及び創造に関する施策への協力

事業者の責務（第5条）

- ・事業活動に伴う公害の防止、環境を保全するための措置
- ・事業活動に伴う環境への負荷の低減、廃棄物の発生抑制及び再生資源など環境への負荷の低減に資する原材料、役務等の利用
- ・市が実施する環境の保全及び創造に関する施策への協力

市の責務（第6条）

- ・市民の意見を適切に反映し、総合的かつ計画的な施策の策定及び実施
- ・自ら率先して環境への負荷の低減



○ 第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

基本方針（第7条）

- ・生活環境の保全 ・自然環境の保全
- ・潤いと安らぎのある快適な環境の創造 ・資源循環型社会の構築

環 境 基 本 計 画（第8条）

基 本 的 施 策

- | | |
|----------------------------|-------------------------------|
| ・環境に関する報告（第9条） | ・環境の保全と調和した農業及び漁業の促進（第22条） |
| ・留萌の街をきれいにする週間（第10条） | ・公害の防止（第23条） |
| ・市の事業に係る環境への配慮（第11条） | ・快適な都市環境の形成（第24条） |
| ・規制の措置（第12条） | ・環境美化の推進（第25条） |
| ・経済的措置（第13条） | ・快適な冬の生活環境の保全及び創造（第26条） |
| ・環境影響評価の推進（第14条） | ・環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進（第27条） |
| ・環境の保全及び創造に関する施設の整備等（第15条） | ・廃棄物の発生抑制及び資源の循環的利用等の促進（第28条） |
| ・市民及び事業者の活動の促進（第16条） | ・地球の温暖化の防止等に関する施策の推進（第29条） |
| ・環境教育及び学習の推進（第17条） | ・国及び他の地方公共団体等との連携・協力（第30条） |
| ・情報の収集及び提供（第18条） | ・施策の推進体制の整備（第31条） |
| ・市民及び事業者の意見の反映と参加（第19条） | ・財政上の措置（第32条） |
| ・環境調査の実施及び監視等の体制整備（第20条） | |
| ・自然環境の保全（第21条） | |



○ 第3章 留萌市環境審議会（第33条）

2

計画策定の経過

(1) 計画策定までの取組み

年 月 日	業 務 ・ 会 議 名 等	実 施 内 容
H26. 12. 2 ～12. 24	小・中学生の環境に関する アンケートの実施	市内8小・中学校の小学5年生及び中学2年生 331名に配布
H26. 12. 11 ～12. 26	市民の環境に関するアンケートの実施	満16歳以上の市民1,000名に配布
H27. 1. 21	第1常任委員会	市民、小・中学生の環境に関するアンケート結果に ついて
H27. 3. 26	平成26年度第1回環境審議会	市民、小・中学生の環境に関するアンケート結果に ついて
H27. 12. 4	留萌市環境基本計画策定庁内検討委員会 設置要綱の一部改正	留萌市環境基本計画策定庁内検討委員会の設置
H27. 12. 14	第1回 留萌市環境基本計画策定庁内検討委員会	第2期留萌市環境基本計画の策定について
H27. 12. 15	第1回 留萌市環境施策推進委員会	留萌市環境施策推進委員会設置要綱の一部改正及び第 2期留萌市環境基本計画の策定について
H27. 12. 16	平成27年度第1回環境審議会	第2期留萌市環境基本計画の策定について
H27. 12. 29	第2回 留萌市環境基本計画策定庁内検討委員会	第1回留萌市環境施策推進委員会の結果及び第2期 留萌市環境基本計画の方向性と考え方について
H28. 1. 28	第1回環境関係団体との第2期留萌市環 境基本計画に関する懇談会	第2期留萌市環境基本計画の方向性と考え方につい て
H28. 10. 31	第3回 留萌市環境基本計画策定庁内検討委員会	第2期留萌市環境基本計画の策定について
H28. 11. 29	第2回環境関係団体との第2期留萌市環 境基本計画に関する懇談会	第2期留萌市環境基本計画の策定について
H28. 12. 27	第4回 留萌市環境基本計画策定庁内検討委員会	第2期留萌市環境基本計画の策定について
H29. 1. 10 ～ 2. 10	第2期留萌市環境基本計画に関するパブ リックコメントの実施	第2期留萌市環境基本計画に関する意見の募集
H29. 1. 30	第1常任委員会	第2期留萌市環境基本計画の策定状況について
H29. 2. 14	第2期留萌市環境基本計画に関するパブ リックコメントの結果	第2期留萌市環境基本計画に関する意見の募集結果 について
H29. 2. 17	第5回 留萌市環境基本計画策定庁内検討委員会	第2期留萌市環境基本計画に関する意見の募集結果 について
H29. 2. 24	第2回 留萌市環境施策推進委員会	第2期留萌市環境基本計画案について
H29. 2. 27	第1常任委員会	第2期留萌市環境基本計画のパブリックコメント実 施結果について
H29. 3. 7	平成28年度第1回環境審議会	第2期留萌市環境基本計画案について、市長から諮 問書提出
H29. 3. 9	留萌市環境審議会	第2期留萌市環境基本計画答申書提出

(2) 諮問・答申

留都環第 512 号
平成29年3月7日

留萌市環境審議会
会 長 渡 部 英 次 様

留萌市長 高 橋 定 敏

第2期留萌市環境基本計画について（諮問）

本市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、留萌市環境基本条例第8条第3項及び第33条第2項第2号の規定に基づき、第2期留萌市環境基本計画について意見を求めます。

平成29年3月9日

留萌市長 高 橋 定 敏 様

留萌市環境審議会
会 長 渡 部 英 次

第2期留萌市環境基本計画について（答申）

平成29年3月7日付留都環第512号で当審議会に対して、留萌市環境基本条例について諮問を受け、慎重に審議した結果、提示された第2期留萌市環境基本計画素案については、概ね妥当であると認め、下記の意見を付して答申いたします。

記

《第2期留萌市環境基本計画に関する意見》

- 1 「望ましい環境像」の実現に向け、市民、事業者及び市が連携や協力のもと、本計画を着実に推進すること。
- 2 本計画を実行性の高いものとするため、市民や事業者の目線に立ち、主体的に取り組む機会を確保・提供すること。
- 3 本計画の進捗状況を把握・評価し、必要に応じて適切な見直しを実施すること。

3 国の地球温暖化対策計画（抜粋）

平成28年5月13日閣議決定

第3章 目標達成のための対策・施策

第1節 国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割

地球温暖化対策の推進に関し、国は以下の基本的役割を担うこととし、地方公共団体、事業者及び国民には以下の役割を担うことが求められる。

各主体がこのような役割分担を認識した上で相互に密接に連携して対策を推進することにより、各主体の取組単独による効果を超えた相乗的な効果を発揮することが期待される。

1. 「国」の基本的役割

（1）多様な政策手段を動員した地球温暖化対策の総合的推進

国は、温室効果ガスの排出の削減等のためには、都市構造や社会経済活動、生活様式の見直しが不可欠であることや、対策が遅れば遅れるほど将来により大幅な削減をしなければならないこと、東日本大震災及び原子力発電所事故を契機とした国民のライフスタイルや意識の変化を踏まえつつ、本計画の推進を通じて、我が国の地球温暖化対策の全体枠組みの形成と地球温暖化対策の総合的实施を担う。また、国の各機関は、この全体枠組みに沿って十分な連携を図り、自主的手法、規制的手法、経済的手法、情報的手法、環境影響評価を含む多様な政策手段を動員して、対策を推進する。

さらに、国の各機関は、地球温暖化防止を主目的としない施策の実施に当たって、温室効果ガスの排出の抑制等に資するように配慮する。

（2）率先した取組の実施

国は、社会全体への普及促進を重視しつつ、自らがその事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全のための措置を率先して実施する。

（3）国民各界各層への地球温暖化防止行動の働きかけ

国は、地球温暖化問題に関する知見の国民への提供、問題の解決につなげるための具体的行動等に関する情報を国民に伝え、国民各界各層の意識の改革、行動の喚起を推進する。

国は、国民各界各層による地球温暖化防止対策に自主的に取り組む活動を促進するため、本計画に即して国民各界各層への重層的、波動的な普及啓発・情報提供を行う。その際、国民から広くアイデアを募り、成功事例が共有されるよう、普及啓発を全国津々浦々に展開する。普及啓発事業ごとに目標を設定し、PDCA（企画・実行・評価・改善）サイクルを通してより効果的な地球温暖化防止活動の展開を図る。このため、関係府省庁が一丸となって、産業界、労働界、教育界、地方公共団体、地球温暖化防止活動推進員、地域地球温暖化防止活動推進センター及び民間団体その他の地球温暖化防止活動に取り組む多様な主体との連携及び協力を得て、より効果的な国民への普及啓発を行う。また、国はこれらの取組により資するよう、地球温暖化問題に関する科学的知見の充実及び共有に努める。

また、地球温暖化防止に関する認知度や取組度合いに関する適切な指標・目標を設定し、中央環境審議会による厳格なPDCAサイクルを実施し、より効果的な普及啓発の展開を図る。

(4) 地球温暖化対策に関する国際協力の推進

気候変動問題の解決のためのあらゆる行動は、一国だけでなく国際的な協調により効果的、効率的に進めていくことが極めて重要である。こうした考えから、我が国は、国際的な地球温暖化対策を進めるため、世界全体での排出削減につながる取組も積極的に推進していく。

(5) 大気中における温室効果ガスの濃度変化の状況等に関する観測及び監視

地球温暖化に係る観測・監視については、第3回地球観測サミット（2005年）において承認された地球観測に関する「GEOS10年実施計画」の後継として地球観測に関する政府間会合（GEO）閣僚級会合（2015年11月、メキシコシティ）において承認された「GEO戦略計画

2016－2025」及び総合科学技術会議の「地球観測の推進戦略」（2004年（平成16年）12月27日決定・意見具申）等を踏まえ、温室効果ガス、気候変動及びその影響等を把握するための総合的な観測・監視体制を強化する。

2. 「地方公共団体」の基本的役割

(1) 地域の自然的社会的条件に応じた施策の推進

地方公共団体は、その地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を推進する。例えば、再生可能エネルギー等の利用促進と徹底した省エネルギーの推進、低炭素型の都市・地域づくりの推進、循環型社会の形成、事業者・住民への情報提供と活動促進等を図ることを目指す。

都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市は、本計画に即して、地方公共団体実行計画において、地域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定める計画（以下「地方公共団体実行計画区域施策編」という。）を策定し実施する。また、その他の地方公共団体も、地方公共団体実行計画区域施策編を策定し実施するよう努める。

(2) 自らの事務及び事業に関する措置

地方公共団体は、自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指すべきである。このため、都道府県及び市町村は、本計画に即して、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画事務事業編」という。）を策定し実施する。

(3) 特に都道府県に期待される事項

都道府県においては、管下の市町村における取組の優良事例の情報収集と他の市町村への普及促進に取り組むよう努める。

また、地方公共団体実行計画の策定・改定や同計画に基づく取組が困難な市町村に対し、技術的な助言や人材育成の支援等の措置を積極的に講ずるよう努める。

3. 「事業者」の基本的役割

(1) 事業内容等に照らして適切で効果的・効率的な対策の実施

事業者は、法令を遵守した上で、創意工夫を凝らしつつ、事業内容等に照らして適切で効果的・効率的な地球温暖化対策を幅広い分野において自主的かつ積極的に実施する。また、省CO2型製品の開発、廃棄物の減量等、他の主体の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置についても推進する。

(2) 社会的存在であることを踏まえた取組

社会の一員である事業者は、単独に又は共同して自主的に計画を策定し、実施状況を点検する。また、従業員への環境教育を実施するとともに、労働組合や消費者団体・地域団体等と連携した温室効果ガスの排出の抑制や企業による敷地内の緑化等による温室効果ガス吸収源対策等に取り組む。また、国、地方公共団体の施策に協力する。

(3) 製品・サービスの提供に当たってのライフサイクルを通じた環境負荷の低減

事業者は、製品・サービスのサプライチェーン及びライフサイクルを通じ、温室効果ガスの排出量等の把握に努めるとともに、カーボン・オフセットを含め、これらの環境負荷の低減に寄与する製品・サービスの提供を図る。また、製品・サービスによる温室効果ガス削減に関連する情報を提供する。

4. 「国民」の基本的役割

(1) 日常生活に起因する温室効果ガスの排出の抑制

温室効果ガスの排出は、社会システムやライフスタイルの在り方及び国民一人一人の行動に大きく左右されることを認識し、国民は、自ら積極的に現在の行動様式の変革や行動喚起に取り組む。

具体的には、自らのエネルギー消費量・温室効果ガス排出量を把握するとともに、冷暖房時の室温の適正化を図る「クールビズ」や「ウォームビズ」をはじめ、地球温暖化対策に資するあらゆる賢い選択を促す国民運動「COOLCHOICE」を推進し、健康面への配慮や快適性など豊かさのある低炭素住宅・建築物の選択、省エネルギー機器への買換え、次世代自動車の活用、エコドライブの推進、公共交通機関や自転車の利用促進、カーボン・オフセットの実施、電力の排出原単位の小さい電気の選択等により、低炭素ライフスタイルへの転換を進める。

(2) 地球温暖化防止活動への参加

国民は、地球温暖化問題への理解を更に深めるとともに、地球温暖化防止の国民運動（COOL CHOICE）、3 R（廃棄物等の発生抑制・循環資源の再使用・再生利用）推進の国民運動、森林づくりや都市緑化などの緑化運動等、地球温暖化対策に資する各主体が行う様々な活動に積極的に参加するなど、各主体との連携した取組を実施する。

4 留萌市環境審議会

(1) 委員名簿（H28.4.1現在）

（敬称略）

役 職	氏 名	推 薦 団 体 等
会 長	渡 部 英 次	（社）留萌医師会
副会長	中 尾 克 美	南るもい農業協同組合
委 員	会 田 由記子	留萌消費者協会
〃	金 子 知 美	一 般 公 募
〃	川 村 真 二	留萌商工会議所
〃	笹 森 文 夫	留萌市小中学校長会
〃	佐 藤 友 子	一 般 公 募
〃	宍 戸 隆 好	一 般 公 募
〃	西 村 強	留萌市環境衛生推進協議会
〃	布 施 利 彦	新星マリン漁業協同組合
〃	舩 田 諭 希	一 般 公 募
〃	町 田 めぐみ	一 般 公 募
〃	山 本 京 子	一 般 公 募
〃	吉 田 龍	北海道薬剤師会留萌支部
〃	米 倉 礼 子	一 般 公 募

(1) 設置要綱

(設 置)

第1条 留萌市環境基本条例(平成15年条例第15号)の基本理念に基づき、本市の良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため庁内組織として留萌市環境施策推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関すること
- (2) 環境基本計画の推進に関すること
- (3) 環境施策に関する庁内各部の調整に関すること
- (4) 庁内環境率先行動計画の推進に関すること
- (5) その他環境保全施策に関し必要なこと

(組 織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- (1) 委員長は、副市長とする
- (2) 副委員長は、都市環境部長とする
- (3) 委員は、別表に掲げる職にある者をもって構成する

(委員長及び副委員長の任務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が召集し、その議長にあたる。

2 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を求めることができる。

(庶 務)

第6条 会議の庶務は、都市環境部環境保全課において処理する。

(委 任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年1月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月14日から施行する。

(2) 委員名簿

役 職 名	所屬(役職)名
委 員 長	副市長
副 委 員 長	都市環境部長
委 員	総務部長
〃	地域振興部長
〃	市民健康部長
〃	教育部長
〃	市立病院事務部長
〃	議会事務局長
〃	消防長

(3) 庶 務

役 職 名	所屬(役職)名
庶 務	都市環境部環境保全課長
〃	都市環境部環境保全課環境保全係長
〃	都市環境部環境保全課環境保全係主任
〃	都市環境部環境保全課廃棄物対策係長

(1) 設置要綱

(設 置)

第1条 留萌市環境基本条例(平成15年条例第15号)の基本理念に基づき、本市の良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための長期的な目標及び基本方針を定める留萌市環境基本計画(以下「計画」という。)を策定するため、留萌市環境基本計画策定庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関すること
- (2) 計画の策定に関すること
- (3) その他計画の策定に関し必要なこと

(組 織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- (1) 委員長は、都市環境部長とする
- (2) 副委員長は、環境保全課長とする
- (3) 委員は、別表に掲げる職にある者をもって構成する

(委員長及び副委員長の任務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が召集し、その議長にあたる。

2 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を求めることができる。

(庶 務)

第6条 会議の庶務は、都市環境部環境保全課において処理する。

(委 任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月8日から施行する。

(2) 委員名簿

役 職 名	所屬(役職)名
委 員 長	都市環境部長
副 委 員 長	都市環境部環境保全課長
委 員	総務部総務課長
〃	地域振興部政策調整課長
〃	市民健康部保健医療課長
〃	地域振興部農林水産課長
〃	都市環境部都市整備課長
〃	都市環境部建築住宅課長
〃	都市環境部上下水道課長
〃	地域振興部経済港湾課長
〃	教育委員会学校教育課長
〃	教育委員会生涯学習課長

(3) 庶 務

役 職 名	所屬(役職)名
庶 務	都市環境部環境保全課環境保全係長
〃	都市環境部環境保全課環境保全係主任
〃	都市環境部環境保全課廃棄物対策係長

第2期留萌市環境基本計画

平成29年3月発行

発 行 留 萌 市

編 集 都市環境部環境保全課

〒077-8601 留萌市幸町1丁目11番地

TEL (0164) 42-1806 内線124、125

FAX (0164) 43-8778

URL <http://www.e-rumoi.jp/>

Mail seikatukankyou@e-rumoi.jp
